

平成23年度

ひょうご男女共同参画白書

平成23年9月

兵庫県

男女共同参画社会の実現に向けて

とうとう本県も人口減少社会に突入しました。しかも、少子化、高齢化、地域格差の拡大の3つの課題が同時進行しています。今後、将来にわたって社会の活力を維持していくためには、職場、地域、家庭などのあらゆる場で、男女が互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくことが大切です。

兵庫県は、「ひょうご男女共同参画プラン21」や「男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画社会づくりのための総合的な施策を展開してきました。本年3月には、これまでの成果と課題を踏まえ、今後5年間の基本的な指針となる「新ひょうご男女共同参画プラン21」を策定し、さらなる取組を推進しています。

新プランの柱の1つが、女性の就業や起業等をサポートするチャレンジ支援です。出産を機に約6割の女性が退職し、その後子どもの成長とともに就職を希望する方が増えるものの、復職できるのは半数にも満たない状況です。女性が活躍できる機会の確保に向け、一層力を注いでいかななくてはなりません。

このため、県では本年6月から県立男女共同参画センターに女性就業支援員を配置し、きめ細かな就業支援を行っています。また、8月からは地域消費生活センターなど県内7か所で女性の就業支援のための情報提供サービスを開始しました。さらに、市町では「女性チャレンジひろば」の開設が増えるなど、チャレンジする女性のための取組の輪が広がっています。

この白書は、男女共同参画社会づくり条例に基づく年次報告書として、男女共同参画社会づくりの状況を、「さまざまな分野で活躍する女性の割合」「家庭・地域生活における男女共同参加・参画」「働く場における男女共同参画の状況」の3つに分けて分析しています。また、県及び市町における男女共同参画施策の取組状況をまとめています。

本書を通して、一人でも多くの皆さんが男女共同参画社会について考え、身近なところから取り組んでいただくきっかけになることを願っています。

平成23年9月

兵庫県知事

井戸敏三

目 次

第1部 「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況

さまざまな分野で活躍する女性の割合	1
地域・家庭生活における男女共同参加・参画	4
働く場の男女共同参画の状況	10

第2部 兵庫県の男女共同参画の取組状況

1 新ひょうご男女共同参画プラン2.1に基づく取組状況	15
2 平成23年度兵庫県男女共同参画社会づくり施策体系表	24
3 兵庫県立男女共同参画センターの概要	29
4 第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 -	31

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

1 県内市町における男女共同参画施策の取組状況	35
2 県内市町における女性の公職参加状況	36
3 市町DV基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置状況	41
4 県内市町 男女共同参画担当一覧	42
5 県内市町 男女共同参画活動拠点施設一覧	47

参考資料

男女共同参画社会づくり条例、同規則	49
男女共同参画社会づくり協定制度の概要	55
男女共同参画推進員制度の概要	58
男女共同参画申出処理制度の概要	59
男女共同参画推進本部設置要綱	60
女性問題に関する相談機関一覧	63
男女共同参画の推進に関する年表	65

第 1 部

「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況

「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況

男女共同参画社会づくり条例に基づく年次報告として平成 23 年度男女共同参画白書を作成します。同白書は、県の男女共同参画社会の形成状況を示すとともに、全庁をあげて推進している施策や、県自らがモデル職場をめざす「ひょうごアクション 8」の進捗状況のほか、県内市町の取組についてもまとめています。

さまざまな分野で活躍する女性の割合

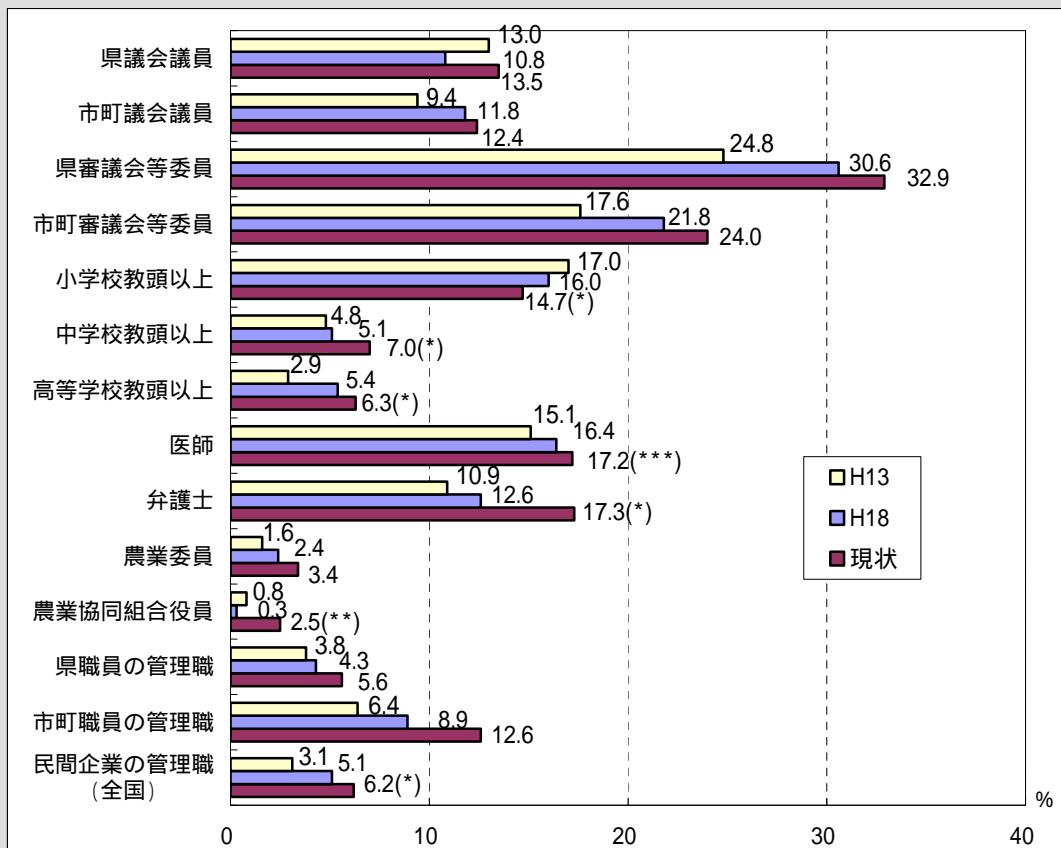
県では、新たな分野での活躍や政策・方針決定過程にかかわる機会の確保に向け、さらなる活躍をめざす女性を支援するために、女性のチャレンジ支援に関する取組などを進めています。各分野で指導的地位に立つ女性の割合は上昇しているものの、全体としては依然低い水準です。

方針決定過程への女性の参画

各分野で指導的地位に占める女性割合は上昇しているが、全体として低い

過去 10 年前から指導的地位に占める女性割合をみると、あらゆる分野で着実に上昇しているものの、県審議会等委員を除くと 30% に達しておらず、全体として依然低い水準です。

各分野における指導的地位に占める女性割合（兵庫県）



備考：兵庫県企画県民部調べ（現状：平成 23 年現在 * は 22 年、** は 21 年、*** は 20 年現在）

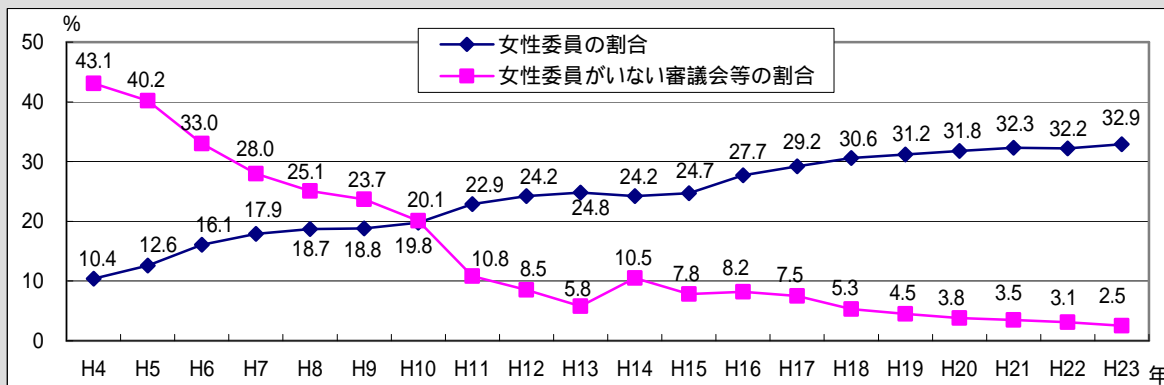
（注）：「民間企業の管理職」は全国データ（民間企業の管理職 = 部長級 + 課長級）

第1部 「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況

県の審議会等における女性委員割合は32.9%、女性委員がない審議会等割合は2.5%

県の審議会等における女性委員の割合は32.9%で、前年（32.2%、全国33位）より0.7ポイント上昇しており、防災会議など女性委員がない審議会等の割合は2.5%で、前年（3.1%）より0.6ポイント低下しています。

県の審議会等における女性委員割合等（兵庫県）



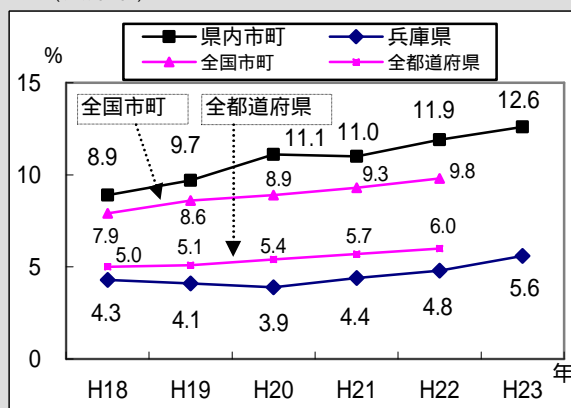
備考：兵庫県企画県民部調べ

女性管理職の割合は、県職員 5.6%、市町職員 12.6%

県職員の管理職に占める女性の割合は5.6%で前年（4.8%、全国28位）より0.8ポイント上昇しています。市町においては12.6%と、前年（11.9%、全国10位）より0.7ポイント上昇しています。

（*管理職：本庁課長相当職以上）

県・市町職員の管理職に占める女性割合（兵庫県）



備考：兵庫県企画県民部調べ（各年4月現在）

農業分野における女性の参画

農業従事者に占める女性割合が減少するなか、女性農業委員割合は上昇傾向にある

県内の農業委員に占める女性の割合は、平成23年8月現在3.4%になっています（平成22年10月現在：2.7%、全国39位）。

また、農業協同組合の正組合員に占める女性割合は21.7%、女性役員は2.5%を占めています。

	農業委員数	うち女性
H20.10	1,006人	23人
H21.10	985人	24人
H22.10	989人	27人
H23.8	986人	34人

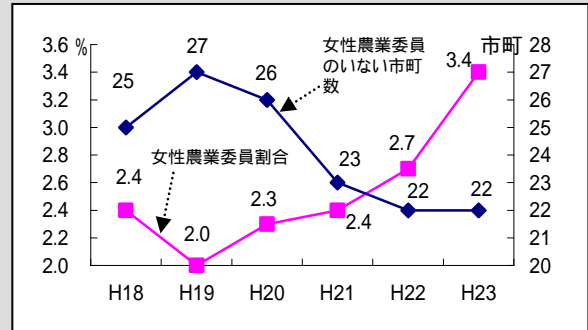
備考：兵庫県農政環境部調べ

（注）：「H23.8」欄の数値は、H23.7実施の第21回統一選挙後の結果

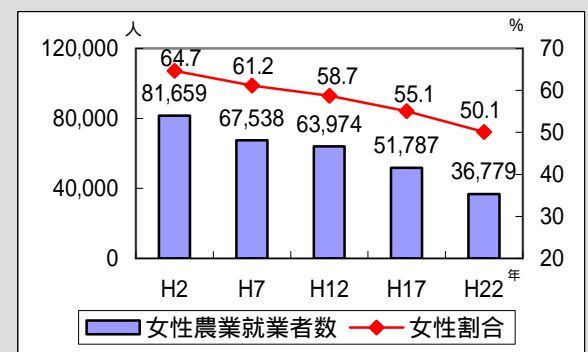
	農業協同組合(うち女性)	女性割合
正組合員数	213,100(46,216)人	21.7%
役員数	396 (10)人	2.5%

備考：農林水産省「平成21事業年度総合農協統計表」

県内の女性農業委員の状況（兵庫県）



農業就業人口に占める女性割合（兵庫県）



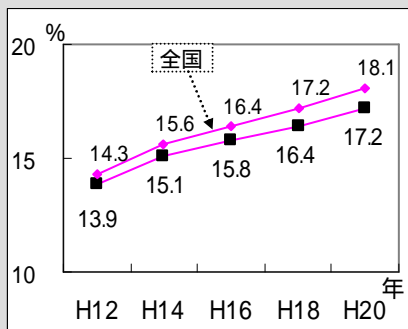
備考：農林水産省「農林業センサス」

医療分野における女性の参画

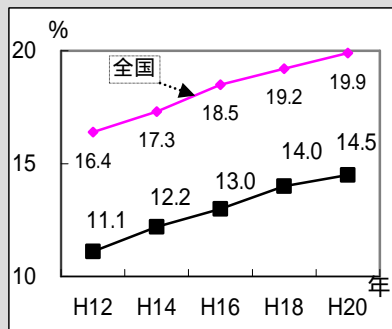
女性の医師、歯科医師割合は上昇傾向にある

平成20年における県内医療施設に従事する女性医師割合は17.2%（全国平均18.1%）、女性歯科医師割合は14.5%（全国平均19.9%）、女性薬剤師割合は78.8%（全国平均67.0%）となっています。また、女性役員については、県医師会では平成20年度に初めて誕生して現在役員30人中2人、県薬剤師会では役員28人中6人、県歯科医師会は現在1人もいない状況です。

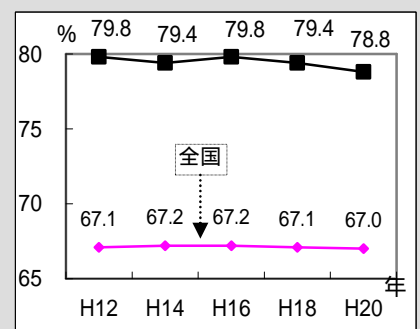
女性医師の割合（兵庫県）



女性歯科医師の割合（兵庫県）



女性薬剤師の割合（兵庫県）

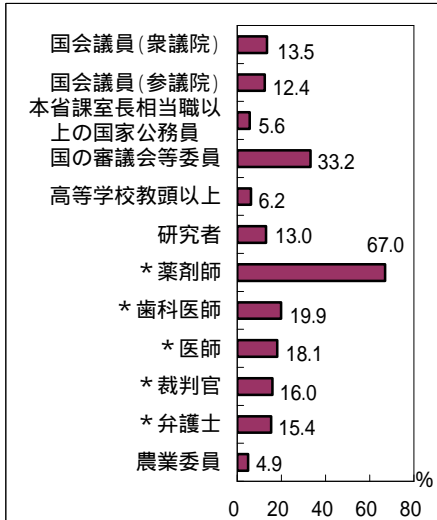


備考：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

< 全国の状況 >

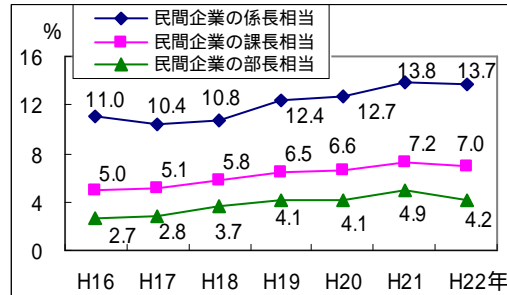
民間企業の管理職や司法分野における女性割合は緩やかに増加していますが、政府が定める「2020年30%の目標」には依然差があります(図1-1、1-2、1-3)。

各分野における「指導的地位」に占める女性割合(全国)(図1-2)



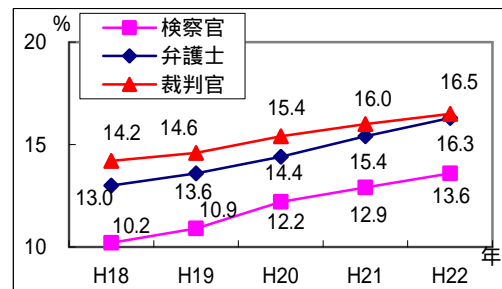
備考：国の男女共同参画白書等より作成
平成21年現在(*は20年)

民間企業の役職別管理職に占める女性割合(全国)(図1-1)



備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

司法分野における女性割合(全国)(図1-3)



備考：裁判官は最高裁判所調べ、検察官は法務省調べ、弁護士は日本弁護士連合会事務局調べ

地域・家庭生活における男女共同参加・参画

地域が抱える幅広い課題には、男女双方の視点から解決策に取り組むことが重要ですが、女性が意思決定過程に十分に参画しているとは言えない状況です。

一方家庭では、パートナーからの暴力や児童虐待の相談件数が増加傾向にあり、暴力被害者への支援や暴力根絶のための意識啓発など、一層の取組が必要となっています。

地域活動への女性の参加・参画状況

地域で活動する女性リーダーは依然少ない

自治会長に占める女性割合は5.4%(全国4.1%)、PTA会長に占める女性割合は20.5%(全国10.5%)ですが、地域で活動する女性リーダーは依然として少ない状況です。

地域活動リーダーの女性割合(兵庫県)

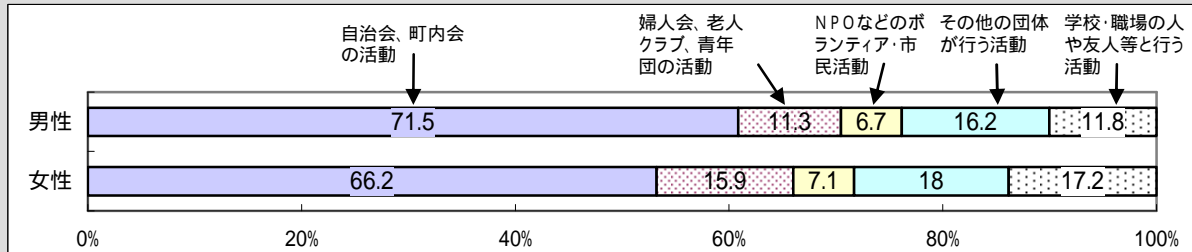
区分	女性割合	女性割合(全国)
自治会長(兵庫県:H23)	5.4%	4.1%
PTA会長(小中学校単位)(兵庫県:H23)	20.5%	10.5%

備考：兵庫県企画県民部調べ
(注)「女性割合(全国)」欄はH22の数値

地域活動への参加状況は、男女ともに自治会、町内会活動が最も多い

過去おおむね1年間に参加した地域活動について、男女ともに「自治会、町内会の活動」が最も多く、男性は71.5%、女性は66.2%となっています。他の項目ではすべて女性が男性を上回っており、とりわけ「婦人会、老人クラブ、青年団の活動」や「学校・職場の人や友人等と行う活動」では、約5ポイントの差があります。

地域活動への参加状況（兵庫県）

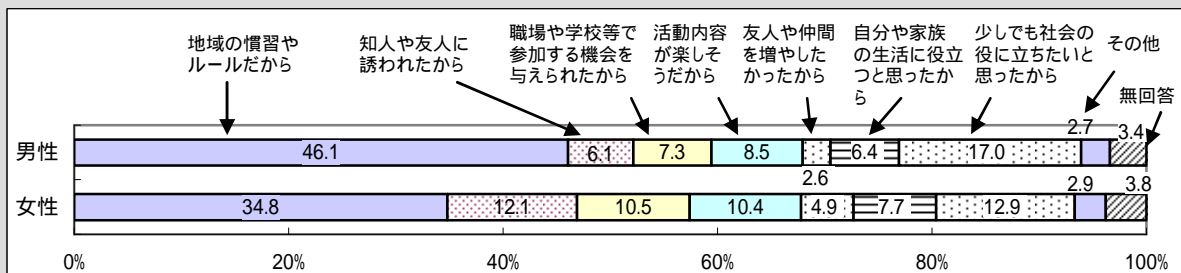


備考：兵庫県「県民意識調査」（平成22年）

地域活動に参加する主なきっかけは、地域の慣習やルール

地域活動に参加したきっかけは、男女ともに「地域の慣習やルールだから」が最も多く、男性は46.1%、女性は34.8%、「少しでも社会の役に立ちたいと思ったから」は男性17.0%、女性12.9%、「知人や友人に誘われたから」は女性が12.1%で、男性（6.1%）の2倍になっています。

地域活動に参加したきっかけ（兵庫県）



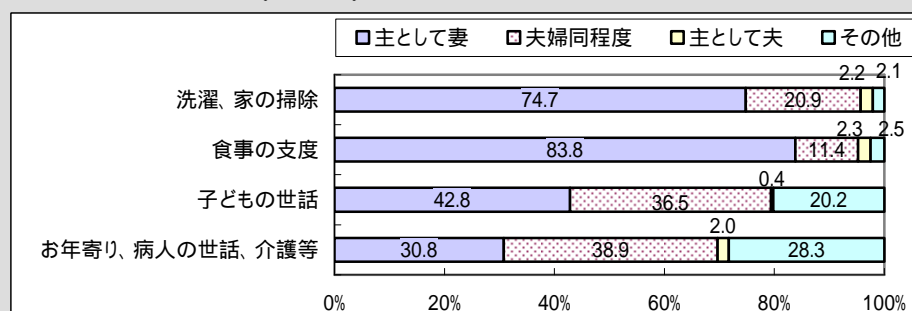
備考：兵庫県「県民意識調査」（平成22年）

家庭での役割分担

家庭での食事の支度は8割、洗濯、家の掃除は7割を妻が担っている

「食事の支度」の83.8%、「洗濯、家の掃除」の74.7%は、主として妻が担っていますが、「子どもの世話」や「お年寄り、病人の世話、介護等」は、夫婦同程度がいずれも4割となっています。

家庭での役割分担（兵庫県）



備考：兵庫県「県民意識調査」（平成21年）

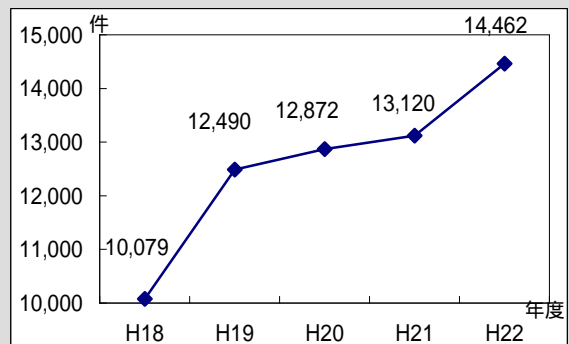
女性に対する暴力・児童虐待への対策

DV相談件数は年々増加している

平成22年度に、県の配偶者暴力相談支援センター（県立女性家庭センター）、県立男女共同参画センター、県警察本部及び市町等に寄せられたDV相談件数を合わせると14,462件で、前年（13,120件）より1,342件増えており、年々増加しています。

備考：兵庫県健康福祉部調べ

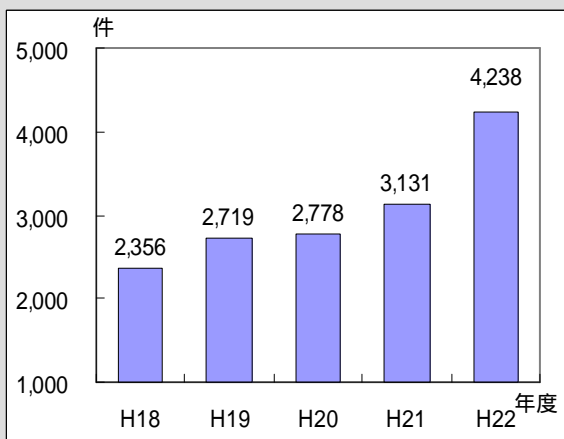
配偶者等からの暴力(DV)相談件数(兵庫県)



児童への主な虐待者は7割が実母、2割が実父

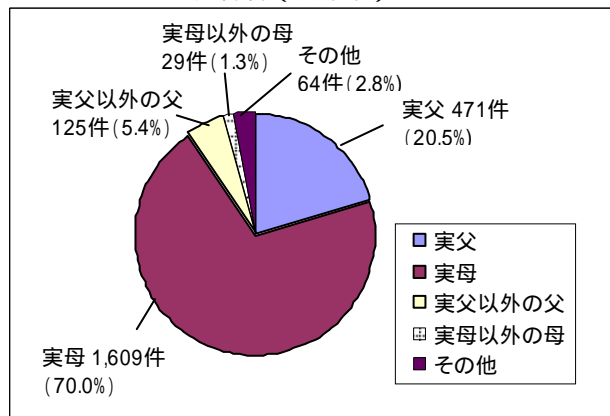
県及び市町における児童虐待相談受付件数は年々増加傾向にあります。平成22年度のこども家庭センター（県5・神戸市1）での主な虐待者は実母が70.0%で最も多く、次いで実父が20.5%となっており、虐待者の9割は実父母です。

県内市町における児童虐待相談受付件数(兵庫県)

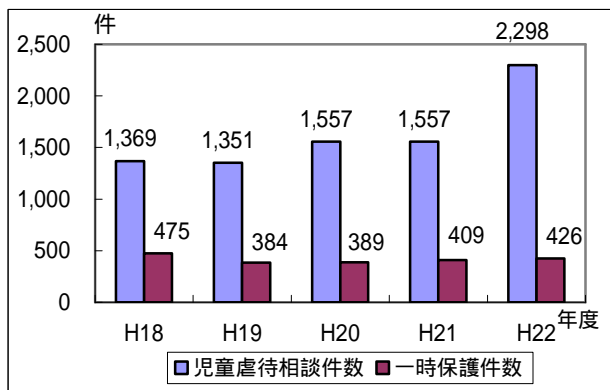


備考：兵庫県健康福祉部調べ

児童への主な虐待者(兵庫県)



こども家庭センターにおける児童虐待相談受付件数(兵庫県)



高齢者をめぐる状況

ひとり暮らしの高齢者の7割を女性が占めている

65歳以上高齢者のうち女性の割合は57.4%と過半数を占めており、75歳以上になるとその割合は62.2%とさらに高くなっています。ひとり暮らし高齢者に占める女性割合は73.2%(全国72.8%)で、およそ4人に3人が女性です。

高齢者に占める女性割合(兵庫県)

	女性人口	女性割合
65歳以上	726,646人	57.4%
75歳以上	375,442人	62.2%

備考：厚生労働省「厚生労働統計」
(平成23年2月1日現在)

ひとり暮らし高齢者に占める女性割合(兵庫県)

	女性人口	女性割合	女性割合(全国)
ひとり暮らし高齢者(65歳以上)	142,182人	73.2%	72.8%

備考：国勢調査(平成17年)

高齢者虐待の対象は8割が女性、虐待者の6割が男性となっている

被虐待者の状況(兵庫県)

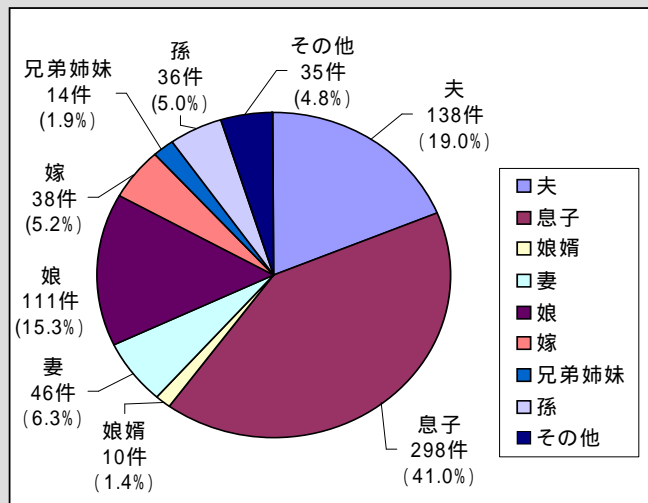
	男性	女性	合計
人数	166人	535人	701人
割合	23.7%	76.3%	-

被虐待者の76.3%は女性です。

高齢者を虐待するのは、息子(41.0%)が最も多く、夫(19.0%)、娘婿(1.4%)を合わせると61.4%が男性です。

備考：平成21年度高齢者虐待の報告

虐待者の状況(複数回答)(兵庫県)



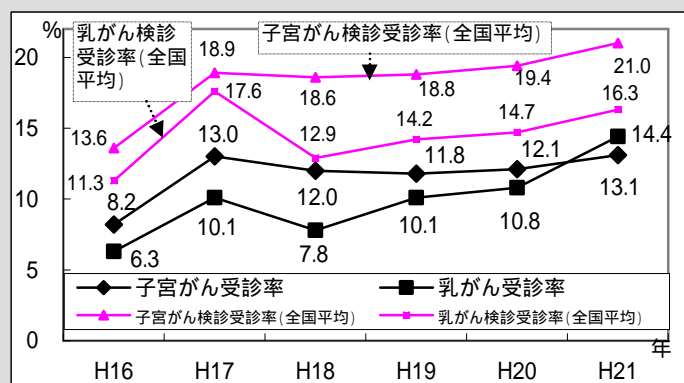
心身の健康の保持・増進

検診受診率は、子宮がんは13.1%、乳がんは14.4%

子宮がん検診の受診率は13.1%(全国平均21.0%、全国47位)で、前年(12.1%)より1.0ポイント上昇しており、乳がん検診の受診率は14.4%(全国平均16.3%、全国34位)で、前年(10.8%)より3.6ポイント上昇しています。

備考：厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」

子宮がん・乳がん検診受診率の年次推移(兵庫県)

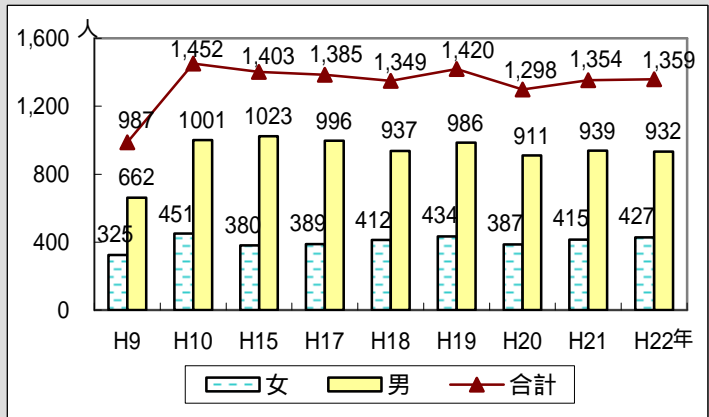


第1部 「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況

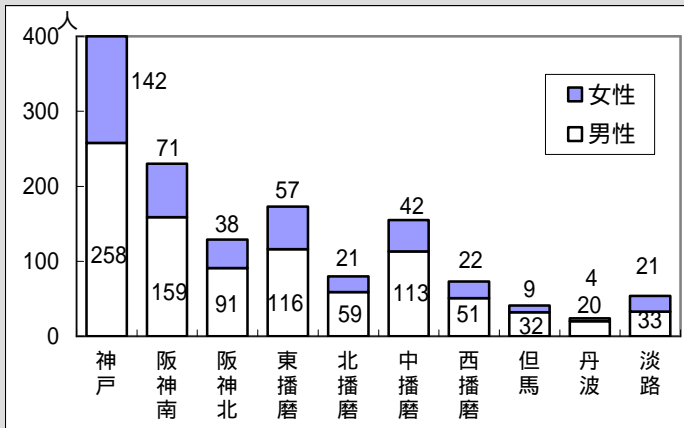
自殺者の7割は男性が占めている

平成22年の本県における自殺者数は1,359人。このうち男性は932人で68.6%を占めています（全国70.3%）。自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）は24.3（全国平均24.9 全国16位）となっています。

自殺者数の推移（兵庫県）



備考：警察庁資料より作成



圏域別にみると、神戸地域、淡路地域では女性の割合が高くなっています（県平均31.4%、神戸35.5%、淡路38.9%）。

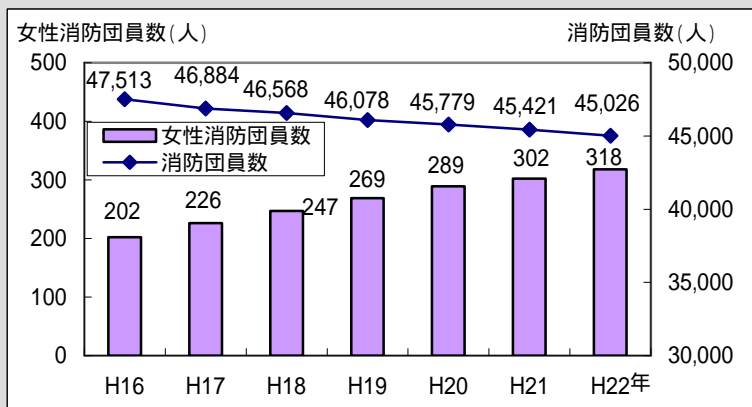
資料：警察庁資料より作成

防災・災害復興への取組

消防団員数は年々減少しているが、女性の消防団員は年々増加している

消防団員数が年々減少傾向にあるなか、県の女性消防団員数は318人で、年々増加していますが、消防団員全体（45,026人）に占める割合は0.7%で、全国平均に比べて低くなっています（全国平均2.2% 全国43位）。

消防団員数（兵庫県）



備考：総務省消防庁調べ

< 全国の状況 >

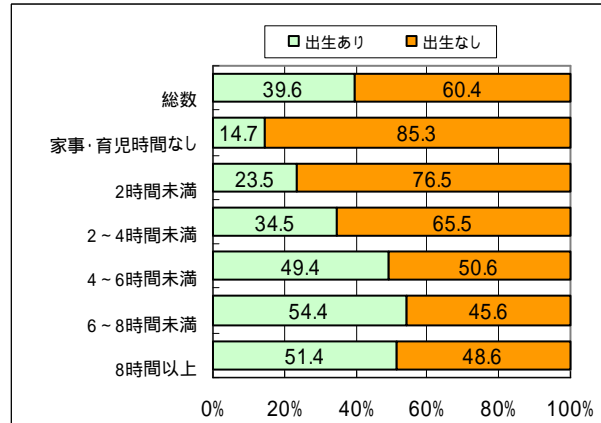
第2子以降の出生の状況を見ると、子どものいる夫婦では、夫の休日における家事・育児時間は長くなっています(図2-1)。

要介護者及び同居している主な介護者ともに、女性が約7割を占めています(図2-2)。

DVについては、女性の33.2%、男性の17.8%はこれまでに配偶者から暴力を受けています(図2-3)。

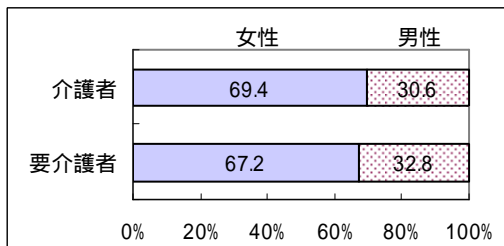
自殺者については、平成22年中31,690人を数え、このうち男性が約7割を占めています。年齢別にみると、特に男性については、近年45歳~60歳までと、80歳以上の二つの山があります(図2-4)。

夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況(全国)(図2-1)



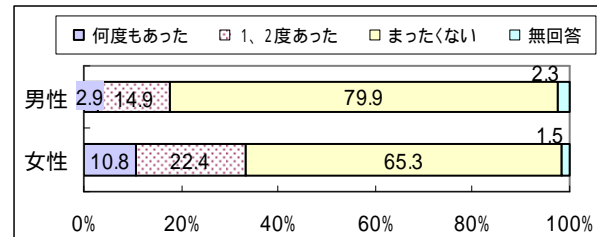
備考：厚生労働省「第7回21世紀成年者縦断調査」(平成22年)

同居している主な介護者と要介護者の構成割合(全国)(図2-2)



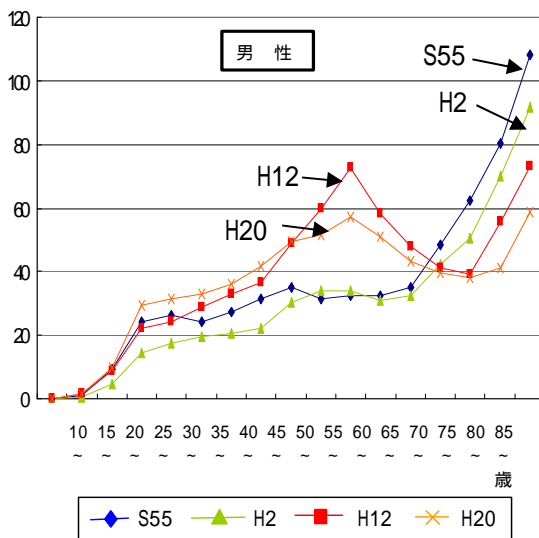
備考：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)

配偶者からの被害経験(全国)(図2-3)

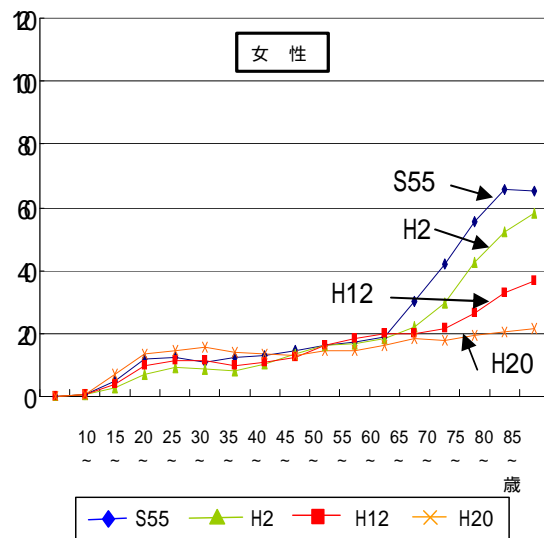


備考：内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)

年齢階級別自殺死亡率の推移(全国)(図2-4)



(自殺死亡率：人口10万人あたり自殺者数)



備考：厚生労働省資料より作成

働く場の男女共同参画の状況

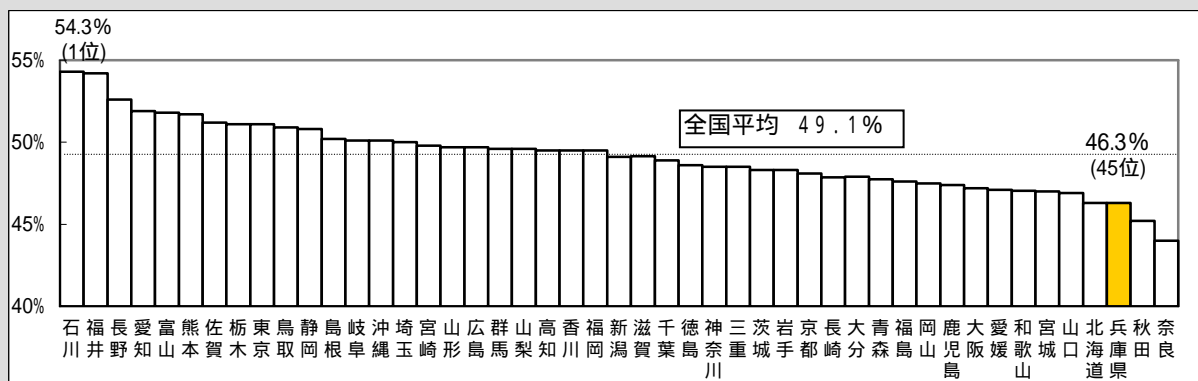
共働き世帯は増えているものの、年々増加する非正規労働者の7割が女性であり、男女間の賃金格差があることなど、結婚・出産した女性が継続就業できないのが現状です。本県の女性労働力率は全国的にみても低い水準にあり、職場環境の整備や再就職を希望する女性を支援する取組が求められています。

男女の労働の現状

女性の労働力率は46.3%で、全国45位

平成22年における本県の女性労働力率は46.3%(全国平均49.1%、全国45位)で、5年前(45.3%)より1.0ポイント上昇しています。

都道府県別の女性労働力率

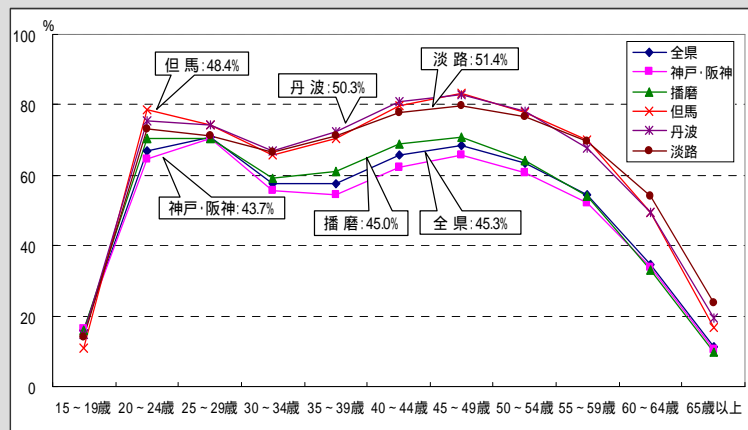


備考：平成22年国勢調査抽出速報集計

女性労働力率は但馬・丹波・淡路地域が高く、神戸・阪神地域は低く、播磨地域はその中間

県内の女性労働力率は、地域によって隔たりがあり、但馬・丹波・淡路地域は全国的にみても高い水準にあるものの、人口の多い神戸・阪神地域は低く、播磨地域はその中間となっています。

地域別の女性労働力率（兵庫県）



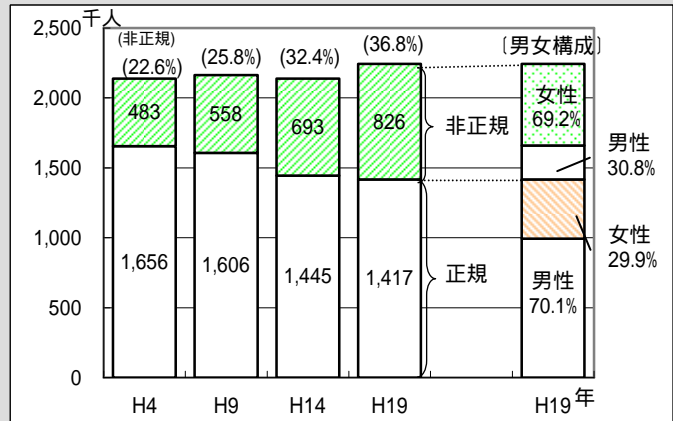
備考：平成17年国勢調査

非正規労働者の7割を女性が占めている

非正規労働者の割合は一貫して上昇しており、そのうち女性が69.2%（全国68.7%）を占めています。一方、正規労働者については、女性の占める割合は29.9%（全国30.7%）にとどまっています。

備考：総務省統計局「就業構造基本調査」

正規労働者と非正規労働者の推移（兵庫県）

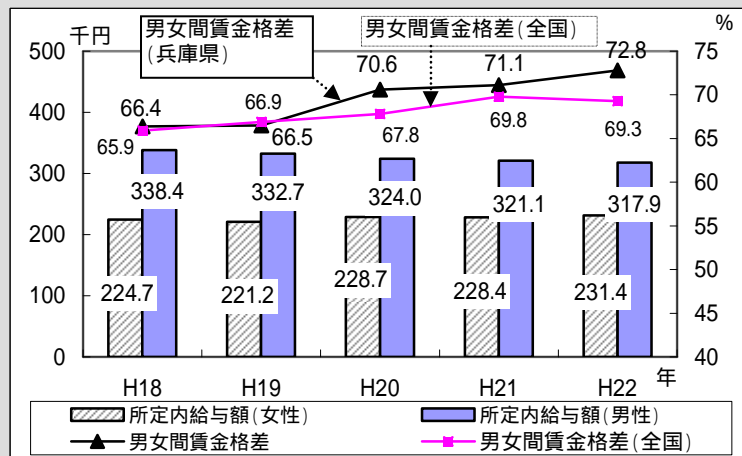


男女間賃金格差は少しずつ縮まっている

所定内給与額について、男性が減少傾向であるのに対し、女性は増加傾向にあります。平成22年における所定内給与額の男女間格差については男性100に対し、女性は72.8（全国69.3）で、年々少しずつ縮まっています。

備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

所定内給与額と男女間賃金格差の推移（兵庫県）

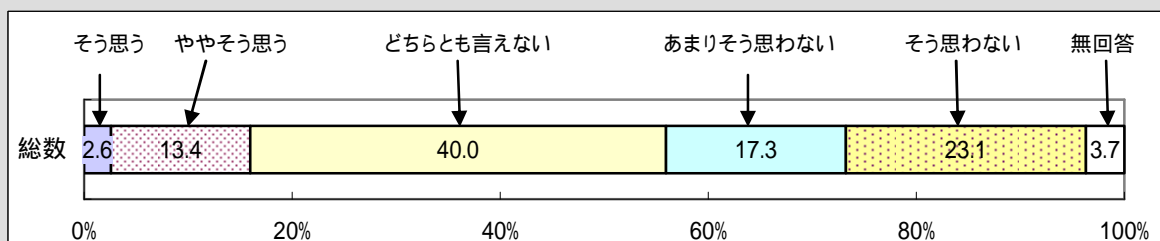


仕事と生活のバランス

仕事と生活のバランスの取組が推進されていると認識している事業所は6社に1社程度

昨年度と比べ、仕事と生活のバランスの取組が推進されている（「そう思う」+「ややそう思う」）と回答した事業所は、16%にとどまっています。

仕事と生活のバランスの取組の推進状況（兵庫県）



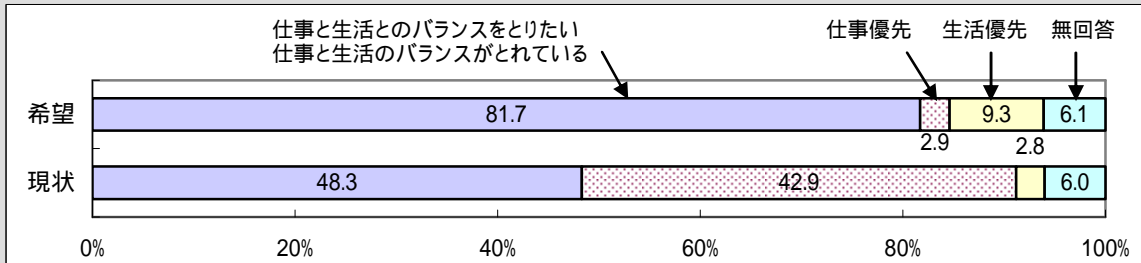
備考：(財)兵庫県勤労福祉協会「平成22年度事業所・勤労者の実態調査」

第1部 「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況

仕事と生活のバランスをとりたいと希望しても、そのうち6割程度しか実現していない

仕事と生活のバランスの希望と現状について、81.7%の勤労者が「仕事と生活のバランスをとりたい」と希望しているものの、現状では「仕事と生活のバランスがとれている」のは48.3%にとどまっており、「仕事優先」が42.9%となっています。

仕事と生活のバランスの希望と現状（兵庫県）



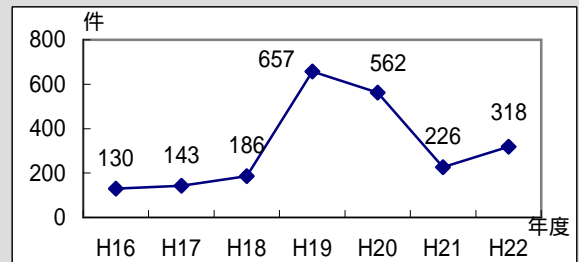
備考：(財)兵庫県勤労福祉協会「平成22年度事業所・勤労者の実態調査」

職場における男女の均等

減少傾向にあったセクシュアル・ハラスメント相談件数は、再び増加に転じている

平成22年度に、兵庫労働局に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数は318件と、前年度より92件増加しています。いわゆる男女雇用機会均等法が改正された平成19年をピークに減少していましたが、再び増加に転じています。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数（兵庫県）



備考：兵庫労働局雇用均等室調べ

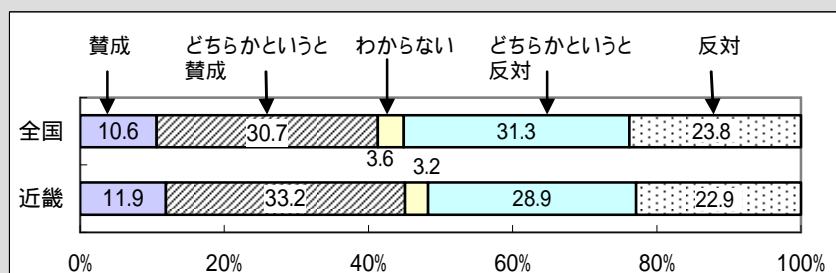
男女共同参画に関する意識

近畿地域は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成する割合が高い

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、近畿地域では賛成の割合（「賛成」+「どちらかという賛成」）は45.1%を占めており、全国（41.3%）よりも3.8ポイント高くなっています。

賛成する割合は全国10地域のうち、東海地域（47.4%）に次いで2番目に高い割合となっています。

性別による役割分担の意識（全国、近畿）



備考：内閣府「男女共同参画に関する世論調査（平成21年）」

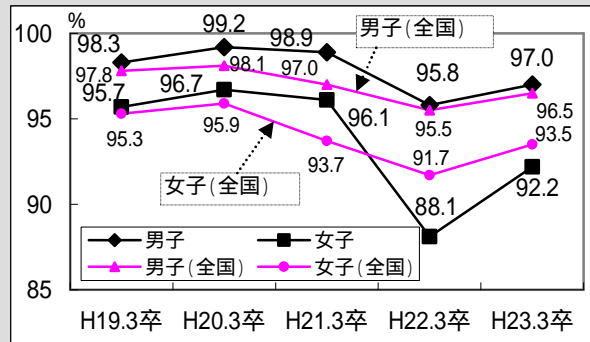
学校種類別の就職状況

高校新卒者の就職内定率は男子が女子を上回っている

本県の高校新卒者（平成23年3月現在）の就職内定率は、男子は97.0%（全国平均96.5%、全国32位）で、前年より1.2ポイント上昇し、女子は92.2%（全国平均93.5%、全国38位）で、前年より4.1ポイント上昇しています。

備考：厚生労働省、文部科学省共同調査

高校新卒者の就職内定率（兵庫県）



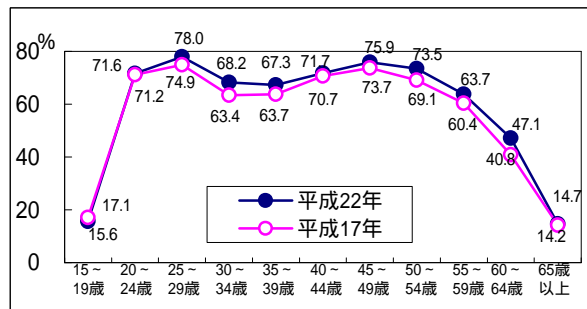
< 全国の状況 >

平成22年における年齢階級別の女性労働力率について、いわゆる「M字カーブ」は以前に比べて底が浅くなっています（図3-1）。

事業所における育児休業取得率は、女性83.7%、男性1.38%で、依然として男女間で大きな差があります（図3-2）。

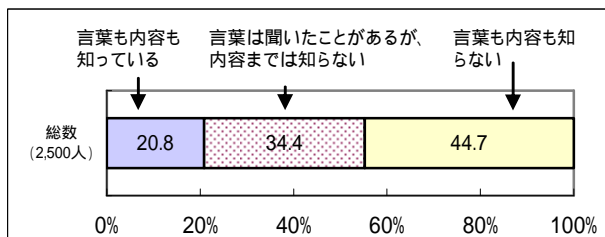
仕事と生活のバランスについての認知度は2割程度にとどまっています（図3-3）。

年齢階級別の女性労働力率（全国）（図3-1）



備考：平成22年国勢調査抽出速報集計

仕事と生活のバランスの認知度（全国）（図3-3）



備考：内閣府「仕事と生活の調和の実現に影響を与える生活環境に関する意識調査」（平成23年2月調査）

育児休業取得率（全国）（図3-2）
（単位：%）

年度	女性	男性
H17年度	72.3	0.50
H18年度	88.5	0.57
H19年度	89.7	1.56
H20年度	90.6	1.23
H21年度	85.6	1.72
H22年度	83.7	1.38

備考：厚生労働省「雇用均等基本調査」、平成18年までは「女性雇用管理基本調査」

< 市町における計画・条例・活動拠点等の整備状況 >

1 市町における男女共同参画計画・条例・活動拠点施設の整備状況

(H23.8.1 現在)

区 分	制定等市町 (比率)	市 町 名
計 画	35市町 (85.4%)	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、太子町、香美町、新温泉町
条 例	7市町 (17.1%)	神戸市、尼崎市、芦屋市、赤穂市、宝塚市、小野市、多可町
活動拠点施設	19市 (46.3%)	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市

(注) 現在、計画は1市(淡路市)で、条例は3市(姫路市、川西市、加西市)で、活動拠点施設は2市(西脇市、朝来市)で整備等を検討中

2 市町における配偶者暴力(DV)基本計画・配偶者暴力相談支援センターの整備状況

(H23.8.1 現在)

区 分	制定等市町 (比率)	市 町 名
基 本 計 画	7市 (17.1%)	神戸市、明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、小野市
配偶者暴力相談支援センター	3市 (7.3%)	神戸市、伊丹市、宝塚市

(注) 今年度中に、新たに基本計画は12市町(姫路市、尼崎市、西宮市、たつの市、西脇市、三木市、三田市、加西市、養父市、丹波市、宍粟市、播磨町)で、配偶者暴力相談支援センターは1市(芦屋市)で開設等を予定

第2部

兵庫県の男女共同参画の取組状況

1 新ひょうご男女共同参画プラン2.1に基づく取組状況

本県では、これまで男女共同参画社会の実現に向けて「ひょうご男女共同参画プラン2.1」（計画期間：平成13年度～22年度）及び「男女共同参画社会づくり条例」（平成14年4月施行）に基づき、全庁をあげて男女共同参画社会づくりのための取組を進めてきました。

とりわけ、平成22年度は、新ひょうご男女共同参画プラン2.1策定に向けて、県民からの意見募集や関係団体等とのリレートーク、男女共同参画審議会・政策部会などを行った一年でした。

本県における男女共同参画の現状については、指導的地位に占める女性割合は着実に上昇しているものの、全体としてはまだ多くの課題が残されています。

<平成22年度の取組実績と平成23年度の取組方針>

女性のチャレンジ支援

新たな分野での活躍や政策・方針決定過程にかかわる機会の確保に向け、さらなる活躍をめざす女性を支援していきます。

女性チャレンジひろば機能の充実（企画県民部、産業労働部）

女性チャレンジひろば就業サポート事業の実施（新規）

「ひょうご女性チャレンジひろば」に、ハローワークがウェブ上で情報提供している求人情報を検索・閲覧できる専用パソコンを設置するとともに、女性就業支援員（ウィ・ナビ）を配置し、就業を希望する女性に対する助言等きめ細かい支援を行います。

開設日 平成23年6月1日



ウィ・ナビが助言しているときの様子（H23.6.1）

* 女性労働力率 県46.3%（全国平均49.1%）全国45位（H22）

<女性の就業支援のためのコミュニティ・サイトの開設>

再就職等をめざす子育て中の母親や、これから母親になる女性などを対象に、会員同士のリアルタイムな情報交換や仲間づくりを応援するためのコミュニティ・サイトを開設しました。また、子連れでも参加できるセミナーを開催し、女性の就業を支援します。

開設日 平成23年3月12日 運営管理者 NPO法人ママの働き方応援隊

女性チャレンジひろばの活動支援

「ひょうご女性チャレンジひろば」において、相談、情報提供などの入口から出口（就職・起業・在宅ワーク・地域活動）まで、ワンストップによる総合的な支援を行っています。今後、県民のより身近なところで必要な情報が得られ、気軽に相談に応じられるよう、「女性チャレンジひろば」の拡充強化を図りながら子育てと仕事の両立支援策を充実します。

また、官民がネットワークを組んだ「ひょうご女性チャレンジねっと」により、女性チャレンジひろばの活動を支援し、女性のチャレンジをサポートしていきます。

・女性チャレンジひろばでの情報提供・相談件数 4,318件（22年度）
（県ひろば 2,665件、市ひろば 1,653件）

- ・県立男女共同参画センターが実施する再就職パソコン講座等受講者の就職率
60.4% (21年度実施分)

女性チャレンジひろば開設市 21市

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市

* 南あわじ市は平成23年4月、芦屋市は同年5月に開設

女性の活躍応援事業の実施（企画県民部）

女性の活躍を応援するため、それぞれの希望に応じたチャレンジを支援する環境整備や意思決定過程への女性の参画が加速するよう、NPO、大学研究者、農業団体、公務員の領域ごとに交流会等を開催します。



農業団体の女性交流会（H22.10.7）

平成22年度実績

- ・女性交流会開催回数 10回
- ・チャレンジ相談会開催回数 84回（17市町で開催）

神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、芦屋市、相生市、豊岡市、西脇市、三木市、小野市、三田市、加西市、養父市、南あわじ市、淡路市、たつの市、多可町

平成23年度 7分野、全20回程度開催

女性就業いきいき応援事業の実施（産業労働部）（新規）

出産、育児等の理由により離職した人を対象に、再就業に向けた一歩を踏み出すための具体的なスキルや心がまえの習得とともに、就業後も助け合える仲間づくりを支援します。

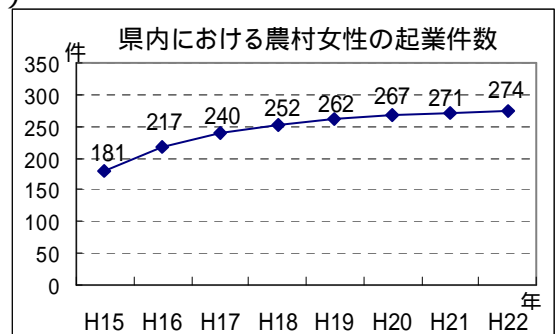
- ・女性就業応援キックオフセミナーの開催（県内4か所）
- ・再就業応援セミナーの開催（長期3回、短期3回）
- ・起業応援セミナーの開催（2回）

農業における女性の活動の促進（農政環境部）

地元農産物を用いた加工品の開発や経営指導など、農村女性の起業活動を支援します。

また、女性が、農業委員として幅広く登用されるよう市町に対して働きかけを行い、農業経営における女性の参画を支援します。

- * 県内の女性農業委員 2.7%（全国39位）
県農業就業人口に占める女性割合 50.1%



資料：農政環境部調べ

女性の農業委員

	全委員数	うち女性委員数	女性割合	女性委員のいる市町村数
全 国	36,330人	1,791人	4.9%	905市町村
兵庫県	989人	27人	2.7%	19市町

資料：農林水産省調べ（H22.10 現在）

男女ともの家庭生活と地域活動への参画促進

男女ともに、家庭や地域社会の一員として、子育てや地域活動等に参画できるよう、地域で家庭を応援する主体的で自発的な活動への参画を促進します。

ひょうご家庭応援県民運動の推進支援（企画県民部）

県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深め、地域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」の展開を支援します。

- ・「家族の日」運動の普及推進（写真コンクールの開催、啓発ポスターの作成）
- ・ひょうご家庭応援県民大会の開催

「わくわく親ひろば」の展開（企画県民部）

親自らが親として成長するための学びを応援するため、親子や三世代が楽しみながら共に学ぶ学習会「わくわく親ひろば」を、年間150回以上の開催をめざし、展開します。

平成22年度実績 172回



体をつかって思いっきり遊ぼう

「お父さんプロジェクト」の推進（企画県民部）（新規）

父親が子育てや地域活動等へ参画するきっかけづくりとともに、地域活動の担い手として活躍できるよう身近な地域での父親同士の仲間づくりを支援します。

- ・平成22年度に開発した「おやし元気プログラム」のモデル開催（30回）

〔 パパッとパパクッキング、イクメン養成講座、
父と子のよくばりデイキャンプ 等 〕

- ・お父さん応援講座の開催（15か所程度）
- ・「お父さん応援事例集」等の作成
- ・「お父さん応援フォーラム」（仮称）の開催
- ・「ひょうごおやしネットワーク」の活動支援



全国おやしサミット in ひょうご (H23.2.12)

仕事と生活の両立と子育て支援の充実

家庭・地域生活と職業生活との両立を支援していくため、仕事と生活のバランスを推進する事業や少子対策・子育て支援との連携をより一層図っていきます。

仕事と生活の両立支援（産業労働部、企画県民部）

ひょうご仕事と生活センター事業の実施

ひょうご仕事と生活センターにおいて、「仕事と生活のバランス」の取組を全県的に推進するため、ワンストップ相談、相談員等派遣、研修企画・実施、啓発・情報発信、企業顕彰等を実施します。

- ・センター相談員と研究機関等のネットワークを強化
- ・（新）仕事と生活のバランス推進フォーラム2011の開催
- ・育児・介護等離職者再雇用助成事業の実施
- ・中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業の実施
- * 育児・介護等離職者再雇用助成事業、中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業については、平成23年度から、制度をより利用しやすいように対象事業主の要件を緩和

男女ともの子育てと仕事の両立支援

県民局や県立男女共同参画センターにおいて、再就業や地域活動等を希望する女性などのための学習機会の提供や情報提供、ネットワーク化の支援を行います。

- ・（新）地域のチャレンジネットワーク事業の実施（県内10地域）
地域でチャレンジする女性や、地域や家庭へ参画しようとする男性を支援するため、座談会やリレーセミナー等を開催
- ・保育付きいきいきひろばの実施：1歳半～就学前児童の親対象

少子対策・子育て支援の充実（健康福祉部）

子育て家庭を孤立させることなく、大切な子どもたちがたくさんの人間関係の中で育つ“良きおせっかい社会”づくりをめざした「新ひょうご子ども未来プラン」に基づき、地域団体やNPO、企業、市町等とともに協働し、少子対策・子育て支援を着実に推進します。

<主な新規・拡充事業>

- ・「安心こども基金」を活用した保育所・認定こども園の整備促進
- ・乳幼児子育て応援事業の実施、こども医療費助成事業の対象医療の拡充
- ・ひょうご縁結びプロジェクトの県内全域での本格展開
- ・事業所内保育施設整備推進事業、（新）子育て応援「企業人」セミナーの実施
- ・（新）まちかど子育て相談員の養成、（新）子育て「情報楽座」の設置
- ・まちの子育てひろば、子どもの冒険ひろば、若者ゆうゆう広場の3ひろばの推進
- ・ひょうご絵本の伝承師・ひょうごあそびの伝承師の養成
- ・まちの寺子屋プロジェクト、地域“孫育て”全県推進事業の推進 など

地域団体・NPO、企業、市町等との協働のしくみ

職場や家庭、地域などあらゆる場において、関係団体との連携を充実するとともに、企業、市町との一層の連携、協働のもと、男女共同参画社会づくりの基盤整備を進めます。

男女共同参画社会づくり協定締結制度の推進（企画県民部）

仕事と家庭の両立に向けた職場環境整備や女性の管理職登用などに積極的に取り組む県内事業所と県が協定を結び、さらなる取組が進むよう、取組内容を広くPRするとともに、必要な情報提供等の支援を行っています。

協定締結事業所数 864社2団体（H23.9.1現在）

兵庫県地域女性団体ネットワーク会議の活動支援（企画県民部、健康福祉部）

地域づくり、健康福祉、農林水産等のさまざまな分野で活動している18の女性団体からなる「兵庫県地域女性団体ネットワーク会議」による登下校の見守り・声かけなど、「子育て応援ネット」の活動を支援します。

【構成団体】兵庫県連合婦人会、神戸市婦人団体協議会（神戸市消費者協会）兵庫県消費者団体連絡協議会、あすの兵庫を創る生活運動協議会、兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会、兵庫県婦人防火クラブ連絡協議会、兵庫県いずみ会、兵庫県愛育連合会、兵庫県民生委員児童委員連合会、兵庫県更正保護女性連盟、兵庫県老人クラブ連合会、兵庫県婦人共励会、神戸市母子福祉たちばな会、兵庫県商工会女性部連合会、兵庫県JA女性組織連絡会、兵庫県生活研究グループ連絡協議会、兵庫県女性農漁業士会、兵庫県漁協女性部連合会

兵庫県経営者協会女性産業人懇話会（VAL21）等との協働の推進

（産業労働部、企画県民部）

女性産業人の自己啓発等を進めるとともに、女性管理職の登用など企業トップの理解を得るための啓発活動を行っているVAL21や、これからの女性の働き方について広く情報発信等を行っている神戸商工会議所女性経営者倶楽部等と協働して、女性産業人のさらなるスキルアップやネットワークづくりなどに取り組みます。

ひょうご女性未来会議の活動支援（企画県民部）

地域団体・NPO、企業・労働組合、行政など、さまざまな立場・分野で活躍する女性たちが持ち回りで例会を開催し、異業種間の交流を図りながらネットワークづくりや情報交換などを行う「ひょうご女性未来会議」の活動を支援します。

会員数 732人

23年度 ・ 第21回例会「つながる世代」(6/5 芦屋)

・ 第22回例会「ふるさとから夢を世界へ」(11/5 篠山)



ひょうご女性未来会議第21回例会（H23.6.5）

男女共同参画推進員（地域、企業、労組）の活動支援（企画県民部）

男女共同参画社会づくりを推進するためのキーパーソンとして、地域・企業・労組に男女共同参画推進員（任期2年）を設置し、地域住民とともに推進員自らがセミナー等を企画・運営するなど、地域や職場において積極的に取り組む推進員活動を支援します。

・男女共同参画推進員 1,123人（地域225人・企業838人・労組60人）（H23.9.1現在）

ひょうご男女共同参画推進連携会議による協働の推進（企画県民部）

地域団体・NPO、企業、国、市町等で構成する連携会議が、男女共同参画週間記念事業の一環として、「ひょうごフォーラム」を開催するとともに、女性（婦人）週間のポスター展を実施するなど、男女共同参画社会づくりを進めます。

団体数 47団体（VAL21、ひょうご女性未来会議 など）

23年度 ・震災復興と男女共同参画フォーラム（6/16 県立男女共同参画センター）

・ポスター展（6/16～7/15 県立男女共同参画センター内）

・男女共同参画週間記念事業ひょうごフォーラム

（7/11 神戸クリスタルタワー）など

県・市町男女共同参画合同会議の活動強化（企画県民部）

市町における男女共同参画社会づくりの一層の推進を図るため、県・市町男女共同参画担当課・男女共同参画センター等による合同会議等を通じて、必要な情報共有・提供や支援を行います。

市町男女共同参画に関する条例・計画・活動拠点施設の整備状況 H23.4.1現在

区分	制定等市町（比率）	備考
計画	35市町（85.4%）	計画策定予定市：淡路市
条例	7市町（17.1%）	制定市町：神戸市、尼崎市、芦屋市、赤穂市、宝塚市、小野市、多可町
活動拠点施設	19市（46.3%）	開設予定市：西脇市、朝来市、新温泉町

DV防止対策の充実（健康福祉部、企画県民部、教育委員会、警察本部）

市町や県の相談機関を充実し、シェルターなどDV被害者の保護・自立支援を強化するとともに、NPO等と協働したDV防止の啓発を充実します。

また、DV防止ネットワーク会議で配偶者からの暴力の防止、被害者のニーズに対応した各種の支援活動を効果的に推進するとともに、県のDV基本計画に基づき、市町、地域団体・NPO等と協働して取組を進めていきます。

<主な新規事業>

- ・一時保護所入所者支援アドバイザーの派遣、NPO等が運営するシェルター等の充実
- ・女性に対する暴力をなくす運動キャンペーンの実施
- ・DV防止啓発のための相談窓口担当向けリーフレットの作成
- ・DV防止に向けた研修にかかる講師派遣事業の実施
- ・配偶者暴力事案対策事業の実施

市町DV基本計画・配偶者暴力相談支援センターの策定・設置状況 H23.7.1現在

区分	策定等市町(比率)	平成23年度策定等予定市町
基本計画	7市(17.1%)	12市町:姫路市、尼崎市、西宮市、たつの市、西脇市、三木市、三田市、加西市、養父市、丹波市、宍粟市、播磨町
支援センター	3市(7.3%)	1市:芦屋市

県率先行動計画の推進

県自らが男女共同参画のモデル職場となるよう率先して行動するため、第3次県率先行動計画に基づき、全部局において男女共同参画をより一層推進していきます。

「第2期井戸はた学校」の開設

責任を担い期待に応えていく女性職員のエンパワーメントを図るため、課長相当職前の女性管理監督職員(係長級・副課長級)を対象に、講義・グループワーク等を行う集中講座を開設します(6月29日開講)

第1期実績 24人修了

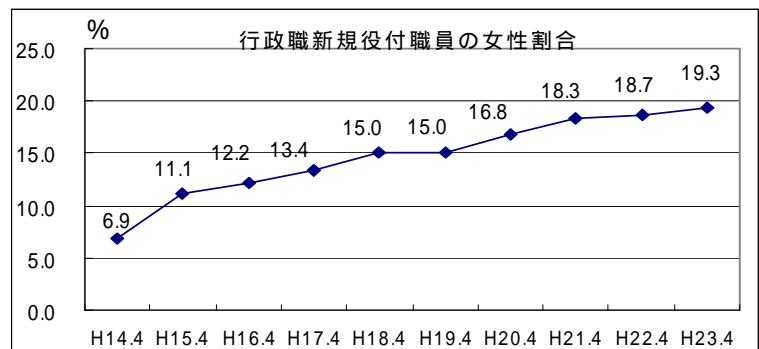


第1期井戸はた学校修了式(H23.3.14)

行政職新規役付職員の女性割合の増加

第3次県率先行動計画では、行政職新規役付職員(係長級、教育委員会・警察本部を除く。)の女性割合の数値目標を「平成24年4月に20.0%」とし、23年4月には19.3%となっています。行政職新規管理職(副課長級)の女性割合は10.0%と、既に目標の8%を上回るなど着実に取組が進んでいます。

今後、さらに目標達成に向け、女性登用に取り組んでいきます。

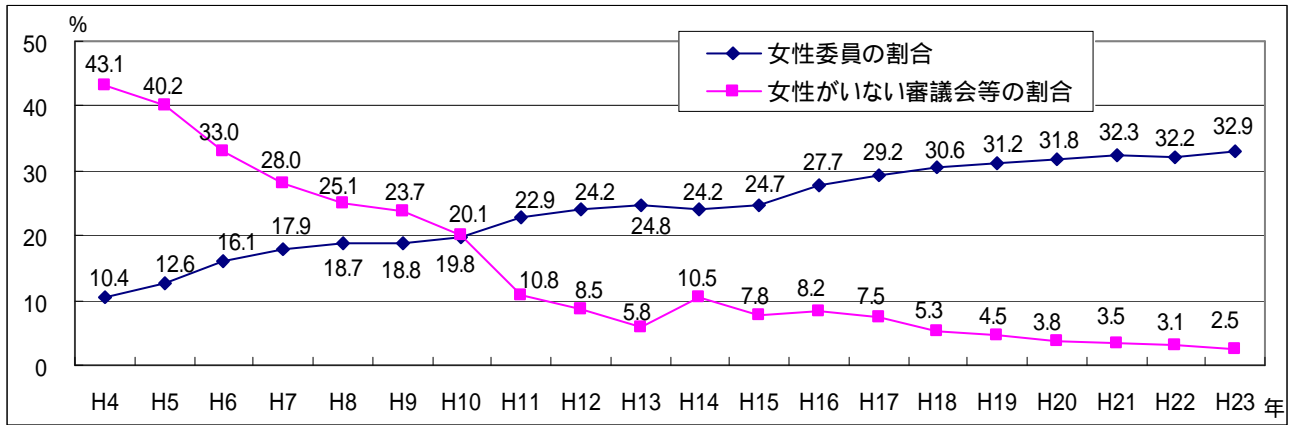


資料:企画県民部調べ

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

県の審議会等における女性委員の登用促進について、プラン21後期実施計画及び第3次県率先行動計画において、平成22年度末に女性委員の割合を33.3%とする数値目標を掲げ取組を進めてきたところ、22年度末には32.9%となり、わずかに目標の達成には至りませんでした。

今後は、新プラン21に基づき、平成27年度までに35%とする数値目標の達成に向け、さらに積極的に取り組んでいきます。



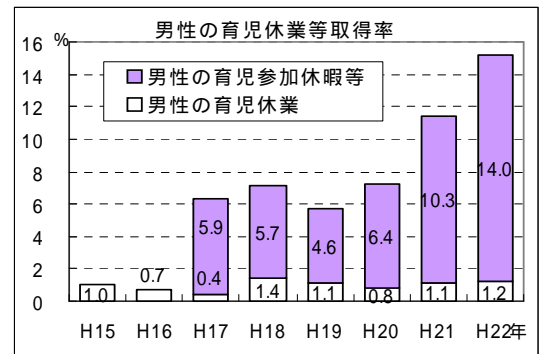
資料：企画県民部調べ

庁内の推進体制の充実強化

庁内の男女共同参画の推進体制をより充実強化するため、庁内男女共同参画推進員を全所属に配置(計561人)し、各職場での情報発信や意識啓発など組織的な取組を進めていきます。

男性職員の育児休業等の取得促進

第3次県率先行動計画では、男性職員の育児参加の積極的推進を重点課題としており、新たに「職員の子育て支援に関する条例」に基づく男性職員の育児休業等取得率30%（育児休業4%、男性の育児参加休暇等26%）を目標に掲げ、男性の育児休業等の取得促進に取り組んでいきます。



資料：企画県民部調べ

第4次県率先行動計画の策定（新規）

第3次県率先行動計画が平成23年度に最終年を迎えるため、新たな計画の策定に向け、これまでの取組実績や職員の意見等を反映した向こう3年間を計画期間とする「第4次県率先行動計画 新ひょうごアクション8-」(平成24年度～26年度)を策定します。

ひょうご男女共同参画プラン 2.1 後期実施計画（平成 18 年度～22 年度）
 における目標数値の達成状況

項 目	目 標 数 値 (2 2 年 度)	実 績 (2 2 年 度)	22 年 度 の 達 成 状 況
県の審議会等委員の女性割合	33.3%	32.9%	98.8%
再就業支援セミナー参加者数	500人	563人	112.6%
男女共同参画社会づくり協定締結事業所数	480事業所	784事業所	163.3%
男女共同参画推進員(企業・労組)設置数	1,000人	1,968人	196.8%
男女共同参画推進員(地域)設置数	1,000人	1,047人 (H23.4.1)	104.7%
農村女性の起業件数	260件	274件	105.4%
子育て応援ネット (子育て家庭応援推進員)	2,000人	2,022人	101.1%
まちの保健室開設数	569か所	585か所	102.8%
まちの子育てひろば実施箇所数	1,663か所	2,029か所	122.0%
一時・特定保育実施施設数	260か所	424か所	163.1%
ファミリーサポートセンターの設置市町数	26市町	27市町	103.8%
保育所定員増加人数	3,300人	6,607人	200.2%
事業所内保育施設の設置助成	10か所	39か所	390.0%
DV一時保護委託先施設数	22施設	21施設	95.5%
特定不妊治療費の助成件数	1,800件	2,306件	128.1%

2 平成23年度県兵庫男女共同参画社会づくり施策体系表

互いに支え合う家庭と地域づくり～“おかげさま”をつなぐ～

アクション1 家族・家庭の育児や介護等を支える

(1) 家事・育児・介護等の日常生活能力の向上	(新) お父さんプロジェクトの推進 ・ 地域・家庭の伝統行事普及推進事業の実施 ・ 子どもの生活習慣づくり(睡眠・食・あそび)運動の推進	【男女家庭室】 【男女家庭室】 【少子対策課】	
(2) 地域ぐるみの家庭応援～地域三世同居をめざして～	・ ひょうご家庭応援県民運動推進支援 ・ 「わくわく親ひろば」の新展開 ・ 家庭力強化地域啓発事業の実施 ・ 子育て応援ネットの推進 ・ まちの子育てひろば事業の推進 ・ 家庭と地域の子育て力アップ事業の推進 ・ 健康づくり声かけ運動推進事業	【男女家庭室】 【男女家庭室】 【男女家庭室】 【少子対策課】 【少子対策課】 【少子対策課】 【健康増進課】	
(3) 子育て支援・介護支援の充実	子育て支援サービスの充実	・ 子育て相談事業の実施 ・ ファミリーサポートセンターの設置促進 ・ 乳幼児子育て応援事業の実施 ・ 認定こども園整備等の促進 ・ 延長保育・特定保育・休日保育事業の実施 ・ 私立幼稚園預かり保育推進事業の実施 ・ 多子世帯保育料軽減事業の実施 ・ ひょうご放課後プラン推進事業(児童クラブ型)の実施 ・ 病児・病後児保育推進事業の実施	【少子対策課】 【少子対策課】 【教育課・児童課】 【児童課】 【児童課】 【児童課】 【児童課】 【児童課】 【児童課】 【児童課】
介護支援サービスの充実	(新) 男女ともの子育てと仕事の両立支援事業 ・ 介護者等のための専門相談の実施 ・ 介護保険相談センターの設置 ・ 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上 ・ 介護技術向上研修の実施 ・ 福祉人材確保対策事業の実施 ・ 認知症地域支援施策推進事業の実施	【男女家庭室】 【高齢社会課】 【高齢社会課】 【高齢社会課】 【高齢社会課】 【福祉法人課、高齢社会課 障害福祉課】 【高齢社会課】	

アクション2 男女共同参画で進める地域づくり

(1) 男女共同参画に向けた学習と啓発	(新) 地域リーダー養成塾の開設 ・ 県立嬉野台生涯教育センターの運営 ・ 学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」の運営 ・ ふるさとひょうご創生塾の運営	【男女家庭室】 【県民生活課】 【県民生活課】 【県民生活課】	
(2) 地域における男女共同参画活動への支援	・ ひょうご男女共同参画白書の作成 ・ 「男女共同参画週間」記念事業の開催 ・ ひょうご男女共同参画ニュースの発行 ・ 人権総合情報誌「人権ジャーナルきずな」の発行	【男女家庭室】 【男女家庭室】 【男女家庭室】 【人権推進課】	
(3) 地域社会への男女共同参画の促進	地域活動に参画しやすい環境の整備	・ 県民交流広場事業の実施 ・ 生活創造センター、但馬文教府・文化会館の運営 ・ 県立男女共同参画センターの運営 ・ 地域づくり活動応援事業の実施 ・ ひょうごボランティアプラザの運営	【県民生活課】 【県民生活課】 【男女家庭室】 【地域協働課】 【地域協働課】
多様な地域活動への支援	(新) はばタン消費者ネットサポーターの設置 ・ パートナースHIPによる悪質商法等の被害防止 ・ 「ひょうご子ども若者応援団」の推進 ・ シルバー人材センターの育成 ・ 人と環境が適正な調和を保つ環境適合型社会づくりの推進 ・ 地球環境時代に適応した新しいライフスタイル展開推進	【消費生活課】 【消費生活課】 【青少年課】 【しごと支援課】 【環境政策課】 【環境政策課】	
地域ぐるみの子育て支援	・ 子どもの冒険ひろば事業の推進 ・ 子育て応援ネットの推進(再掲) ・ 子育てほっとステーション設置事業 ・ まちの寺子屋プロジェクトの推進 ・ 地域"孫育て"事業 ・ 子育て応援協定等に基づく協働事業 ・ 県医師会との子育て支援協働事業 ・ まちの子育てひろば事業の推進(再掲) ・ 地域子育て力アップ支援事業 ・ 地域における食の健康運動の推進	【青少年課】 【少子対策課】 【少子対策課】 【少子対策課】 【少子対策課】 【少子対策課】 【少子対策課】 【少子対策課】 【少子対策課】 【少子対策課】 【健康増進課】	

(4) 防災・災害復興への取組の促進

- ・ 防災力強化県民運動の展開 【防災企画課】
- ・ 災害救援専門ボランティア制度の運営 【防災企画課】
- ・ 地域防災力強化のための地域防災訓練の推進 【災害対策課】
- ・ 消防団への女性の入団促進 【消防課】
- ・ 自主防災組織の活性化 【消防課】

女性たちのチャレンジ支援

アクション3 女性たちのエンパワーメント（力をつけること）

- (1) 女性たちのチャレンジ支援
- ・ 学習機会の提供 【男女家庭室】
 - ・ 女性の活躍応援事業の実施 【男女家庭室】
 - ・ ひょうご女性チャレンジひろばの運営 【男女家庭室】
 - ・ ひょうご女性チャレンジねっとの運営 【男女家庭室】
- (2) 女性の能力発揮促進のための環境整備
- ・ 男女共同参画社会づくり協定の締結推進 【男女家庭室】
 - (新) 女性就業いきいき応援事業の実施 【しごと支援課】
 - ・ 女性労働に関する資料・情報等の収集・提供 【しごと支援課】
- (3) 女性たちのネットワークづくり
- ・ 女性団体の活動支援 【男女家庭室】
 - ・ 地域女性団体ネットワーク会議の開催 【男女家庭室】
 - ・ ひょうご女性未来会議の支援 【男女家庭室】
 - ・ 政労使女性三者会議の開催 【男女家庭室】

アクション4 女性たちの社会への参画拡大

- (1) 働きやすい職場環境づくり
- ・ 男女共同参画推進員の設置 【男女家庭室】
 - ・ 男女雇用機会均等法の周知 【しごと支援課】
 - ・ 男女雇用機会均等月間の推進 【しごと支援課】
 - ・ 職場でのパートナーシップ啓発事業の実施 【しごと支援課】
- (2) 多様な働き方に対する支援
- ・ パートタイム労働者に対するパート労働法の啓発 【しごと支援課】
 - ・ ひょうご・しごと情報広場の運営 【しごと支援課】
 - ・ ひょうご仕事と生活センター事業の実施 【労政福祉課】
 - ・ コミュニティ・ビジネス等総合支援事業の実施 【しごと支援課】
- (3) 方針決定過程への女性の参画拡大
- (新) 地域リーダー養成塾の開設（再掲） 【男女家庭室】
 - ・ 県の審議会等委員への女性の登用促進 【男女家庭室】
 - ・ 市町の審議会等委員への女性の登用促進 【男女家庭室】
 - ・ 女性職員の管理職への登用促進 【人事課】
 - ・ 女性職員の研修機会の充実 【男女家庭室、人事課】

仕事と生活の両立支援

アクション5 仕事と生活が両立できる職場環境づくり

- (1) 仕事と生活を両立できる職場環境づくり
- ・ 男女共同参画社会づくり協定の締結推進（再掲） 【男女家庭室】
 - ・ 育児・介護休業制度の普及啓発 【労政福祉課】
- (2) 就業を継続できる職場環境づくり
- ・ 県職員子育てサポートプランの推進 【人事課】
 - ・ 事業所内保育施設整備推進事業の実施 【少子対策課】
 - ・ 中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業 【労政福祉課】
- (3) 企業等と協働した子育てしやすい環境づくり
- ・ 子育て応援企業との協定締結の推進 【少子対策課】
 - ・ ひょうご子育て応援の店事業の実施 【少子対策課】
 - ・ 育児・介護等離職者再雇用助成事業 【労政福祉課】

アクション6 農林水産業や商工業等の自営業における男女共同参画

- (1) 女性たちの活躍支援
- ・ 農産加工等高付加価値経営支援事業の実施 【農業改良課】
- (2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- ・ 家族経営協定の締結促進 【農業改良課】
- (3) 方針決定過程への女性の参画拡大
- ・ 商工会等女性部活動の推進 【経営商業課】
 - ・ 農業委員への女性の登用促進 【農地調整室】
 - ・ 農業協同組合役員への女性の登用促進 【農林経済課】
 - ・ 兵庫県JA女性組織連絡会に対する活動支援 【農林経済課】

アクション7 男性にとっての男女共同参画

- (1) 男性の育児・介護、地域活動等への参画促進
 - (新) お父さんプロジェクトの推進(再掲) [男女家庭室]
 - ・ ひょうごおやじネットワークの活動支援 [男女家庭室]
- (2) 男女共同参画の意義に関する理解促進
 - ・ 男女共同参画週間等を通じた広報啓発 [男女家庭室]
 - ・ 男性問題相談の実施 [男女家庭室]
- (3) 男性を取り巻く職場環境の改善
 - ・ 労働時間短縮に向けた普及啓発 [しごと支援課]
 - ・ 育児・介護休業の取得促進 [労政福祉課]

誰もが健やかに安心して暮らせる環境の整備

アクション8 生涯にわたる男女の健康づくり

- (1) 妊娠・出産期における母子保健の支援
 - ・ 地域周産期母子医療センターの運営支援 [医務課]
 - ・ 不妊・妊娠の総合専門相談事業(思春期の保健対策含む)(再掲) [健康増進課]
 - ・ 特定不妊治療費助成事業の実施 [健康増進課]
 - ・ 妊婦健康診査費補助事業の実施 [健康増進課]
 - ・ 市町母子保健事業の促進 [健康増進課]
 - ・ 保健所保健指導機能強化事業 [健康増進課]
 - (新) 乳幼児ハイリスク家庭の早期フォロー事業 [健康増進課]
 - (新) 産科医療機関における全ての親を対象として子育てサポート [健康増進課]
 - (新) 産後うつへの早期発見、早期支援体制の構築 [健康増進課]
- (2) 生涯にわたる心身の健康の保持増進への支援
 - ・ 女性の生涯すこやか支援事業 [健康増進課]
 - ・ 不妊・妊娠の総合専門相談事業(思春期の保健対策含む) [健康増進課]
 - (新) 受診促進の強化支援事業の実施 [健康増進課]
 - ・ 「まちの保健室」推進事業の実施 [健康増進課]
- (3) 健康被害への対策の推進
 - ・ 「こころの健康対策講座」の開催 [障害福祉課いのち対策室]
 - ・ 「兵庫県いのち心のサポートダイヤル」の設置 [障害福祉課いのち対策室]
 - (新) 定期健康診断等を活用したメンタルケア(モデル事業) [障害福祉課]
 - ・ エイズ・性感染症対策の推進 [疾病対策課]
 - ・ 受動喫煙防止対策の推進 [健康増進課]
 - ・ 薬物乱用防止啓発活動の実施 [業務課]

アクション9 暴力の根絶と、暮らしのセーフティネット

- (1) DV対策の推進
 - 相談体制の充実
 - ・ DV法律相談の実施 [児童課]
 - ・ 配偶者暴力相談受援体制の充実 [警察本部生活安全企画課]
 - ・ 県立女性家庭センター(配偶者暴力相談支援センター)の運営 [児童課]
 - ・ 女性問題カウンセラーの設置 [男女家庭室]
 - 緊急時の安全確保と自立支援
 - ・ 関係機関によるネットワーク事業の実施 [児童課]
 - ・ 県立女性家庭センター一時保護所の運営 [児童課]
 - ・ NPO等民間支援団体への支援 [児童課]
 - ・ 一時入居住宅(ステップハウス)の確保 [児童課]
 - ・ 県営住宅への優先入居 [公営住宅課]
 - DV防止に向けた啓発の推進
 - ・ DV防止対策の充実 [男女家庭室、児童課]
 - ・ DV防止法の厳正な運用 [警察本部生活安全企画課]
- (2) 児童虐待・高齢者虐待防止対策等の推進
 - 児童虐待防止対策の推進
 - ・ 児童委員との虐待防止連携強化事業(ひょうごオレンジネット推進事業)の実施 [児童課]
 - ・ 虐待した親等への家族再生指導事業の実施 [児童課]
 - (新) 市町児童虐待防止対策強化事業 [児童課]
 - (新) 児童家庭支援センターの「子どもの見守り推進員」の設置 [児童課]
 - ・ 児童虐待に向けた児童相談体制強化事業 [児童課]
 - 高齢者虐待防止対策の推進
 - ・ 高齢者虐待に関する専門相談の実施 [高齢社会課]
 - ・ 高齢者権利擁護等推進事業の実施 [高齢社会課]
 - ・ 地域支援事業の実施 [高齢社会課]
 - 被害・犯罪防止と被害者支援
 - ・ 青少年愛護条例等に基づく良好な社会環境づくりの推進 [青少年課]
 - ・ ひょうご人権ネットワークの運営 [人権推進課]
 - ・ 被害者支援連絡協議会の開催 [警察本部警務課]
 - ・ 少年相談室(ヤングトーク)の運用 [警察本部少年育成課]
 - ・ ひょうご防犯ネットによる防犯情報等の配信 [警察本部生活安全企画課]

- ・ 売春防止法等の厳正な運用 【警察本部生活環境課・生活安全企画課】
 - ・ 相談電話「性犯罪被害110番(レディースサポートライン)」の設置 【警察本部捜査第一課】
 - ・ ストーカー・DV相談電話の設置 【警察本部生活安全企画課】
- (3) 支援を必要とする家庭等へのセーフティネットの充実
- ・ 母子自立支援員の設置 【児童課】
 - ・ 高度技能訓練促進事業の実施 【児童課】
 - (新) ひとり親家庭等子育て支援事業 【児童課】

アクション10 誰もが安心して暮らせるユニバーサル社会づくり

- (1) 多様な人々とのつながりと支え合い
- ・ 地域高齢者大学の運営 【県民生活課】
 - ・ いなみ野学園の運営 【県民生活課】
 - ・ 阪神シニアカレッジの運営 【県民生活課】
 - ・ 兵庫県生きがい創造協会の運営 【県民生活課】
 - ・ 日常生活自立支援事業の実施 【福祉法人課】
 - ・ 地域支え合い体制づくり事業の実施 【高齢社会課】
 - ・ 人生80年いきいき住宅助成事業の推進 【高齢社会課、都市政策課】
 - ・ チャレンジホームの運営費の助成 【障害福祉課】
 - ・ 社会復帰施設等の運営 【障害福祉課】
 - ・ 障害者自立支援給付(居宅系サービス)の支援 【障害福祉課】
 - ・ シルバー人材センターの育成(再掲) 【しごと支援課】
 - ・ 障害者の法定雇用率達成に向けた取り組みの強化 【しごと支援課】
 - ・ 外国人県民共生会議の設置 【国際交流課】
 - ・ 外国人県民インフォメーションセンターの運営 【国際交流課】
- (2) 誰にも安全・安心なまちづくり
- ・ まちづくり防犯グループの活動支援 【地域安全課】
 - ・ 公共交通バリアフリー化の促進 【都市政策課】
- (3) わかりやすく、使いやすい情報発信
- ・ 女性団体国際化促進事業の支援 【男女家庭室】
 - ・ ホームページ「ユニバーサルひょうご」の運営 【障害者支援課】
 - ・ メールマガジン「ユニバーサルひょうご通信」の発行 【障害者支援課】
 - ・ 多言語による情報提供 【国際交流課】

次世代への継承

アクション11 若者たちの就労と出会いの支援

- (1) 若者の就労と自立支援
- ・ ひょうご青少年社会貢献活動認定制度の実施 【青少年課】
 - ・ 若者しごと倶楽部の運営 【しごと支援課】
 - ・ 高校生就業体験事業 - インターンシップ推進プラン - の実施 【高校教育課】
- (2) 若者の交流と仲間づくりの支援
- ・ 若者ゆうゆう広場事業の推進 【青少年課】
 - ・ 子どもの遊び場・若者の居場所づくり活動支援強化事業の実施 【青少年課】
 - ・ ひょうご出会い支援事業 【少子対策課】
 - (新) ひょうご縁結びプロジェクトの推進 【少子対策課】
 - ・ DV防止対策の充実(再掲) 【男女家庭室、児童課】

アクション12 多様な選択を可能にする、子どもたちの教育・学習

- (1) 多様な選択を可能にする進路指導の推進
- ・ 県立神出学園の運営 【青少年課】
 - ・ 県立山の学校の運営 【青少年課】
 - ・ ひょうごコースケアネット推進会議(子ども・若者支援地域協議会)の推進 【青少年課】
 - ・ 進路指導部長研修の実施 【高校教育課】
 - ・ 高等学校における職業教育の充実 【高校教育課】
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進
- ・ 生涯学習情報プラザの運営 【県民生活課】
 - ・ 子ども・若者サポーター(仮称)の設置 【青少年課】
 - (新) 高校生向け消費者教育実践事業の実施 【消費生活課】
 - ・ 教職員に対する意識啓発 【教職員課】
 - ・ 女性教職員の管理職への登用推進 【教職員課】
 - ・ 学力と学習意欲の向上のための教育課程推進事業の実施 【義務教育課】
 - ・ 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業の実施 【義務教育課】
 - ・ 兵庫県立教育研修所カリキュラムにおける研修の実施 【高校教育課】
 - ・ 高校生地域貢献事業 - トライやる・ワーク - の実施 【高校教育課】
 - (新) 新ひょうご親学習プログラムの普及啓発 【社会教育課】
 - ・ 人権教育副読本の活用 【人権教育課】
 - ・ 人権教育指導者等研修事業の実施 【人権教育課】
 - ・ DV防止に向けた教育の推進 【人権教育課】

計画の推進

1 総合的な推進体制の整備・強化

(1) 庁内推進本部及び庁内推進体制の整備

- ・ 男女共同参画推進本部の運営 [男女家庭室]
- ・ 男女共同参画率先行動計画の推進 [男女家庭室]
- ・ 庁内男女共同参画推進員の設置 [各部局]
- ・ 職員に対する意識啓発 [男女家庭室]

(2) 計画の推進とフォローアップ

- ・ 男女共同参画審議会の運営 [男女家庭室]
- ・ 県民からの申出処理制度の運用 [男女家庭室]
- ・ ひょうご男女共同参画白書の作成(再掲) [男女家庭室]

(3) 県立男女共同参画センターの機能強化

- ・ 県立男女共同参画センターの運営(再掲) [男女家庭室]
- ・ 女性問題カウンセラーの設置(再掲) [男女家庭室]
- ・ 男女共同参画に関する統計資料の収集・提供 [男女家庭室]

2 市町との連携の強化

- ・ 各種連携会議の開催 [男女家庭室]

3 地域団体・NPO、企業・職域団体等との協働の推進

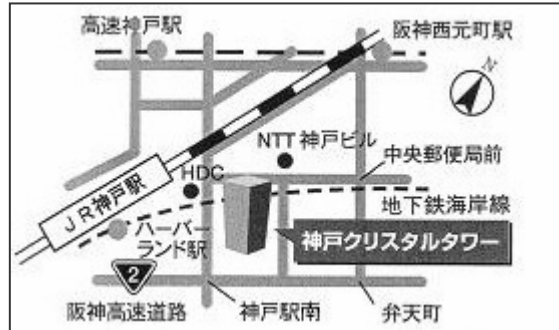
- ・ 男女共同参画推進員の活動支援 [男女家庭室]
- ・ メディアにおける男女共同参画への配慮
- ・ 男女共同参画審議会の運営(再掲) [男女家庭室]
- ・ 男女共同参画推進員の活動支援 [男女家庭室]

3 兵庫県立男女共同参画センターの概要

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に推進するための施設である（愛称：イーブン）。

所在地

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3
 神戸クリスタルタワー7階
 TEL 078-360-8550 FAX 078-360-8558
 URL <http://www.hyogo-even.jp/>



沿革

- 平成4年10月1日 県立女性センターを神戸市中央区三宮町に開設
 県立就業援助センターを廃止し、事務を県立女性センターに移管
- 平成5年10月12日 兵庫県神戸ハーバーランド庁舎（神戸市中央区東川崎町）に移転
- 平成14年4月1日 県立男女共同参画センターに名称変更

開館時間

月曜日から金曜日	・・・・・・・・・・	午前9時～午後7時
土曜日	・・・・・・・・・・	午前9時～午後5時
日曜日・祝日・年末年始	・・・・・・・・・・	休館

センターで実施している相談事業〔概要〕

	名称	内容	実施方法	
女性の ための 相談	なやみの相談 * 電話、面接相談 (面接は要予約)	女性のカウンセラーが、女性が抱える様々な悩みの相談に応じる。	電話	【相談電話番号】 078-360-8551 【相談受付日時】 月～土曜日 9:30～12:00 13:00～16:30
			面接 (要予約)	【予約電話番号】 078-360-8554 【相談受付日時】 月～金曜日 11:00～18:40 土曜日 9:20～16:50
	女性のための こころの健康相談 * 面接相談(要予約)	女性の看護師が、女性のより健康なライフスタイルづくりを支援するために相談に応じる。	【予約電話番号】078-360-8554 原則として毎月第1・3火曜日 13:30～16:40	
	法律相談 * 面接相談(要予約)	女性の弁護士が、女性が抱える様々な問題について、法的手続等の相談に応じる。	「なやみの相談(面接)」後予約 原則として毎月第2火曜日	

	名 称	内 容	実施方法	
女性 の た め の 相 談	不妊専門相談 * 電話、面接相談 (面接は要予約)	不妊の治療や悩みについて、専門的な知識を有する医師・助産師等が、不妊治療に関する相談のほか、不妊にかかわる様々な相談に応じる。	電話 (助産師)	【相談電話番号】 078-360-1388 毎月第1・3・4土曜日 10:00～16:00
			面接 (医師等) (要予約)	【予約電話番号】 078-362-3250 毎月第2土曜日、第4水曜日 14:00～17:00
	女性のための チャレンジ相談 * 面接・電話相談 (要予約)	社会保険労務士・キャリアコンサルタント等の資格を持つ女性相談員が、出産・育児等による離職者の就職や地域活動等へのチャレンジの相談に応じる。		【予約電話番号】078-360-8554 原則として毎月第1～4木曜日 10:00～13:00
	男性のための相談 * 電話相談	男性の臨床心理士が、男性の新しいライフスタイルづくりを支援するための相談に応じる。		【相談電話番号】078-360-8553 原則として毎月第1、3火曜日 17:00～19:00

4 第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 -

趣旨

本県では、男女共同参画社会の実現を目指した「ひょうご男女共同参画プラン21」及び「男女共同参画社会づくり条例」に基づく取組をより効果的なものにするために、協働のパートナーである県自らが男女共同参画のモデル職場となるよう率先して行動することが重要であるとの認識から、平成15年5月に「男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 -」を策定した。それ以降、19年度からは第2次率先行動計画を、平成21年度からは第3次率先行動計画に基づき、庁内の男女共同参画を進める取組を行っている。

経緯

第3次率先行動計画の策定にあたっては、男女共同参画推進本部事務局員からの実績報告により、これまでの各取組を評価・検証するとともに、職員対象の「男女共同参画に関する意識・実態調査」により庁内の男女共同参画の現状を把握し、その結果を踏まえ、庁内男女共同参画ワーキンググループでの検討を行った。また計画案に対する庁内パブリック・コメントを実施し、職員の意見を反映したものとまとめてまとめた。

概要

- 期 間 平成21年度から平成23年度までの3年間
- 対 象 知事部局、企業庁、病院局、議会事務局、教育委員会事務局・県立学校、各種行政委員会事務局、警察本部
- 構 成 県が男女共同参画のモデル職場となるための大きな柱として「3つの目標」を置き、それを実現するための取組として「8つの取組」を設定。
- 重点項目 本計画では、これまでの課題や現在の状況を踏まえ、女性の活躍支援の一層の充実、庁内男女共同参画推進員体制の充実強化、男性職員の育児参加の積極的推進の3点を重点的に取り組む。(次表の下線部分)

【内 容】

数値目標で特に記載のないものはH23年度末まで

目 標	取 組
意思決定過程への女性の参画促進	<p>【 女性の能力発揮】</p> <p><u>管理・監督職を目指す女性職員の育成として、その職責を担っていくために必要なキャリア開発と意識改革を行う。</u></p> <p>男女が共に働くバランスの良い人事配置や職員採用試験面接員の女性割合への配慮など女性が活躍できる場の拡大に取り組む。</p> <p>[職員チャレンジプログラムの参加者:2,400人(のべ)] [県庁キャリアカフェ(女性職員交流会)の参加者:270人(のべ)] [長期派遣研修等参加者の女性割合:25%(3年平均目標)] [本庁における女性職員ゼロ課室の解消:(H24.4目標)] [職員採用試験(一般事務職)面接員の女性割合:30%以上を維持]</p>
	<p>【 女性の登用促進】</p> <p><u>管理・監督職として指導的地位に立つ女性の登用拡大・活躍促進に取り組む。</u></p> <p>[行政職新規管理職(7級)の女性割合(教委・県警除く.):8%(H24.4目標)] [行政職新規役付職員の女性割合(教委・県警除く.):20%(H24.4目標)] [管理職に対する女性活躍支援の研修参加者:800人(のべ)] [県審議会等の女性委員割合:33.3%(H23.3末)]</p>

<p>一人ひとりが能力を發揮できる環境づくり</p>	<p>【 “男女共同参画” の理解の促進】</p> <p>職員一人ひとりが“男女共同参画の視点”を持つため、意識啓発の取組を一層充実する。</p> <p>セクシュアル・ハラスメント防止のため研修実施や窓口周知を徹底する。</p> <p>[男女共同参画に関するメールマガジンの配信:36回(のべ)] [男女共同参画の日の庁内放送の実施:36回(のべ)] [セクシュアル・ハラスメント防止等の研修実施:60回(のべ)]</p> <p>【 キーパーソンづくり】</p> <p><u>各職場での情報発信や取組実践を行うキーパーソンとして、各所属に1名の「庁内男女共同参画推進員」を設置する。</u></p> <p>職員公募の「男女共同参画ワーキンググループ」を設置し、庁内の男女共同参画の推進に多様な意見を採り入れる。</p> <p>[庁内男女共同参画推進員の設置:1,800人(のべ)] [庁内男女共同参画ワーキンググループの設置:60人(のべ)]</p> <p>【 職場内外のネットワークの構築】</p> <p>庁内の職員が、お互いの理解を深め協力や相談ができる人的ネットワークの構築を促進する。</p> <p>市町、企業、地域団体・NPO等、より多様な立場の人と理解を深め県政に生かすため庁外のネットワークの構築を促進する。</p> <p>[職員チャレンジプログラムの参加者:2,400人(のべ)]<再掲> [コミュニケーションの日の実施:月1回実施の徹底] [ネットワークづくりに資する研修等の参加者:480人(のべ)]</p>
<p>仕事と生活のバランスの実現</p>	<p>【 働きやすい職場づくり】</p> <p>仕事と生活のバランスを推進するため「働き方」と「意識」の双方からの見直しを図る。</p> <p>[事務改善等の取組設定:毎年1所属1項目以上の取組の徹底] [定時退庁励行のための庁内放送の実施:180回(のべ)] [ワークスタイルフォーラムの開催:60回(のべ)] [管理職に対する仕事と生活のバランス推進研修等の実施:12回(のべ)]</p> <p>【 家庭・地域責任の分担】</p> <p>男女ともに職員が、仕事だけでなく、家庭・地域生活の責任を担い「生活者の視点」を持つため、地域活動への参加と家族のきずなを深める取組を促進する。</p> <p>[地域活動等の情報提供・参加呼びかけ:36回(のべ)] [家族の日推進の全庁ノー残業デー実施:月1回実施の徹底]</p> <p>【 子育て支援・介護支援】</p> <p>職員の育児・介護参加への理解を深め、各種支援制度を利用しやすい職場づくりを進める。</p> <p><u>特に男性職員の育児参加について、その喜びを享受し、責任を担えるよう、育児休業・休暇等取得率の向上に取り組む。</u></p> <p>[育児・介護に関する制度周知の研修等の参加者:840人(のべ)] [男性職員の育児休業・休暇等取得率:30%(育児休業4%・育児休暇等26%)(目標)]</p>

第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - (平成21年度~23年度)

平成23年3月末実績

* 数値目標は、記載のない場合は平成23年度末までのもの

目標	取組	項目	数値目標(H23年度末)	H22年度までの実績
意思決定過程への女性の参画促進	女性の能力発揮	職員チャレンジプログラムの参加者	2,400人	1,160人
		県庁キャリアカフェ(女性職員交流会)の参加者	270人	226人
		キャリア形成に資する長期派遣研修等参加者の女性割合	25% (3年平均目標)	30.0%
		本庁における女性職員ゼロ課室(特別な事情のある課室、教委・警察除く。)	解消(H24.4目標)	1.6%(2/122) (H23.4.1)
		職員採用試験(一般事務職)における面接試験員の女性割合	30%以上を維持	28.6%
	女性の登用促進	行政職新規管理職(7級)の女性割合(教委・警察を除く。)	8%(H24.4目標)	10.0%(H23.4.1)
		行政職新規役付職員の女性割合(教委・警察を除く。)	20.0%(H24.4目標)	19.3%(H23.4.1)
		管理職に対する「女性活躍支援」のための研修参加者	800人	561人
		県審議会等の女性委員割合	33.3%(H23.3末)	32.9%
	一人ひとりが能力を發揮できる環境づくり	“男女共同参画”の理解の促進	男女共同参画に関するメールマガジンの配信	36回
「男女共同参画の日」(毎月11日)の庁内放送の実施			36回	24回
セクシュアル・ハラスメント防止等の研修の実施			60回	39回
キーパーソンづくり		庁内男女共同参画推進員の設置	1,800人	1,126人
		庁内男女共同参画ワーキンググループの設置	60人	39人
職場内外でのネットワークの構築		「コミュニケーションの日」の実施	月1回実施の徹底	24回
	ネットワークづくりに資する研修・セミナー等の参加者	480人	344人	
仕事と生活のバランスの実現	働きやすい職場づくり	事務改善・経費削減の取組設定	年1所属1項目以上の取組の徹底	実施済
		定時退庁励行のための庁内放送の実施	180回	121回
		ワークスタイルフォーラムの開催	60回	39回
		管理職に対する「仕事と生活のバランス」推進のための研修等の実施	12回	10回
	家庭・地域責任の分担	地域活動等の情報提供・参加呼びかけ	36回	22回
		「家族の日」推進のための全庁ノー残業デー(毎月第3水曜日)の実施	月1回実施の徹底	24回
	子育て支援・介護支援	育児・介護に関する制度周知のための研修等の参加者	840人	569人
		「職員の子育て支援に関する条例」に基づく男性職員の育児休業・育児休暇等取得率	30% 〔育児休業4% 育児休暇等26%〕	15.2% 〔育児休業1.2% 男性の育児参加休暇14.0%〕

第3部

市町の男女共同参画の取組状況

1 県内市町における男女共同参画施策の取組状況

男女共同参画を実現するためには、国・県・市町が相互に連携を図るとともに、それぞれが独自性を持った施策を推進することが必要です。特に、住民にとって最も身近な市町が果たす役割は重要です。

県内市町の取組状況をみると、男女共同参画に関する条例を制定しているのは7市町（神戸市、尼崎市、芦屋市、赤穂市、宝塚市、小野市、多可町）、計画を策定しているのは28市7町、活動拠点施設を設置している市町は19市となっています。こうしたなか、「女性チャレンジひろば」が開設されるとともに、相談体制の充実によりDV防止対策も図られるなど、女性が活躍できる環境が整備され、支援策も充実してきています。

(平成23年9月1日現在)

	市町名	条 例	計 画	拠点施設	女性チャレンジひろば	ひょうご女性チャレンジねっと
市	神戸市	(H15)	(H23)	(H4)		
	姫路市		(H13)	(H13)		
	尼崎市	(H17)	(H19)	(H5)		
	明石市	-	(H23)	(H14)		
	西宮市	-	(H19)	(H12)		
	洲本市	-	(H15)	-	-	-
	芦屋市	(H21)	(H15)	(H6)		
	伊丹市	-	(H18)	(H10)		
	相生市	-	(H15)	(H15)		
	豊岡市	-	(H19)	-	-	
	加古川市	-	(H23)	(H18)		
	赤穂市	(H17)	(H16)	(H10)		
	西脇市	-	(H14)		-	
	宝塚市	(H14)	(H18)	(H10)		
	三木市	-	(H23)	(H14)		
	高砂市	-	(H23)	(H13)		
	川西市		(H20)	(H14)		
	小野市	(H14)	(H23)	(H17)		
	三田市	-	(H18)	(H17)		
	加西市		(H14)	(H15)		
	篠山市	-	(H14)	(H15)	-	
	養父市	-	(H19)	(H19)		
	丹波市	-	(H20)	-		
	南あわじ市	-	(H20)	-		
	朝来市	-	(H20)			
	淡路市	-		-	-	
	宍粟市	-	(H22)	-	-	
加東市	-	(H21)	-	-		
たつの市	-	(H20)	-	-		
阪神北	猪名川町	-	(H21)	-	-	-
東播磨	稲美町	-	(H14)	-	-	-
	播磨町	-	(H14)	-	-	-
北播磨	多可町	(H22)	(H20)	-	-	
中播磨	神河町	-	-	-	-	
	市川町	-	-	-	-	
	福崎町	-	-	-	-	
西播磨	太子町	-	(H21)	-	-	-
	上郡町	-	-	-	-	-
	佐用町	-	-	-	-	-
但馬	香美町	-	(H19)	-	-	-
	新温泉町	-	(H20)	-	-	-
合 計		有7 (17.1%)	有35 (85.4%)	有19 (46.3%)	有21 (51.2%)	有33 (80.5%)
41市町 (市29・町12)		検討中3	検討中1	検討中2	-	-
兵庫県						

：有 ：検討中 -：無

(注) 条例・計画・拠点・施設欄の () 内は、それぞれ制定・現計画の策定又は整備した年のこと。

2 県内市町における女性の公職参加状況

資料：市町男女共同参画施策推進状況調査（平成23年4月1日現在）

	市町名	審議会等登用目標 1			審議会登用状況 2			議員			採用職員			職員数 3			管理職 4		
		目標値	目標年度	対象審議会女性比率	委員総数	うち女性委員数	女性委員割合	議員数	うち女性議員数	女性議員割合	採用職員数	うち女性職員数	女性職員割合	職員数	うち女性職員数	女性職員割合	管理職数	うち女性管理職数	女性管理職割合
市	神戸市	35%	H27	33.0	1,844	513	27.8	66	11	16.7	738	373	50.5	14,303	3,764	26.3	1,039	104	10.0
	姫路市	30%	H24	23.5	1,061	249	23.5	49	5	10.2	91	52	57.1	3,805	1,104	29.0	226	8	3.5
	尼崎市	33.3%	H23	35.9	805	289	35.9	41	11	26.8	116	51	44.0	3,024	953	31.5	221	14	6.3
	明石市	30%	H27	18.4	603	111	18.4	31	5	16.1	79	28	35.4	2,386	860	36.0	252	42	16.7
	西宮市	35%	H23	28.1	469	132	28.1	45	9	20.0	166	65	39.2	3,521	1,262	35.8	307	26	8.5
	洲本市	30%	H25	22.7	787	179	22.7	18	0	0.0	10	4	40.0	475	206	43.4	52	2	3.8
	芦屋市	40%	H23	34.3	362	123	34.0	20	4	20.0	53	25	47.2	944	443	46.9	137	29	21.2
	伊丹市	40%	H27	32.4	662	219	33.1	27	5	18.5	105	61	58.1	2,034	819	40.3	213	34	16.0
	相生市	30%	H24	11.9	235	28	11.9	16	1	6.3	18	10	55.6	299	98	32.8	52	4	7.7
	豊岡市	50%	H23	28.9	508	127	25.0	26	1	3.8	15	10	66.7	946	268	28.3	121	7	5.8
	加古川市	50%	H27	30.0	515	126	24.5	31	3	9.7	27	11	40.7	1,691	508	30.0	165	11	6.7
	赤穂市	30%	H25	19.6	493	85	17.2	20	3	15.0	51	31	60.8	923	459	49.7	148	29	19.6
	西脇市	30%	H23	20.7	425	92	21.6	18	0	0.0	40	24	60.0	665	378	56.8	113	23	20.4
	宝塚市	40%	H27	34.4	569	196	34.4	25	7	28.0	120	70	58.3	1,989	886	44.5	270	45	16.7
	三木市	30%	H29	26.3	483	127	26.3	20	3	15.0	45	29	64.4	944	409	43.3	115	20	17.4
	高砂市	30%	H32	14.5	310	45	14.5	22	2	9.1	40	22	55.0	1,094	480	43.9	208	46	22.1
	川西市	40%	H24	22.5	530	119	22.5	26	6	23.1	47	28	59.6	1,236	453	36.7	201	13	6.5
	小野市	40%	H27	29.8	315	101	32.1	17	0	0.0	27	13	48.1	543	226	41.6	126	27	21.4
	三田市	30%	-	30.4	626	226	36.1	23	4	17.4	63	34	54.0	1,154	462	40.0	230	48	20.9
	加西市	30%	-	15.7	235	37	15.7	18	2	11.1	35	17	48.6	647	350	54.1	119	27	22.7
	篠山市	30%	H23	21.6	345	68	19.7	20	4	20.0	4	2	50.0	459	140	30.5	70	9	12.9
	養父市	30%	H23	21.3	347	74	21.3	17	0	0.0	7	1	14.3	379	100	26.4	67	5	7.5
	丹波市	28%	H26	17.4	584	110	18.8	24	2	8.3	5	2	40.0	681	225	33.0	72	4	5.6
	南あわじ市	33.3%	H28	23.3	575	134	23.3	20	0	0.0	10	3	30.0	572	253	44.2	82	9	11.0
	朝来市	30%	H25	22.0	386	85	22.0	19	1	5.3	9	4	44.4	418	116	27.8	72	1	1.4
	淡路市	-	-	-	272	52	19.1	20	3	15.0	9	5	55.6	538	234	43.5	133	28	21.1
	宍粟市	25%	H27	20.9	247	62	25.1	20	2	10.0	17	12	70.6	750	331	44.1	97	8	8.2
加東市	30%	H32	19.1	297	62	20.9	18	1	5.6	18	13	72.2	473	253	53.5	85	19	22.4	
たつの市	30%	H25	16.7	566	91	16.1	24	0	0.0	16	7	43.8	857	316	36.9	158	17	10.8	
阪神北	猪名川町	50%	H23	19.3	238	46	19.3	16	2	12.5	11	3	27.3	255	74	29.0	58	8	13.8
東播磨	稲美町	-	-	-	199	48	24.1	15	2	13.3	8	5	62.5	167	56	33.5	34	1	2.9
	播磨町	40%	H24	31.9	133	45	33.8	18	8	44.4	6	2	33.3	173	61	35.3	20	0	0.0
北播磨	多可町	40%	H28	21.8	385	84	21.8	14	1	7.1	2	1	50.0	264	101	38.3	18	1	5.6
中播磨	神河町	-	-	-	84	11	13.1	14	1	7.1	8	6	75.0	353	177	50.1	41	1	2.4
	市川町	-	-	-	191	24	12.6	14	0	0.0	4	3	75.0	135	71	52.6	16	1	6.3
	福崎町	-	-	-	198	21	10.6	15	0	0.0	6	1	16.7	164	76	46.3	13	0	0.0
西播磨	太子町	-	-	-	163	22	13.5	15	3	20.0	6	3	50.0	195	82	42.1	25	0	0.0
	上郡町	-	-	-	238	38	16.0	12	0	0.0	8	3	37.5	167	57	34.1	37	7	18.9
	佐用町	-	-	-	265	35	13.2	18	2	11.1	6	3	50.0	353	106	30.0	19	0	0.0
但馬	香美町	40%	H28	20.3	192	39	20.3	16	0	0.0	4	3	75.0	310	120	38.7	30	1	3.3
	新温泉町	30%	H23	19.1	325	61	18.8	16	1	6.3	12	6	50.0	311	136	43.7	42	12	28.6
合計	-	-	-	18,067	4,336	24.0	924	115	12.4	2,062	1,046	50.7	50,597	17,473	34.5	5,504	691	12.6	
兵庫県	35%	H27	32.9	1,248	392	31.4	90	10	11.1	1,051	453	43.1	33,835	9,732	28.8	876	49	5.6	

備考：1 目標の対象となる審議会の範囲は市町により異なる。

2 対象となる審議会等は地方自治法（第202条の3）に基づき設置するものである。

地方自治法第202条の3・・・「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」

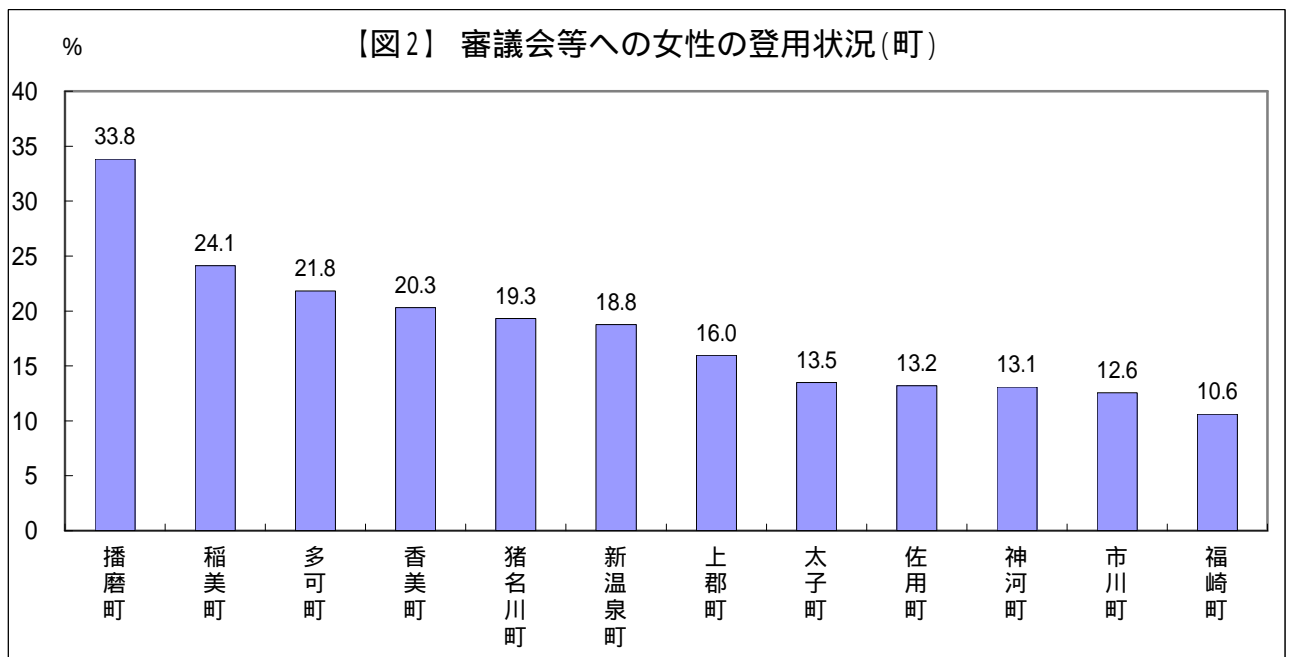
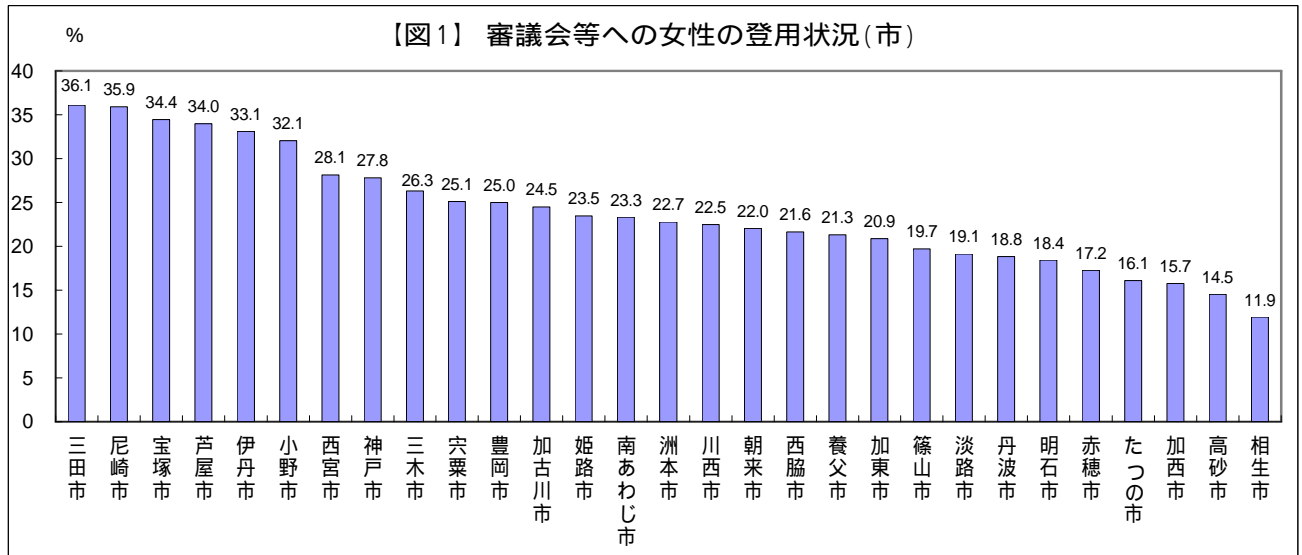
3 対象は正規職員である。

4 対象職種は、一般行政職、研究職、医師職、看護・保健職、消防職等である。（ただし、公立学校の校長・教頭等は除く。）管理職は、本庁課長相当職以上としたが、市町により回答の基準が異なるため、管理職総数は大きく異なる。）

審議会等委員への女性の登用

県内各市町における審議会等への女性の登用状況について、単純平均でみると、市 25.0%、町 18.2% (図1、2) となっており、市町全体では 24.0%と、前年度から 0.6 ポイント上昇しています。

このうち、33市町(前年度31市町)では、女性委員の登用率について数値目標を掲げ、登用推進に向け取り組んでいます。

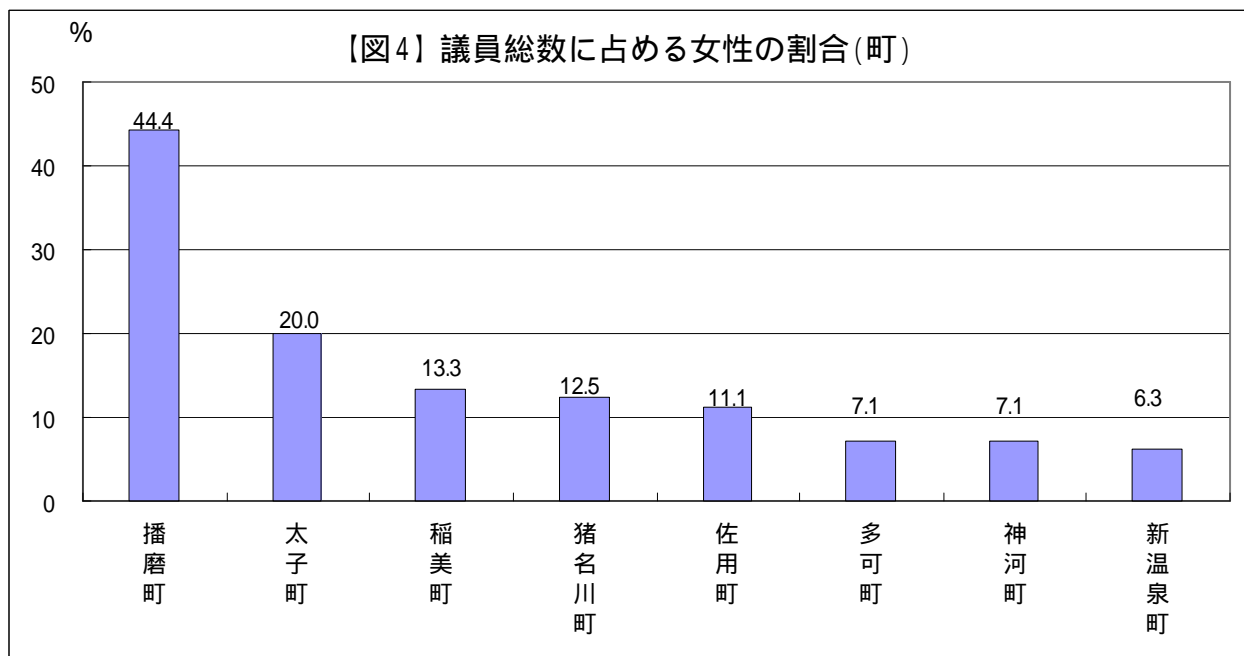
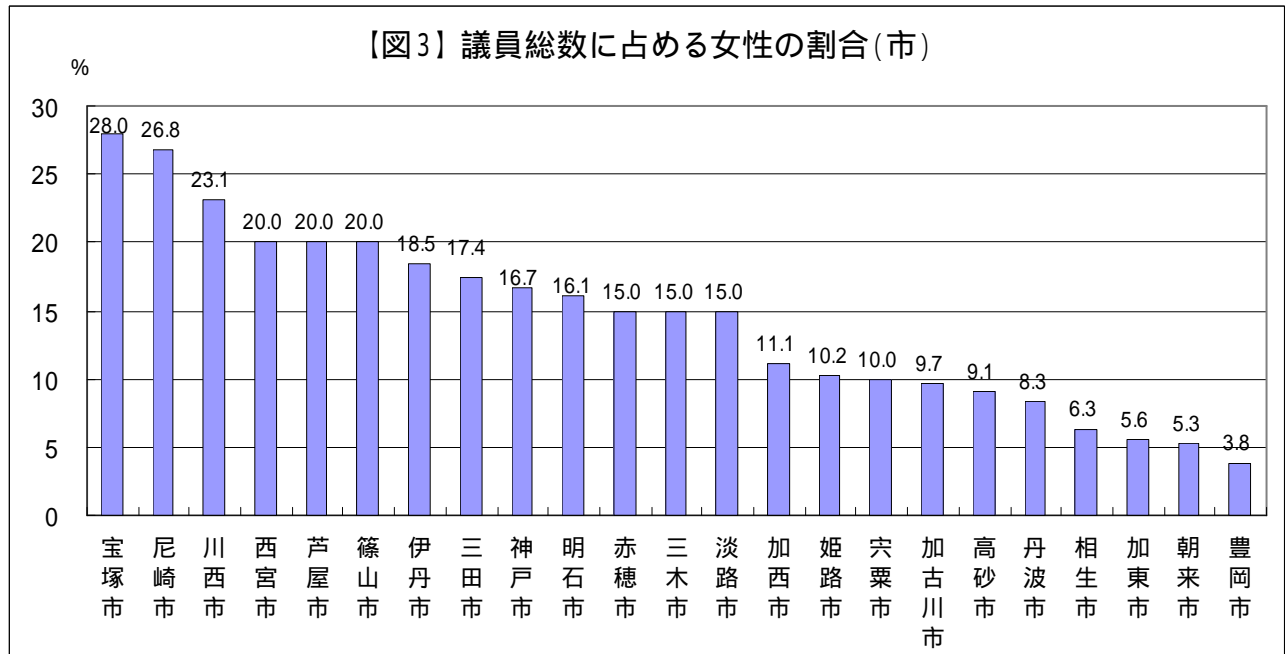


資料: 兵庫県企画県民部調べ(平成 23 年)

対象は法令(法律、条例)設置の審議会等(平成 23 年 4 月 1 日現在)

地方議会への女性の参画

県内各市町の議員に占める女性の割合をみると、単純平均で市 12.8%、町 10.9%となっており（図3、4）市町全体では 12.4%と。前年度から 0.4 ポイント下がっています。また、議員に占める女性割合が 0%の自治体は 6 市 4 町（前年度 7 市 5 町）です。



資料：兵庫県企画県民部調べ（平成 23 年）

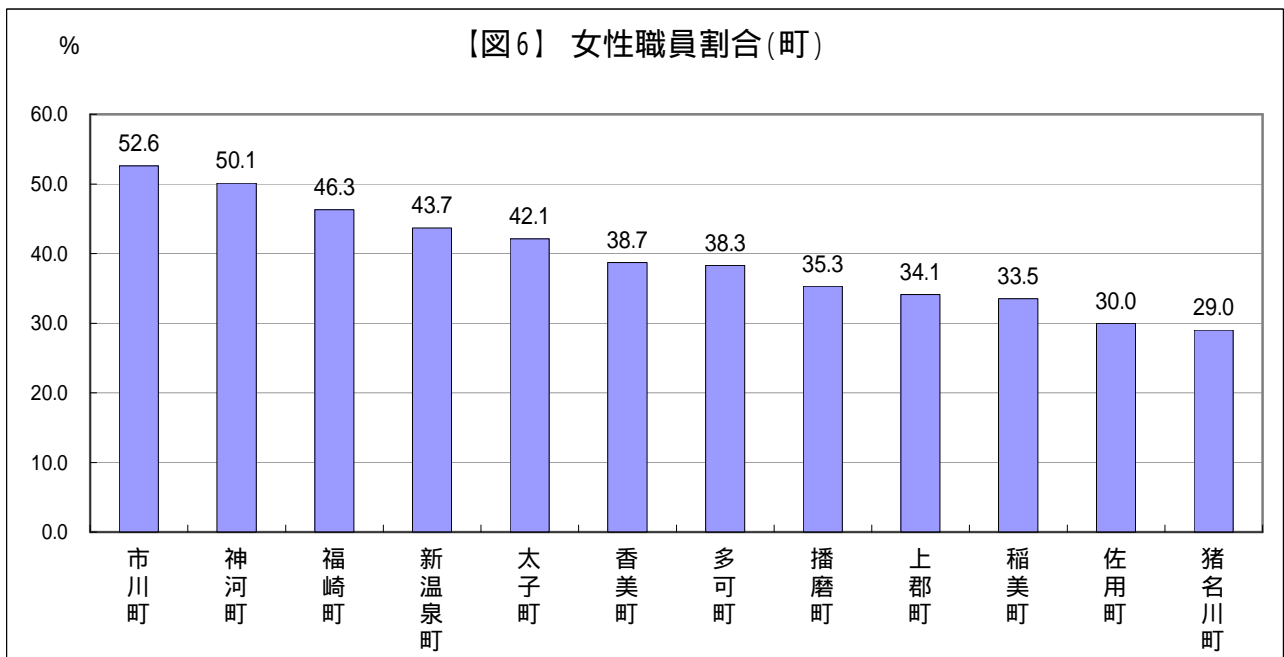
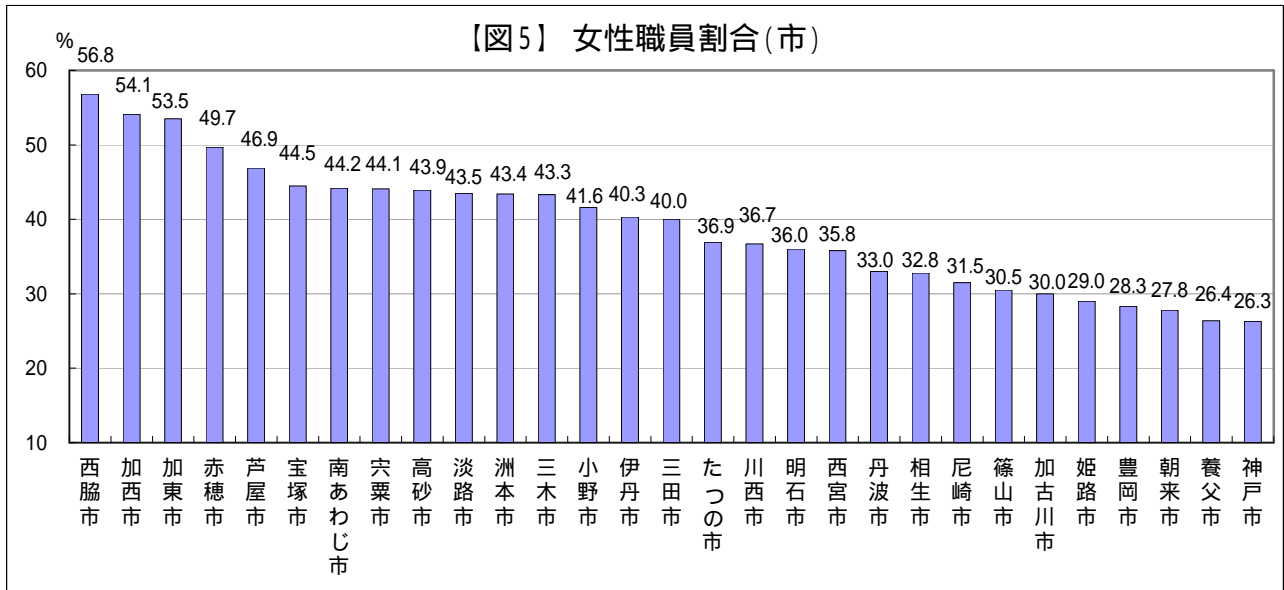
調査時点、平成 23 年 4 月 1 日現在

議員に占める女性の割合が 0%となっているのは、洲本市、西脇市、小野市、養父市、南あわじ市、たつの市、市川町、福崎町、上郡町、香美町である。

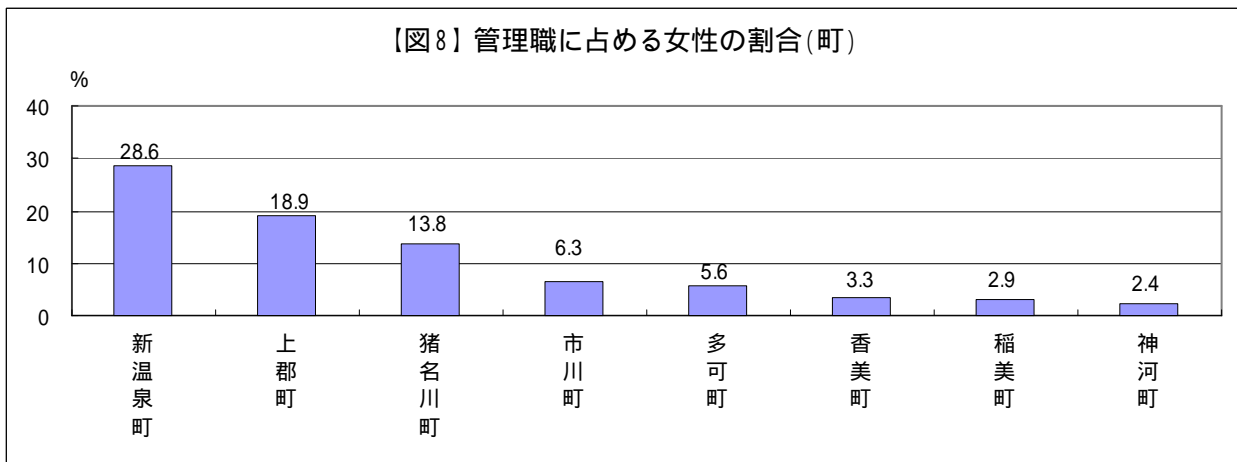
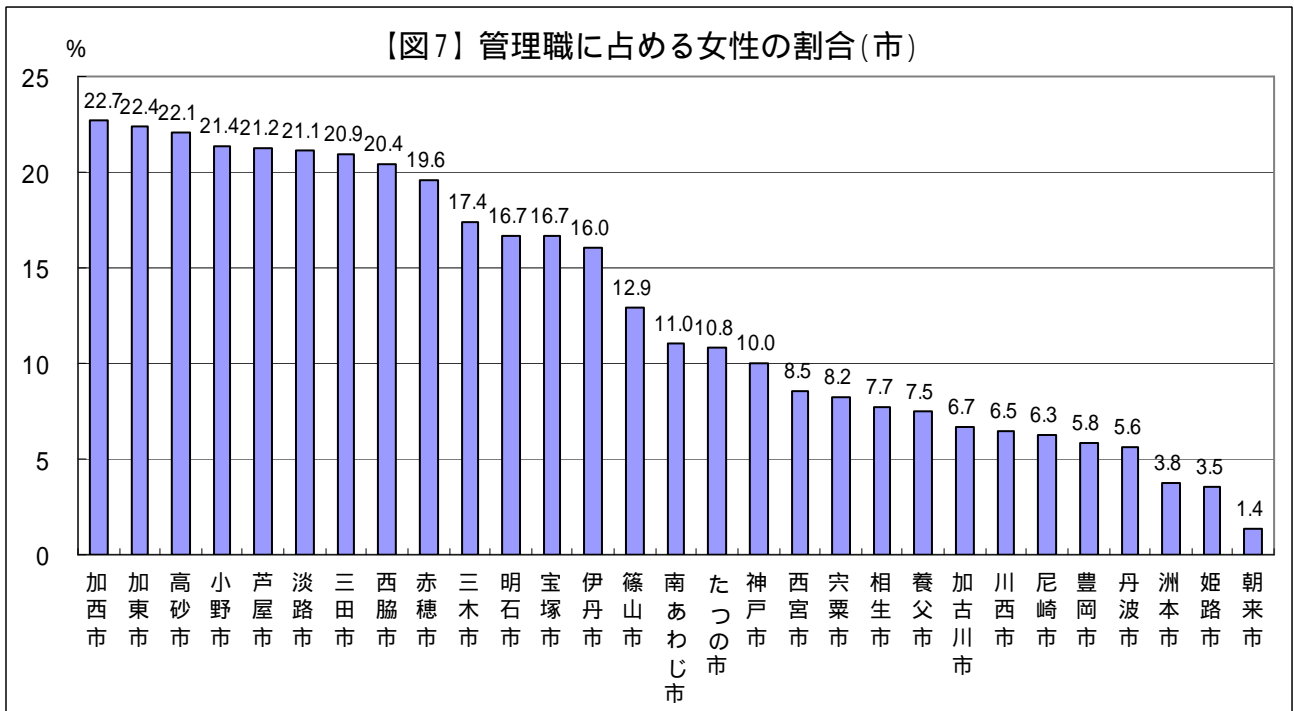
職員に占める女性の割合

県内各市町の職員に占める女性の割合をみると、単純平均で市 34.3%、町 39.2%となっており（図5、6）市町全体では34.5%と、前年度より0.3ポイント上昇しています。

また、管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性の割合をみると、単純平均で市 12.8%、町 9.1%となっており（図7、8）市町全体では12.6%と、前年度より0.7ポイント上昇しています。管理職に占める女性割合が0%の自治体は4町あります。



資料：兵庫県企画県民部調べ（平成 23 年）
調査時点、平成 23 年 4 月 1 日現在



資料：兵庫県企画県民部調べ（平成23年）

調査時点、平成23年4月1日現在

管理職に占める女性の割合が0%となっているのは、播磨町、福崎町、太子町、佐用町である。

3 市町DV基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置状況

(平成23年7月末現在)

市町名	基本計画の策定期期											配偶者暴力相談支援センターの設置時期		
	21以前	形式	22	形式	23	形式	24	形式	25	形式	未定	設置済	23	未定
神戸市		単												
姫路市						単								
尼崎市						単								
明石市				男女										
西宮市						男女								
洲本市														
芦屋市				単										
伊丹市		単												
相生市														
豊岡市														
加古川市				単										
たつの市						単								
赤穂市										男女				
西脇市						男女								
宝塚市				単										
三木市						男女								
高砂市								単						
川西市								未定						
小野市				男女										
三田市						男女								
加西市						単								
篠山市														
養父市						未定								
丹波市						単								
南あわじ市														
朝来市										未定				
淡路市														
宍粟市						単								
加東市														
猪名川町														
多可町														
稲美町														
播磨町						男女								
神河町														
市川町														
福崎町										単				
太子町										未定				
上郡町														
佐用町														
香美町														
新温泉町														
計	2	-	5	-	12		2		4		16	3	1	37

(注) 表中「単」は単独の計画、「男女」は男女共同参画計画においてDV法に基づく計画として位置づけることを意味する。

4 県内市町 男女共同参画担当一覧

町名	主管課・所在地	連絡先	HP
神戸市	市民参画推進局市民生活部 男女共同参画課 〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1	TEL 078-322-5179 FAX 078-322-6034 e-mail danjyo@office.city.kobe.lg.jp	http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/index.html
姫路市	市民局市民参画部 男女共同参画推進課 〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ3階	TEL 079-287-0803 FAX 079-287-0805 e-mail danjosuishin@city.himeji.hyogo.jp	http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2870803.html
尼崎市	環境市民局 女性・消費生活課 〒661-0033 尼崎市南武庫之荘 3-36-1	TEL 06-6436-8635 FAX 06-6436-5757 e-mail ama-jo@city.amagasaki.hyogo.jp	http://www.city.amagasaki.hyogo.jp
明石市	コミュニティ推進部 男女共同参画課 〒673-0886 明石市東仲ノ町 6-1 アスパア明石北館7階	TEL 078-918-5611 FAX 078-918-5617 e-mail danjyo@city.akashi.lg.jp	http://www.city.akashi.lg.jp/community/danjyoka/index.html
西宮市	総合企画局文化まちづくり部 男女共同参画推進課 〒662-8567(663-8204) 西宮市六湛寺町 10-3 (西宮市高松町4番8号 プレラにしのみや4階)	TEL 0798-35-3768 (0798-64-9495) FAX 0798-64-9496 e-mail jyosei@nishi.or.jp	http://www.nishi.or.jp/homepage/wave
洲本市	市民生活部人権推進課 〒656-8686 洲本市本町 3-4-10	TEL 0799-22-2580 FAX 0799-23-0974 e-mail jinken@city.sumoto.hyogo.jp	http://www.city.sumoto.hyogo.jp/
芦屋市	市民生活部市民参画課 男女共同参画推進担当 〒659-0092 芦屋市大原町 2-6 ラ・モール芦屋2階	TEL 0797-38-2023 FAX 0797-38-2175 e-mail josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp	http://www.city.ashiya.lg.jp/sankaku/withus/centerwithus.html
伊丹市	市民自治部共生推進室 同和・人権推進課 〒664-8503 伊丹市千僧 1-1	TEL 072-784-8146 FAX 072-780-3519 e-mail dowajinken@city.itami.lg.jp	http://www.city.itami.lg.jp/

市町名	名称(愛称)・所在地	連絡先	HP
相生市	市民環境部まちづくり推進室 〒678-0031 相生市旭1丁目19-33	TEL 0791-23-7130 FAX 0791-23-7137 e-mail machizukuri@city.aioi.hyogo.jp	http://www.city.aioi.hyogo.jp
豊岡市	秘書広報課 〒668-8666 豊岡市中央町2-4	TEL 0796-23-1111(代) FAX 0796-23-1124 e-mail kouhou@city.toyooka.lg.jp	http://www.city.toyooka.lg.jp
加古川市	企画部男女共同参画センター 〒675-0066 加古川市加古川町寺家町45 (JAビル3階)	TEL 079-424-7172 FAX 079-454-4190 e-mail danjyo@city.kakogawa.hyogo.jp	http://www.city.kakogawa.lg.jp/
赤穂市	市民部市民対話室 人権・男女共同参画係 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地	TEL 0791-43-6818 FAX 0791-43-6810 e-mail taiwa@city.ako.hyogo.jp	http://www.city.ako.hyogo.jp
西脇市	教育委員会 生涯学習課 〒677-0015 西脇市西脇790-15	TEL 0795-22-5996 FAX 0795-22-6015 e-mail manavita@city.nishiwaki.hyogo.jp	http://www.city.nishiwaki.hyogo.jp
宝塚市	総務部人権平和室 人権男女共同参画課 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号	TEL 0797-71-1141 FAX 0797-77-2171 e-mail m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp	http://www.city.takarazuka.hyogo.jp
三木市	市民ふれあい部人権推進課 〒673-0433 三木市福井1933-12 教育センター3階	TEL 0794-82-2000 内線5100 FAX 0794-89-2331 e-mail jinken@city.miki.lg.jp	http://www.city.miki.lg.jp/
高砂市	健康文化部くらしと文化室 市民活動推進課 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	TEL 079-443-9133 FAX 079-442-6082 e-mail cocot@city.takasago.hyogo.jp	http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,0,84,html
川西市	市民生活部 市民環境室 地域・相談課 〒666-8501 川西市中央町12-1	TEL 072-740-1105 FAX 072-740-1322 e-mail kawa0178@city.kawanishi.lg.jp	http://www.city.kawanishi.hyogo.jp
小野市	市民安全部 ヒューマンライフG 男女共同参画推進G 〒675-1380 小野市王子町806-1	TEL 0794-63-1017 FAX 0794-63-3690 e-mail danjo@city.ono.hyogo.jp	http://www.city.ono.hyogo.jp/p/1/8/17/

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

市町名	名称(愛称)・所在地	連絡先	HP
三田市	まちづくり部市民協働室 まちづくり協働センター 〒669-1528 三田市駅前町2番1号	TEL 079-563-8000 FAX 079-563-8001 e-mail machizukuri_u@city.sanda.lg.jp	http://www.city.sanda.lg.jp
加西市	総務部自治参画課 〒675-2312 加西市北条町北条28-1 アステリア かさい3階加西市男女共同参画センター	TEL 0790-42-0105 FAX 0790-42-0133 e-mail sankaku@city.kasai.lg.jp	http://www.city.kasai.hyogo.jp/
篠山市	市民生活部人権推進課 男女共同参画係 〒669-2397 篠山市北新町41	TEL 079-552-6926 FAX 079-554-2332 e-mail jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp	http://www.city.sasayama.hyogo.jp
養父市	市民生活部人権推進課 〒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675	TEL 079-662-6142 FAX 079-662-7491 e-mail jinkensuishin@city.yabu.hyogo.jp	http://www.city.yabu.hyogo.jp/
丹波市	まちづくり部人権啓発センター 〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地	TEL 0795-82-0242 FAX 0795-82-5448 e-mail jinken@city.tamba.hyogo.jp	http://www.city.tamba.hyogo.jp
南あわじ市	健康福祉部少子対策課 〒656-0192 南あわじ市広田広田1064	TEL 0799-44-3040 FAX 0799-44-3036 e-mail shoushitaisaku@city.minamiawaji.hyogo.jp	http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp
朝来市	市民まちづくり部 人権・まちづくり課 〒669-5292 朝来市和田山町東谷213番地1	TEL 079-672-6122 FAX 079-672-4041 e-mail jinken-machi@city.asago.hyogo.jp	http://www.city.asago.hyogo.jp
淡路市	市民生活部市民総務課 市民総務係 〒656-2292 淡路市生穂新島8番地	TEL 0799-64-0001 FAX 0799-64-2528 e-mail awaji_shimin@city.awaji.hyogo.jp	http://www.city.awaji.hyogo.jp/
宍粟市	まちづくり推進部人権推進課 〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5-15 宍粟市役所北庁舎2階	TEL 0790-63-0840 FAX 0790-63-0841 e-mail jinkensuishin-kk@city.shiso.lg.jp	http://www.city.shiso.lg.jp/

市町名	名称(愛称)・所在地	連絡先	HP
加東市	教育委員会人権教育課 〒679-0292 加東市下滝野 1269 番地 2 加東市役所 滝野庁舎 2 階	TEL 0795-48-3598 FAX 0795-48-3705 e-mail jinken-kyoiku@city.kato.lg.jp	http://www.city.kato.lg.jp/
たつの市	市民生活部人権推進課 〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005-1	TEL 0791-64-3151 FAX 0791-63-2594 e-mail jinkensuishin@city.tatsuno.lg.jp	http://www.city.tatsuno.lg.jp/
猪名川町	地域振興部参画協働課 〒666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1	TEL 072-766-8783 FAX 072-766-8893 e-mail sankaku@town.inagawa.lg.jp	http://www.town.inagawa.hyogo.jp
多可町	生涯学習課 〒679-1192 多可郡多可町中区岸上 281-51	TEL 0795-32-5122 FAX 0795-32-1937 e-mail newlife@takacho.jp	http://www.takacho.jp/
稲美町	人権教育課(人権教育係) 〒675-1115 加古郡稲美町国岡1-1	TEL 079-492-2340 FAX 079-492-6768 e-mail zinken@town.hyogo-inami.lg.jp	http://www.town.hyogo-inami.lg.jp/
播磨町	生涯学習グループ 〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1丁目5-30	TEL 079-435-0565 FAX 079-437-4193 e-mail sgaku@town.harima.lg.jp	http://www.town.harima.lg.jp/
市川町	総務課 〒679-2392 神崎郡市川町西川辺165-3	TEL 0790-26-1010 FAX 0790-26-1049 e-mail soumu@town.ichikawa.hyogo.jp	http://www.town.ichikawa.hyogo.jp/
福崎町	教育委員会 社会教育課 文化センター 〒679-2212 福崎町福田176-1	TEL 0790-22-3755 FAX 0790-22-2561 e-mail bunka@town.fukusaki.hyogo.jp	http://www.bunka.town.fukusaki.hyogo.jp/
神河町	総務課 〒679-3116 神崎郡神河町寺前64	TEL 0790-34-0001 FAX 0790-34-0691 e-mail soumu@town.kamikawa.hyogo.jp	http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/
太子町	総務部企画政策課 〒671-1592 揖保郡太子町鷗1369-1	TEL 079-277-5998 FAX 079-276-3892 e-mail kikaku@town.hyogo-taishi.lg.jp	http://www.town.taishi.hyogo.jp

市町名	名称(愛称)・所在地	連絡先	HP
上郡町	社会教育課生涯学習係 〒678-1231 赤穂郡上郡町上郡459-1	TEL 0791-52-1125 FAX 0791-52-2753 e-mail koumin@town.kamigori.hyogo.jp	http://www.town.kamigori.hyogo.jp/
佐用町	生涯学習課 〒679-5301 佐用郡佐用町佐用2585 さよう文化情報センター内	TEL 0790-82-3336 FAX 0790-82-0313 e-mail orihime@town.sayo.lg.jp	http://www.town.sayo.lg.jp/
香美町	町民課人権推進室 〒669-6592 美方郡香美町香住区香住870番地の1	TEL 0796-36-1111 FAX 0796-36-3809 e-mail choumin@town.mikata-kami.lg.jp	http://www.town.mikata-kami.lg.jp/
新温泉町	総務課人権推進室 〒669-6792 美方郡新温泉町浜坂2135-1	TEL 0796-82-3328 FAX 0796-82-4644 e-mail jinken@town.shinonsen.hyogo.jp	http://www.town.shinonsen.hyogo.jp/

5 県内市町 男女共同参画活動拠点施設一覧

市町名	名称(愛称)・所在地	連絡先	開館日
神戸市	神戸市男女共同参画センター (あすてっぷKOBÉ) 〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-3	TEL 078-361-6977 FAX 078-361-6477 http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/asuteppu/index.html	火曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～17時 年末年始を除く
姫路市	姫路市男女共同参画推進センター (あいめっせ) 〒670-0012 姫路市本町68-290 イーグレひめじ3階	TEL 079-287-0803 FAX 079-287-0805 http://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/	9時～21時 年末年始(12/28～1/4)、臨時休館日を除く
尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター (尼崎市女性センター・トレピエ) 〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3-36-1	TEL 06-6436-6331 FAX 06-6436-5757 http://www.amagasaki-trepied.com/	月曜～土曜 9時～21時 祝日、年末年始を除く 10月以降火曜～日曜 9時～21時(日曜17時)
明石市	あかし男女共同参画センター 〒673-0886 明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北館7階	TEL 078-918-5611 FAX 078-918-5617 http://www.city.akashi.lg.jp/community/danjo_ka/danjo/index.html	火曜～日曜 9時～22時 月曜日が祝日の場合は翌日が休館日 年末年始(12/29～1/3)を除く
西宮市	西宮市男女共同参画センター (ウェーブ) 〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階	TEL 0798-64-9495 FAX 0798-64-9496 http://www.nishi.or.jp/homepage/wave/	9時～22時 年末年始 (12/29～1/3)を除く
芦屋市	芦屋市男女共同参画センター (ウィザスあしや) 〒659-0092 芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋2階	TEL 0797-38-2023 FAX 0797-38-2175 http://www.city.ashiya.lg.jp/sankaku/withus/centerwithus.html	平日・第1土曜 9時～17時30分 祝日、年末年始を除く
伊丹市	伊丹市女性交流サロン 〒664-0855 伊丹市御願塚6丁目1-1 伊丹市立女性・児童センター内	TEL 072-772-7248 FAX 072-772-7248 http://www.itami-danjo.jp/	9時～17時15分 火曜、祝日、年末年始を除く
相生市	相生市男女共同参画センター 〒678-0031 相生市旭1丁目19-33 相生市民会館内	TEL 0791-23-7130 FAX 0791-23-7137 http://www.city.aioi.hyogo.jp	月曜～金曜 9時～17時 土日・祝日、年末年始を除く
加古川市	加古川市男女共同参画センター 〒675-0066 加古川市加古川町寺家町45 加古川産業会館JAビル3階	TEL 079-424-7172 FAX 079-454-4190 http://www.city.kakogawa.lg.jp/	月曜～金曜 9時～17時45分 祝日、年末年始 (12/29～1/3)を除く

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

市町名	名称(愛称)・所在地	連絡先	開館日
赤穂市	赤穂市女性交流センター 〒678-0233 赤穂市加里屋中洲 3-55 赤穂市民会館 3階	TEL 0791-43-7800	火曜～日曜 9時～17時 年末年始 (12/29～1/3)を除く
宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター (エル) 〒665-0845 宝塚市栄町 2-1-2 「ソリオ2」4階	TEL 0797-86-4006 FAX 0797-83-2424 http://www.takarazuka-ell.jp/	月曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～17時 第2日曜、年末年始を除く
三木市	三木市男女共同参画センター (こらぼーよ) 〒673-0433 三木市福井 1933-12 教育センター 3階	TEL 0794-89-2331 FAX 0794-89-2331 http://www.city.miki.lg.jp/	月曜～金曜 9時～17時
高砂市	高砂市男女共同参画センター 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥 1-1-1	TEL 079-443-9133 FAX 079-442-6082 http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,0,84,html	月曜～金曜 8時30分～17時15分 土日祝日、年末年始を除く
川西市	川西市男女共同参画センター (パレットかわにし) 〒666-0015 川西市小花 1-8-1(ジョイン川西内)	TEL 072-759-1856 FAX 072-759-1891 http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/	9時～22時 第4日曜、年末年始 (12/29～1/3)を除く
小野市	小野市男女共同参画センター 〒675-1366 小野市中島町72 小野市うるおい交流館 エクラ内	TEL 0794-62-6765 FAX 0794-62-2400 http://www.ksks-arche.jp/danjo/	9時～20時 第4火曜、年末年始 (12/31～1/3)を除く
三田市	三田市まちづくり協働センター 〒669-1528 三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館キッピーモール6階	TEL 079-563-8000 FAX 079-563-8001 http://www.city.sanda.lg.jp	10時～18時 年末年始 (12/29～1/3)を除く
加西市	加西市男女共同参画センター 〒675-2312 加西市北条町北条 28-1 アステアかさい3階	TEL 0790-42-0105 FAX 0790-42-0133 http://www.nehime-net.jp/sankaku/	9時～22時 年末年始 (12/28～1/4)を除く
篠山市	篠山市男女共同参画センター (フィフティ) 〒669-2397 篠山市北新町 41 市役所第2庁舎3階	TEL 079-552-6926 FAX 079-554-2332 http://www.city.sasayama.jp/danjo/	月曜～金曜 8時30分～17時15分 祝日、年末年始を除く
養父市	養父市男女共同参画センター 〒662-0021 養父市八鹿町八鹿 1219 番地 5 ショッピングタウンペア2階	TEL 079-662-7765 FAX 079-662-7765 http://www.city.yabu.hyogo.jp/	月曜～金曜 10時～17時 祝日、年末年始 (12/29～1/3)を除く

参 考 資 料

男女共同参画社会づくり条例、規則

(条例に基づく取組)

- ・男女共同参画社会づくり協定制度の概要
- ・男女共同参画推進員制度の概要
- ・男女共同参画申出処理制度の概要

男女共同参画推進体制 (推進本部、相談機関一覧)

男女共同参画の推進に関する年表

男女共同参画社会づくり条例（兵庫県条例第11号）（平成14年3月27日公布）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 男女共同参画社会づくりに関する基本的施策（第9条 - 第22条）

第3章 男女共同参画社会づくりのための基盤の整備（第23条 - 第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

兵庫県では、男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会や男女共同参画社会基本法の制定等国内の動向を踏まえて、様々な取組を進めてきたところであるが、あらゆる形態の暴力等の人権侵害、人為につくられた性別観や性別による固定的な役割分担を前提とした制度や慣行が依然として存在している。

こうした中で、少子高齢化の一層の進行等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、県民一人一人が真に豊かで、安心と生きがいを持てる生活を実現していくためには、性別にとらわれることなく、男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが強く求められている。

阪神・淡路大震災における県民やボランティア団体等の活動が被災者の支援や被災地の復興を支える役割を果たしてきたことは、県民一人一人から始まる自発的かつ自律的な活動が社会を支え発展させていく新たな原動力となるものであることを示した。

この貴重な教訓を生かし、すべての県民の人権が平等に保障されるとともに、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の早期実現を目指していかななければならない。

このような認識に基づき、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第2条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするように配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 7 男女共同参画社会の形成は、県民一人一人が互いの人権を尊重しつつ、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、自発的かつ自律的に男女共同参画社会の形成のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して当該活動に取り組むことを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条各項に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画社会の形成の促進に当たり、県民、事業者、各種の団体、市町、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が男女共同参画社会の形成と密接な関係にあることを自覚し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(団体の責務)

第6条 県民が行い、又は県民のために行われる自発的で自律的な活動を行う団体(以下「団体」という。)は、その活動が男女共同参画社会の形成と密接な関係にあることを自覚し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、家庭等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会づくりに関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。
- 3 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第11条 県は、男女共同参画社会の形成に関する県民、事業者及び団体の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(雇用の場における取組)

第12条 事業者は、男女共同参画社会の形成のため、雇用の場において、次の各号に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

(1) 職業生活における活動と家庭生活における活動との両立に向けた環境整備

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止

(3) 事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保

2 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に必要なと認めるときは、事業者に対し、前項各号に掲げる取組の状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した状況を取りまとめ、公表するものとする。

4 知事は、第2項の報告があったときは、当該事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(事業者との協定)

第13条 知事は、事業者が事業活動において男女共同参画社会の形成を促進するために行う自主的な取組を促進するため、前条第1項各号に掲げる事項について、事業者と協定を締結することができる。

(個人で営む事業における男女の共同参画の推進)

第14条 県は、個人で営む事業において、家族従事者が経営の方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の推進)

第15条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができる環境整備の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画社会の形成に関する教育の推進)

第16条 県は、学校教育及び社会教育における男女共同参画社会の形成に関する教育を推進するものとする。

(附属機関等における構成員の男女の均衡)

第17条 県は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、構成員の数について、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第18条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(市町等に対する支援)

第19条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関して市町が実施する施策及び県民、事業者又は団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、男女共同参画社会の形成を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の意見の反映)

第21条 県は、男女共同参画社会の形成の促進のための施策の適切な策定及び実施に資するため、県民、事業者、団体又は市町の意見を県の施策に反映させるよう必要な施策を講ずるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画社会づくりのための基盤の整備

(推進体制の整備)

第23条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第 24 条 県民が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動並びに当該活動を行う者相互の協力及び連携を支援するため、県に、男女共同参画推進員を置く。

(県民からの申出の処理)

第 25 条 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての改善の提案の申出及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権の侵害についての県民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、県に、申出処理委員を置く。

2 県民は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について改善の提案がある場合又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、申出処理委員に申し出ることができる。

3 申出処理委員は、前項の規定により県が実施する施策についての改善の提案の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、指導、勧告その他の行為を行うものとする。

4 申出処理委員は、第 2 項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望その他の行為を行うものとする。

第 4 章 雑則

第 26 条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表青少年愛護審議会の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例(平成 14 年兵庫県条例第 11 号)による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務
-----------	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 35 年兵庫県条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 53 号及び第 54 号を次のように改める。

(53) 男女共同参画審議会

(54) 削除

別表第 1 青少年愛護審議会の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会	会 長	日 額	15,500 円
	副 会 長	日 額	13,000 円
	委 員	日 額	12,500 円

別表第 2 青少年愛護審議会の委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会の委員	職員旅費条例中 8 級の職務にある者相当額
--------------	-----------------------

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 追加(平成 20 年 3 月 24 日条例第 14 号)

(報酬の額の特例)

7 当分の間、別表第 1 の規定にかかわらず、月額で支給する委員会の委員等の報酬の額は、同表に規定する額から、当該額に 100 分の 10(監査委員(議会の議員の中から選任された委員に限る。)の報酬の額にあつては、100 分の 25)を乗じて得た額を減じて得た額とし、日額で支給する委員会の委員等の報酬の額は、同表に規定する額から、当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じて得た額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

男女共同参画社会づくり条例施行規則（兵庫県規則第 80 号）（平成 14 年 9 月 30 日公布）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、男女共同参画社会づくり条例（平成 14 年兵庫県条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（申出の方法）

第 2 条 条例第 25 条第 2 項の規定による申出（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行わなければならない。ただし、申出処理委員が申出書を提出できない特別の理由があると認めるときは、口頭で行うことができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関等への相談等の状況
- (4) 申出の年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査等に当たって参考となる事項

2 前項ただし書の規定による申出があつたときは、申出処理委員は、当該申出に係る同項各号に掲げる事項を聴取し、これを書面に記録するものとする。

（人権を侵害された旨の申出に係る申出期間）

第 3 条 条例第 25 条第 4 項の人権を侵害された旨の申出は、当該申出に係る人権の侵害があつた日から起算して 1 年以内に行わなければならない。ただし、申出処理委員が 1 年を経過したことについて正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（調査）

第 4 条 申出処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を当該申出を行った者（以下「申出者」という。）及び当該申出に係る関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、当該申出が条例第 25 条第 4 項の人権を侵害された旨の申出である場合であつて、相当な理由があると認めるときは、当該関係者に対し、通知しないことができる。

2 申出処理委員は、条例第 25 条第 3 項の規定により、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求め、又は同条第 4 項の規定により、資料の提出及び説明を求めるときは、書面によるものとする。

3 申出処理委員は、調査を終了したときは、その結果を当該申出に係る申出者及び関係者に対し、書面により通知するものとする。

（調査をしない場合）

第 5 条 申出処理委員は、申出が次の各号のいずれかに該当する事項に係るものである場合は、当該申出について調査をしないものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び判決により確定した事案に関する事項
- (2) 行政庁において審理中の不服申立てに係る事案及び裁決又は決定により確定した事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項の規定による紛争の解決の援助又は同法第 14 条第 1 項の規定による調停の対象となる事案に関する事項
- (4) 条例又はこの規則の規定に基づく申出処理委員の行為に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申出処理委員が調査をすることが適当でないことと認めるとき

2 申出処理委員は、前項の場合においては、申出について調査をしない旨及びその理由を、当該申出に係る申出者に対し、書面により通知するものとする。

（助言、指導、勧告その他の行為等）

第 6 条 条例第 25 条第 3 項の助言、指導、勧告その他の行為及び条例第 25 条第 4 項の助言、是正の要望その他の行為は、書面により行うものとする。

2 申出処理委員は、前項の行為を行ったときは、その内容を当該申出に係る申出者に対し、書面により通知するものとする。

（措置状況の報告）

第 7 条 申出処理委員は、条例第 25 条第 3 項の助言、指導、勧告その他の行為を行った場合において、必要

があると認めるときは、当該関係者に対し、講じた措置の状況について、相当の期限を設けて報告を求めることができる。

(申出の処理状況の報告等)

第8条 申出処理委員は、毎年、申出の処理状況に関する報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(身分証明書)

第9条 申出処理委員は、職務を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第10条 第2条から前条までに定めるもののほか、申出の処理に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)

(表面)

身 分 証 明 書	
写 真	氏名 任期
上記の者は、男女共同参画社会づくり条例(平成14年兵庫県条例第11号)第25条第1項の規定に基づく申出処理委員であることを証明します。	
年 月 日交付	
兵庫県知事	印

↑
5.5
センチメートル
↓

← 9センチメートル →

(裏面)

男女共同参画社会づくり条例(抜粋)
(県民からの申出の処理)
第25条 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての改善の提案の申出及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権の侵害についての県民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、県に、申出処理委員を置く。
2 県民は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について改善の提案がある場合又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、申出処理委員に申し出ることができる。
3 申出処理委員は、前項の規定により県が実施する施策についての改善の提案の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、指導、勧告その他の行為を行うものとする。
4 申出処理委員は、第2項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望その他の行為を行うものとする。

男女共同参画社会づくり協定制度の概要

兵庫県では、事業者の事業活動における男女共同参画社会づくりに向けた自主的な取組を促進するため、県と事業者が協定を締結する制度を定めています。

「仕事と家庭、地域活動の両立に向けた職場環境づくり」「女性の活躍支援」「セクシュアル・ハラスメントの防止」など、男女共同参画社会づくりに向けた職場づくりに積極的に取り組む県内の事業所と県が協定を結び、県が協定締結事業所の取組内容をPRするとともに、必要な情報提供等を通じて、それぞれの取組を支援するものです。

平成23年8月末現在、864社2団体と県が協定を締結しています。

協定締結事業所一覧（864社2団体）

<五十音順・敬称略>

<あ行>

(株)AAK設計、ISエンジニアリング(株)、ISRグループ、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、(有)愛見興産、(株)アイコン、(株)AIC、(有)アイ・サブラ、(有)合橋測量、(株)AIM、(有)アオイ、(株)アカツキコーポレーション、明石測量設計(株)、(株)アキシノ、(株)秋田組、(株)秋本組、(株)秋義建設、アクサ生命保険(株)神戸支社、(有)アクシス測量設計、(株)アクティブライフ、旭設備(株)、(株)朝日コンサル、(株)朝日測量設計事務所、朝日テック(株)、(有)あしもく、(株)アジェル、(株)アシックス、芦屋都市管理(株)、(株)アース、(有)明日香、(株)アース建設、(株)アーステック、(有)アーステック、(有)アスピー開発、(株)足立組、(有)足立設計、(株)アド、(株)阿野建設、(株)アーバンクリエイト、アーバンクリエイト(株)、(株)尼京建設、(株)アメニティー・カンパニー、(株)新井組、(有)荒田造園、(株)淡路開発コンサルタント、淡路測量設計(株)、淡路土建(株)、特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷、安西工業(株)、家島建設(株)、(株)池内工務店、(株)池上建設、(株)池田組、池田建設(株)、池田建設(株)、池田興産(株)、(有)イザナギ開発、(株)イシイ、石井建材(株)、石井造園土木(株)、石井造園緑化(株)、石塚建設工業(株)、石原薬品(株)、(株)石本建設、(株)井沢設計 神戸営業所、(株)イスズベーカー、(株)いずみ建設、(株)泉建設、泉建設(株)、板家建設(株)、(株)一高、(株)アイデア、伊藤建設(株)、伊藤建設(株)、(株)伊藤テック、伊藤ハム(株)、イトデン(株)、猪名川技建工業(株)、(株)井上商事、(株)井上測量設計事務所、(株)E・B・S、伊保川土木、(株)今里三合園、今津建設(株)、(株)イマナカ、井本建設(株)、イワサキ工業(株)、(株)岩本組、(株)岩本建設、(株)岩山組、(有)植昇組、(株)ウエスコ神戸支社、植田組(株)、(株)上田組、(株)ウエダ建設、(株)上野組、上原建材工業(株)、ウオクニ(株)、(株)うがい商店、(株)宇鷹建設、内田総合設備(株)、(株)内山測量設計、内海建設(株)、(株)ウノ、(株)ウーマンライフ新聞社神戸支局、(有)うりた重機興業、(株)上見組、E・I・M・テック、栄新商事(株)、(株)エイダブリューエンジニアリング、栄興電機工業(株)、栄和興業(株)、栄和測量設計(株)、(株)エス・アイ、(株)SEC、(株)エスケイ、エスケイ(株)、(株)エネックス、(株)海老名組、(有)エム、エム・シーシー食品(株)、(株)エルクコンサルタント、(有)エルデ企画、遠藤好城事務所、(株)圓奈、(株)大浦組、大川工業(株)、太田土建(株)、(株)大給組、大阪ガス(株)導管事業部兵庫導管部リビング事業部・兵庫リビング営業部、エネルギー事業部・兵庫エネルギー営業部、(株)大澤工務店、(株)大城工業所、(有)オーシャン建設、(有)オオタニ、(株)大野建設、(株)大林、大廣建設(株)、(株)大見建設、(株)岡井組、岡上建設(株)、(株)岡崎建設、岡崎建設(株)、(有)岡田測量設計、オカダ電工、岡本工業(株)、(株)オカモト・コンストラクション・システム、オカモト電気(株)、(株)小川電設、(株)荻野工務店、尾崎建設(株)、(株)オーシスマップ、(株)越智工務店、小島電工(株)、(株)小原土木工業、(株)オフィスマーメイド、オリエンタル・テクノ(株)、折田建設(株)、オリバーソース(株)

<か行>

甲斐建設(株)、(株)海成工業、開田建設(株)、(株)カイヤマグチ、垣内建設(株)、垣本建設工業(株)、(株)鍵田組、(株)柏原測量、(株)かすが、(有)勝貴建設、(株)カツラ、桂建設(株)、加藤コンサルタント(株)、(株)加東測量、門上建設(株)、金川電業(株)、(株)カナック工業、金谷建設興業、(株)カナモト建設、(株)金山組、金山建設工業(株)、(株)金海興業、(株)金田土木、(株)カネヘイ、(株)金山組、(株)研技研、(株)鎌田組、(株)神島組、(株)神山組、(有)亀井組、亀山造園土木(株)、(株)榎谷建設、(株)香山組、(株)河合建設、カワイハウジング(株)、川崎重工業(株)、(株)川嶋建設 本社、川西技建工業(有)、川西土木(株)、(株)かんぎ、(株)カンキョウ、環境測量設計、(株)関工エンジニア、(有)関工建設コンサルタント、(株)関西エンジニアリング、(株)関西開発測量事務所、関西技術工業(株)、(株)関西コンサルタント、(株)関西スーパーマーケット、(株)関西建設、(株)関西テック、関西電力(株)神戸支店・姫路支店、(有)関西マックス、関西緑地建設(株)、(株)神崎測量設計、(株)河南測量設計、神プレ建設(株)、(株)木島組、(株)キシモト、(有)岸本工業、(株)幾章任研、北淡路産業(株)、北垣建設(株)、(株)北野組、(株)北村工務店、木下建設(株)、(株)吉美、(有)木村測量、(株)久華園、(株)共栄、共栄印刷(株)、共栄建設(株)、(株)協栄建設、京庭園カクリン(有)、協同建設(株)、(株)協同病理、(株)共友建設、麒麟麦酒(株)、近畿圏統括本部神戸統括支社、(株)近畿興産、(株)近畿コンストラクション、(有)近畿水道サービス、近畿測量(株)、日下部建設(株)、(株)楠田建設、邦設備工業(株)、(株)国実コンサルタント、(株)国木建設、窪田工業(株)、(有)倉本測量、グリーン興業(株)、(株)グリーン興産、(有)グリーンテック、クリーンテックス・ジャパン(株)、(有)クレール、(株)黒田建設、黒田測量設計(株)、グローリー建設(株)、(株)K-TEC、(株)鶏北測量設計、(株)建設コンサルタント大誠、(有)鍵友建設、小泉製麻(株)、(株)廣重、広栄産業(株)、(有)光建、晃進建設(株)、幸進建設(株)、工成建設(株)、(有)弘成建設、(株)合同建設、(株)神戸クルーザー、神戸建機(株)、(株)神戸新聞社、(株)神戸製鋼所、(株)神戸デジタルラボ、(株)神戸風月堂、(株)神戸ポートピアホテル、(株)交邦、(株)光邦建設、孔明建設(株)、光洋建設(株)、(株)光陽、(株)幸陽商会、広洋測量設計(株)、幸陽測量設計(株)、弘和建设(株)、光和興業、(有)郡工務店、ココ・コーラウエスト(株)、(有)国際体育研究所、(株)コスモ、(株)後藤工務店、寿建設(株)、(株)コタニ産商、(株)小西工務店、(株)小林工務店、(有)小林商店、(株)コフジ建設、(株)コベルコ科研、(株)小堀組、(株)コマドメ建設、(有)小山建設、(株)古来造園土木、(株)コーワ測量設計、(株)コンサルタント関西、(株)近藤建工、(株)光陽

<さ行>

(株)斉藤工務店、(株)斉藤鐵工所、(株)酒井園芸、(株)栄建設、(株)坂本組、(有)坂本建材土木、(株)坂本建設、(株)佐貫測量、崎塩興業(株)、(株)サクシード三晶建設、(株)佐公間建設工業、(株)サクラ技建、(株)さくらケーシーエス、(株)さくら建設、(株)さくら緑化、(株)サークルKサンクス、(株)サージ・コア、佐藤工業(株) 神戸営業所、サーベイライン測量調査事務所、澤西建設(株)、三永建設興業(株)、(株)三協技建、三協建設(株)、(株)三共建設、(有)山高建設、(株)サンコム、(株)サンコンサルタント、サンスイコンサルタント(株)姫路支店、(株)サンデン、(株)サン測量設計、(有)サント・アン、三洋開発(株)、(株)山陽百貨店、三和建設(株)、三和興産(株)、(株)三和産業、(株)GEOソリューションズ、シキサイ土木(有)、資生堂販(株)近畿支社神戸支店、(有)ジーエスプラン、(株)ジオテクノ関西、(株)七福建設工業、(有)シナジー、(株)シービット、島谷建設(株)、(株)下土井、(株)下村測量設計事務所、(株)シャルレ、(有)集楽園、JFE電機(株)、(株)ジェットクリエイト、(株)昌建、(株)正建設、松陽建設(株)、(株)昭和組、昭和測量設計(株)、勝和測量設計(株)、(株)白山基礎、城山造園土木(有)、伸栄開発(株)、(株)伸栄、信栄測量設計、(株)シーテック、(株)シビルクリエイト、昭洋電工(株)、(株)新岡本組、(株)新憲産業、(株)新神野建設、神姫バス(株)、(株)シンコー、(株)神鋼環境ソリューション、(株)新光測量設計、新盛土木(株)、神東建設(株)、(株)新土木開発コンサルタント、新日本設計(株)神名工務店、(株)神明建設、(株)シンメイ建設技研、新陽建設(株)、(株)新龍建設、進路工業(株)、シンロテック(株)、(株)シンワ、進和測量設計(株)、(有)人和、(株)神和商事、杉本建設(株)、杉本建設(株)、(有)鈴木建設、スズキ建設工業(有)、住徳建設(株)、住徳工業(株)、(株)スリーエスコンサルタンツ、生活協同組合コープこうべ、世紀開発(株)、(有)セイコー・コーポレーション、(株)誠宏、(株)西播設計、西部造園土木(株)、(株)清流建設、(有)セイワ、清和建設(株)、(株)聖和建設、セコム損害保険(株)神戸支店、(株)セブン・イレブン・ジャパン、全災建設(株)、セントラルマイクロメーション(株)、(株)千里、善和建設(株)、(株)ソイルテック、(株)総合グリーン、宗和建設(株)、(株)ソクチ、(株)そごう神戸店、袖長建設(有)、園田コンサル(株)、(株)ソネック

<た行>

第一建設(株)、第一興産、第一コンピューターサービス(株)営業本部、第一生命保険相互会社明石支社・神戸支社・姫路支社、(株)第一測量、大栄環境(株)、大栄建設(株)、(有)ダイキ開発、大喜建設(株)、(有)ダイコー、(株)大興エンジニアリング、(株)大幸建設、(株)大勝、大昭建設(株)、大翔興業(有)、大伸開発(株)、(有)大伸土木興業、泰成建設(株)、(株)大成スポーツ施設、(株)大設、(株)ダイセン、(株)大地、(株)台地企画、(株)大東園、大日建設(株)、ダイニチ・コンストラクション(株)、(有)大日本工業、(有)大福、(株)大豊建設、大宝建設(株)、大松建設(株)、(株)大丸松坂屋百貨店、大丸神戸、大悠建設(株)、(株)太陽測量、(有)大量建設、大和リース(株)神戸支店、姫路営業所、高井建設(株)、(有)高岸工業、(株)タカコー、(有)高砂カッター、高砂重量建設(株)、(株)高階、高柴商事(株)、(有)高島測量設計、高松興業(株)、(株)高山組、高山設備(株)、(有)タカヤマ土木道路(株)、宝塚岸田建設(株)、(株)宝塚電業社、(有)多紀水工、(株)田口建設、(株)タクト測量、(株)武貞興業、竹田テント装備(株)、(株)武仲、田崎真珠(株)、田染設備工業(株)、(株)但馬近畿工業、(有)但馬建設、但馬土工工業(株)、(株)但馬緑化土木、(株)龍野土木、(有)辰巳、(株)タツミ測量設計事務所、(株)タイワ、建部工業(株)、田中建設、タナカ工業(株)、田中造園、(株)田村組、(有)田村土建、丹波開発(株)、(有)チェリース、(株)地測、千鳥屋宗家(株)、(株)中央開発コンサルタント、中央走狗狼設計(株)、(有)中央測地開発、(株)塚前組、(株)ツガ、(株)ツタヤ電機、(有)土田土工工業、(株)筒井工務店、津名土木(株)、常田設備(株)、(株)テイ建設、(株)ディスプレイミワボシ、(株)テクセル、(有)テクノスリー、(株)テクノトライ、(株)テクノ・ハリマ、(株)テナム、(株)寺尾組、寺田建設、テラモトコンストラクション(株)、(有)テリム、(有)典座、(株)電通西日本、(株)土居建設、東英建設(株)、(株)東芝姫路工場、(株)東播開発、(株)東洋建設工業、(株)東洋総合建設、(株)東和技術管理、常盤興業(株)、徳山土木(株)、戸田建設(株)神戸総合営業所、飛鳥建設(株)神戸営業所、(株)巴建設、(有)豊富建設、(有)トライテック

<な行>

(株)内藤組、内藤建設(株)、(有)中井建設、中一建設(株)、中尾測量、(株)長尾、(株)長尾工業、(株)中川工務店、(株)永川組建設、(有)中建、中佐台電工(株)、(株)中嶋測量、(株)中勝建設、(株)永瀬、(株)中田工務店、(株)中谷建設、(株)永谷建設、(株)中西組、ナカノ興業、(有)中町プロパン藤本商店、(株)中村商店、中兵庫建設(株)、(株)中兵庫土木、長野建設(株)、長野運輸(株)、(株)西川組、(株)ニコス、ニシカワ食品(株)、(株)西田組、(株)西田商会、(株)西田土木、(社)西谷会、(株)西塚測量設計事務所、(株)西原組、(株)西原土木、(株)西村組、西村建設工業(株)、(株)西村風見園、(株)西森組、日芳建設(株)、(株)日建技術コンサルタント神戸事務所、(株)日光、日光建設工業(株)、(株)日進サーベ、(株)日進土木、(株)ニツク、(株)新田組、(有)二星測量、日本イーライリール(株)、日本機動建設(株)、日本興発(株)、日本生命保険相互会社北大阪支社・神戸支社・明石支社・阪神支社・姫路支社、日本放送協会神戸放送局、日本山村硝子(株)、日本緑化防災(株)、(株)日本旅行神戸支店、(株)ノーリツ、則政建設(株)

<は行>

白鶴酒造(株)、(株)羽衣組、(株)間組 神戸営業所、橋本測量設計事務所、(株)パスコ神戸支店、(有)長谷川建工、(株)長谷川土木、羽谷建設(株)、(有)鼻登電気ボーリング、(株)ハマサカ建設コンサルタント、(株)ハマダ、(株)はまつ組、(株)林本興業、早水電機工業(株)、原田建設(株)、(株)原田工務店、(有)ハリマ園芸、はりま建設協同組合、(株)播磨設計コンサルタント、播磨地質開発(株)、(株)ハリマテック、播磨土工工業(株)、春名建設(株)、(株)阪神開発、阪神工測(株)、(株)播新設備、阪神測建(株)、バンドー化学(株)、(株)ハンワ、P & G ジャパン(株)、日置産業(株)、(有)東谷口組、(有)氷上測量、(株)光建設、ヒカリ電業(株)、(株)光土木、菱井商事(株)、(株)ビッグ、ヒット水設工業(有)、(株)ヒメフジ、ヒューマントップ(株)、(株)兵庫エンジニアリング、兵庫県経営者協会、(株)兵庫建設、(株)兵庫コンサルタント、兵庫新光土木(株)、(社)兵庫県測量設計業協会、兵庫造園土木(株)、兵庫トヨタ自動車(株)、兵庫ヤクルト販売(株)、兵庫緑地開発(株)、兵神機械工業(株)、(株)平岡建設、氷上営業所、(株)平田園芸、平錦建設(株)、(株)平野組、(株)平野住建、(有)ピリーブ、廣川建設(株)、(有)ヒロ測量、広畑印刷(株)、広吉組工業(株)、(株)ファミリーマート、(株)フェリシモ、福井建設(株)、(株)福岡建設、(株)福島組、(株)フクスイ、福泉興業(株)、(株)福田組、福田産業(有)、福田土木工業(株)、(株)福原組、福松建設(株)、(株)福本測量設計事務所、(株)福吉組、(株)ふじ、(株)藤岡組、(株)フジケン、(株)フジタ 神戸営業所、藤田測量事務所、富士通周辺機(株)、富士通テン(株)、フジッコ(株)、(株)富士土木興業、(株)藤原建設、藤原建設(株)、(株)藤原工業、藤原電工(株)、藤原土木興業(株)、(株)藤本組、フジモト測量事務所、(株)藤保工務店、(株)扶桑興業、双葉産業(株)、船越工務店(株)、船曳土木興業(株)、(株)プランナーズインターナショナル、(株)古川組、古野電気(株)、プロミス(株) 神戸お客様サービスプラザ、(有)平成開発設計、(株)平成技術コンサルタント、(株)平成建設、平成設備工業(株)、平和建設(株)、別府造園土木(有)、鳳鳴建設(株)、(株)邦環建設、(株)ホクト、北斗測量設計(株)、(株)ホソノテック、(株)細見組、(株)ホテルプラザ神戸、(株)ポピンズコーポレーション、(株)堀川忠義商店、

堀建設株、(有)堀田土木、(株)ポレ・ポレ、(株)本城根組、(株)本馬建設

<ま行>

(株)前川技研、前田建設株、前川建設株、前川建設株、前川建設株、前田建設工業株、神戸営業所、政八翔建株、(株)マサル建設、枅川光輝株、(株)益田工務店、(有)マッシュ、松尾建設株、(有)松岡調査測量、松岡土木株、松下工業(有)、(有)松島建築、(株)松田組、松田土木工業株、松谷化学工業株、松福建設株、(株)マツモトエンジニアリング、(株)松本組、松本建設株、松本工業株、松本電工株、松山建設株、(有)的場測量設計事務所、(株)マニックス、(株)マルイチ、(株)丸尾計画事務所、丸正建設株、(株)マルヤマ建設、(株)丸山造園、丸山造園土木株、(株)萬山土建工業所、(有)水野屋建設、(有)みたけ造園土木、道岡建設株、海月建設株、三菱重工業株高砂製作所、三菱電機株高周波光デバイス製作所、三菱電機株神戸製作所・電力システム製作所、三ツ星ベルト株、ミツヤ設計株、港建設株、ミナト建設工業株、南あわじ調査設計株、三原開発株、(株)ミヤケ建設、三宅建設株、都コンサルタント株兵庫営業所、宮下設備工業株、(株)ミヤ測量設計、(株)宮本技建、(株)宮本組、(株)宮本建設、(株)宮本設計、(有)宮本工務店、(株)宮本商店、(株)宮本土建、向内造園株、(株)村岡組、(株)村上工務店、(株)村田組、明洋測量設計株、(株)メイセイコンサルタント、(株)モア、(有)モトセ、(株)基泰組、モノポリス森下組、森工務店株、(株)モリケン、(株)森崎組、(株)森下建設、(株)森田工務店、(株)森津工務店、(株)森長組、(株)森元建設、森村測量設計株、モロゾフ株

<や行・ら行・わ行>

八雲建設株、(株)八嶋組、(株)安井工務店、安井測量設計株、(株)ヤス測量設計、八幡建設測量株、山口組、山口興業(有)、(株)山口商会、山崎仲川建工株、山下建設、山田工業株、(有)ヤマト測量、(有)山中掬水緑化、(株)山中建設、(株)山本建設、山本工業、(株)山本設計、(株)山本測量事務所、山村倉庫株、(有)有建、(株)ユウター興産、(株)ユウテック、(有)ユウビ建設、UCC上島珈琲株、(有)湯口建材、(有)豊土建工業、(株)ゆづるば建設、(株)ユーテック、(有)ユニテック、(株)夢工房、(株)夢舞台、横河住金ブリッジ株、横溝測量設計、(株)横山建設工業、(株)吉岡建設、(有)吉田建設、吉野建設株、吉見建設株、(株)吉村建設、ヨリフジ建設株、(有)ライフアート、(株)ラジオ関西、(株)リオプラン、(有)リファイト、(株)緑栄、緑地建設株、臨海建設工業株、(株)リング、六神建設(有)、(株)ローソン、(株)ロック・フィールド、(株)六甲測建、六甲バター株、若鈴コンサルタンツ株兵庫営業所、(株)ワコウグループ、(株)ワールド

男女共同参画推進員制度の概要

地域や企業、労働組合で男女共同参画に取り組むキーパーソンとして、男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を設置しています(根拠:男女共同参画社会づくり条例第24条)。

1 推進員の活動内容

- ・男女共同参画に関する情報収集・提供を行うこと
- ・新ひょうご男女共同参画プラン21の普及啓発を図ること
- ・男女共同参画に関する行政施策の推進に協力すること
- ・男女共同参画に関する各種相談等に対して専門機関等を紹介すること
- ・その他男女共同参画社会づくりに向けた活動に関すること

2 推進員設置数(平成23年9月1日現在)

(1) 推進員(地域)

単位:人

	第1期 (H14~H15)	第2期 (H16~H17)	第3期 (H18~H19)	第4期 (H20~H21)	第5期 (H22~H23)
男性	39	36	51	48	64
女性	144	156	196	154	161
合計	183	192	247	202	225

(2) 推進員(企業・労働組合)

単位:人

	第1期 (H14~H15)	第2期 (H16~H17)	第3期 (H18~H19)	第4期 (H20~H21)	第5期 (H22~H23)
企業	72	72	176	513	838
労働組合	67	66	67	64	60
合計	139	138	243	577	898

男女共同参画申出処理制度の概要

男女共同参画に関する人権侵害についての申出や、県が実施する施策等についての改善の提案に対して、3人の申出処理委員が調査などを行い、必要に応じて助言や勧告などを行います(根拠:男女共同参画社会づくり条例第25条)。

1 調査の対象となる申出

(1) 人権侵害に係る申出

- ・私人間の男女共同参画に関する人権侵害事案で、直接具体的な被害や不利益などを被り、相手方に改善等を求めるもの

(例) 配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性別による差別的取扱 など

(2) 県の施策についての提案

- ・県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への提案
- ・県が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策への提案

2 申出の処理方法

- ・申出処理委員が、申出内容について関係者から説明を受けるなど、必要な調査を行います。
- ・必要があると認めるときは、県の施策については、助言、指導、勧告を、私人間の人権侵害事案については、助言、是正の要望等を行います。
- ・配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの私人間の人権侵害事案については必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター(県立女性家庭センター)等の関係機関に引き継ぐこともあります。

3 申出方法

原則、書面で受け付けています。郵送またはファクスにより申出処理委員事務局に送付してください。匿名での申出や電話での申出は受け付けていません。

【問い合わせ先】兵庫県企画県民部県民文化局男女家庭室内 申出処理委員事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL/FAX 078-360-9001(申出処理委員事務局専用)

4 申出処理状況一覧(平成14年10月1日~平成23年8月)

申出処理内訳		件数	備 考			
調査対象事案	人権侵害	17	平成14年度 3件	平成18年度 3件	平成15年度 5件	平成19年度 0件
			平成16年度 3件	平成20年度 1件	平成17年度 2件	
	県の施策	2	平成14年度 1件	平成20年度 1件		
	小 計	19	平成14年度 4件	平成18年度 3件	平成15年度 5件	平成19年度 0件
			平成16年度 3件	平成20年度 2件	平成17年度 2件	
調査対象外事案		10	平成14年度 3件	平成18年度 1件	平成15年度 1件	平成19年度 0件
			平成16年度 3件	平成20年度 1件	平成17年度 0件	平成22年度 1件
合 計		29	平成14年度 7件	平成18年度 4件	平成15年度 6件	平成19年度 0件
			平成16年度 6件	平成20年度 3件	平成17年度 2件	平成22年度 1件

男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 「兵庫県男女共同参画計画 - 新ひょうご男女共同参画プラン21 - 」(以下「男女共同参画プラン」という。)の着実な推進を図るため、男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランに係る行政施策の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現のために実施すべき施策の協議に関すること。
- (3) その他男女共同参画施策に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、本部を総括し、これを代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、知事を、副本部長は、企画県民部県民文化局に係る事務を担当する副知事を、本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部は、本部の事務の円滑な実施を図るため、本部会議を開く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集する。
- 3 本部員が本部会議に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。
- 4 本部長が必要と認めたときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 本部の運営を円滑に行うため、本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び事務局員をもって構成する。
- 3 事務局長は、局務を掌理する。
- 4 事務局長は、企画県民部県民文化局長を、事務局員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 事務局長は、必要に応じ、ワーキンググループを設けることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画県民部県民文化局男女家庭室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(別表1)

男女共同参画推進本部構成員

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事(企画県民部県民文化局に係る事務を担当する者)
本部員	副知事(企画県民部県民文化局に係る事務を担当する者を除く) 防災監 理事(男女家庭・少子対策・消費者行政担当) 理事(へき地医療支援担当) 理事(技術担当) 会計管理者 政策監 企画県民部長 健康福祉部長 産業労働部長 農政環境部長 環境部長 県土整備部長 まちづくり部長 公営企業管理者 病院事業管理者 教育長 人事委員長 警察本部長 神戸県民局長 阪神南県民局長 阪神北県民局長 東播磨県民局長 北播磨県民局長 中播磨県民局長 西播磨県民局長 但馬県民局長 丹波県民局長 淡路県民局長 参事 東京事務所長

(別表2)

男女共同参画推進本部事務局構成員

区 分	職 名
事務局長	企画県民部県民文化局長
事務局員	企画県民部県民文化局男女家庭室長 企画県民部企画財政局総務課長 企画県民部管理局人事課長 企画県民部管理局職員課長 健康福祉部社会福祉局総務課長 産業労働部政策労働局総務課長 農政環境部農政企画局総務課長 県土整備部県土企画局総務課長 出納局会計課長 企業庁総務課長 病院局企画課長 教育委員会事務局総務課長 人事委員会事務局総務課長 警察本部警務部警務課長 神戸県民局県民室長 阪神南県民局県民協働室長 阪神北県民局県民協働室長 東播磨県民局県民室長 北播磨県民局県民生活室長 中播磨県民局県民室長 西播磨県民局県民室長 但馬県民局県民協働室長 丹波県民局県民室長 淡路県民局県民生活室長

女性問題に関する相談機関一覧

【県関係機関】

機 関 名	電話番号	相 談 時 間	
兵庫県立男女共同参画センター	078 - 360 - 8551 (電話相談)	月～土	9:30～16:30 (12:00～13:00 除く)
	078 - 360 - 8554 (面接相談(予約制))	月～金 土	11:00～18:40 9:20～16:50
兵庫県立女性家庭センター	078 - 732 - 7700	毎日	9:00～21:00

【兵庫県警関係機関】

機 関 名	電話番号	相 談 時 間	
性犯罪被害110番 「レディースサポートライン」	078 - 351 - 0110	月～金	9:00～17:00 FAX・留守番電話は24時間対応
ストーカー・DV相談電話	078 - 371 - 7830	毎日	24時間

【県内市町機関】

機 関 名	電話番号	相 談 時 間	
神戸市男女共同参画センター	078 - 361 - 8361 (電話相談)	火～土	10:00～15:00 (12:00～13:00 除く)
	078 - 361 - 8935 (面接相談(予約制))	水木土	13:00～16:00
神戸市配偶者暴力相談支援センター	078 - 382 - 0037 (電話相談)	火～日	9:00～17:00
姫路市男女共同参画推進センター	079 - 287 - 0801 (電話相談)	火 水金	10:00～16:00 (12:00～13:00 除く) 10:00～18:00 (12:00～13:00 除く)
	079 - 287 - 0807 (面接相談(予約制))	火木土 水金	10:00～16:00 (12:00～13:00 除く) 10:00～18:00 (12:00～13:00 除く)
尼崎市立女性・勤労婦人センター	06 - 6436 - 8636 (電話相談)	月水金 10月以 降水金土	10:00～20:00 (12:00～13:00、16:00～18:00 除く)
	06 - 6436 - 8636 (面接相談(予約制))	火木	10:00～20:00 (12:00～13:00、16:00～18:00 除く) (第1・2・4・5木は16:00まで)
あかし男女共同参画センター	078 - 918 - 5614 (電話相談)	火土 水木金	9:00～11:30、13:00～16:00 9:00～11:30
	078 - 918 - 5614 (面接相談(予約制))	水金	13:00～16:00
西宮市男女共同参画センター	0798 - 64 - 9499 (電話相談)	月木	10:00～16:00 (12:00～13:00 除く)
	0798 - 64 - 9498 (面接相談(予約制))	火水土	10:00～16:30 (12:00～13:00 除く)
芦屋市男女共同参画センター	0797 - 38 - 2022 (面接相談(予約制))	第1土 第1、3 水 第2～5 金	13:00～16:00
伊丹市立女性・児童センター	072 - 744 - 0141 (電話相談)	第4日	13:00～17:00
	072 - 772 - 7248 (面接相談(予約制))	第1、2、 3、5木	10:00～12:00

機 関 名	電話番号	相 談 時 間	
伊丹市配偶者暴力相談支援センター	072 - 780 - 4327 (電話・面接相談)	月～金	9:00～17:30
相生市男女共同参画センター	0791 - 23 - 7130 (電話・面接相談)	奇数月 第2金	13:00～16:00
加古川市こども課	079 - 427 - 9768 (女性問題相談/電話・面接 相談(予約制))	火木	9:00～17:00
	079 - 427 - 9293 (女性相談/電話・面接相談)	月～金	9:00～17:00
赤穂市女性交流センター	0791 - 43 - 7800 (女性相談/電話相談)	火～金	13:00～16:00
西脇市児童福祉課	0795 - 22 - 3111 (DV被害者/電話・面接相談)	月～金	8:30～17:00
高砂市男女共同参画センター	079 - 443 - 9134 (電話相談) (面接相談(予約制))	月～金	9:30～16:00 (12:00～13:00 除く)
宝塚市立男女共同参画センター	0797 - 86 - 3488 (電話相談)	月火木金	10:00～16:00 (12:00～13:00 除く)
	0797 - 86 - 4006 (面接相談(予約制))	第2・4水 第1・3・ 5土	10:00～12:50
宝塚市配偶者暴力相談支援センター	0797 - 77 - 9121	月～金	9:00～17:30
三木市男女共同参画センター	0794 - 89 - 2354 (電話相談)	火	10:00～12:00
		木	13:00～16:00
	0794 - 89 - 2331 (面接相談(予約制))	火	13:00～16:00
		木	10:00～12:00
川西市男女共同参画センター	072 - 759 - 1856 (電話相談) (面接相談(予約制))	月金	10:00～12:00
		火水木	12:00～15:00
小野市男女共同参画センター	0794 - 63 - 8250 (電話相談)	木	9:30～11:30
	0794 - 63 - 8250 (面接相談(予約制))		13:00～16:00
三田市まちづくり協働センター	079 - 563 - 8000 (電話・面接相談(予約制))	火・金	10:30～12:30
		木	13:30～17:30
		第2・4 土	10:30～17:30
加西市市民福祉部社会福祉課	0790 - 42 - 8709 (母子・女性・DV相談)	月～金	8:30～17:15
篠山市男女共同参画センター	079 - 552 - 6926 (電話相談) (面接相談(予約制))	月～金	9:00～16:00
養父市男女共同参画センター	079 - 662 - 7765 (電話・面接相談)	月水金	13:00～17:00
朝来市人権・まちづくり課	079 - 672 - 6122 (電話・面接相談)	第2水	12:30～15:30

男女共同参画の推進に関する年表

年	国際連合	日本	兵庫県
1945年(S20)	・国際連合誕生(10月)	・婦人参政権確立	
1975年(S50)	・「国連国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」 (メキシコシティ)	・内閣総理大臣を本部長とする 「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府婦人問題担当室業務 開始	
1977年(S52)		・「国内行動計画」策定	・婦人対策室設置
1978年(S53)			・兵庫県婦人行動計画綱領制定
1979年(S54)	・「女子に対するあらゆる形態 の差別撤廃に関する条約」 (女子差別撤廃条約)を採択		・婦人家庭室に名称変更
1980年(S55)	・「国連婦人の十年」中間年 世界会議開催(コペンハーゲン)		
1981年(S56)		・「国内行動計画後期重点目標」 策定	・婦人室に名称変更
1984年(S59)			・婦人・生活課設置
1985年(S60)	*「国連婦人の十年」最終年 世界会議開催(ナイロビ)	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 (昭和61年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准	・「ひょうごの婦人しあわせプラン」 策定
1987年(S62)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定	
1990年(H2)			・「新ひょうごの女性しあわせプラン」 策定
1991年(H3)		・「育児休業法」公布 (平成4年施行)	・婦人・生活課を女性・生活課に 名称変更し、女性政策室を設置
1992年(H4)			・県立女性センター開設
1994年(H6)	・国際家族年	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置	
1995年(H7)	・第4回世界女性会議の開催 (北京)	・「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	
1996年(H8)		・男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」 策定	・「新ひょうごの女性しあわせプラン 後期実施計画」策定 ・女性政策室を男女共生推進室 に改組
1997年(H9)		・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布	
1999年(H11)		・「男女共同参画社会基本法」 公布、施行	
2000年(H12)	・国連特別総会「女性2000年 会議」開催(ニューヨーク)	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・男女共生推進室を男女共同参画 推進室に名称変更
2001年(H13)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」 (DV防止法)施行	・「兵庫県男女共同参画計画 -ひょうご男女共同参画プラン21-」 策定
2002年(H14)			・「男女共同参画社会づくり条例」 制定、施行 ・県立女性センターを県立男女共同 参画センターに名称変更 ・男女共同参画推進室を課長(男女 共同参画・ボランティア担当)に改組

参考 男女共同参画推進に関する年表

年	国際連合	日本	兵庫県
2003年(H15)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・課長(男女共同参画・ボランティア担当)を男女共同参画課に名称変更 ・「男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定
2004年(H16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「少子化社会対策大綱」策定 ・「改正児童虐待防止法」施行 ・「改正DV防止法」施行 ・「改正児童福祉法」施行 ・「子ども・子育て応援プラン」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画課を男女家庭課に名称変更
2005年(H17)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性の再チャレンジ支援検討会議の設置について」 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 	
2006年(H18)	<ul style="list-style-type: none"> ・第34回女性差別撤廃委員会開催(ニューヨーク) ・第50回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご子ども未来プラン」策定 ・「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-後期実施計画」策定 ・「第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画-新ひょうごアクション8-」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定 ・県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば」を開設 ・「仕事との生活の調和と子育て支援に関する三者合意」締結
2007年(H19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
2008年(H20)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正法」施行 ・「女性の参画加速プログラム」策定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女家庭課を男女青少年課男女家庭室に改組
2009年(H21)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 ・ひょうご仕事と生活センター開設 ・男女青少年課男女家庭室を青少年課男女家庭室に名称変更
2010年(H22)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうご子ども未来プラン」策定
2011年(H23)			<ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県男女共同参画計画-新ひょうご男女共同参画プラン21-」策定

平成23年度 ひょうご男女共同参画白書

平成23年9月発行

兵庫県企画県民部県民文化局男女家庭室

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL : 078-341-7711 (内線 2801、2802)

FAX : 078-362-3957

E-mail : danjokatei@pref.hyogo.lg.jp

参 考 資 料

男女共同参画社会づくり条例、規則

(条例に基づく取組)

- ・男女共同参画社会づくり協定制度の概要
- ・男女共同参画推進員制度の概要
- ・男女共同参画申出処理制度の概要

男女共同参画推進体制 (推進本部、相談機関一覧)

男女共同参画の推進に関する年表

男女共同参画社会づくり条例（兵庫県条例第11号）（平成14年3月27日公布）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 男女共同参画社会づくりに関する基本的施策（第9条 - 第22条）

第3章 男女共同参画社会づくりのための基盤の整備（第23条 - 第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

兵庫県では、男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会や男女共同参画社会基本法の制定等国内の動向を踏まえて、様々な取組を進めてきたところであるが、あらゆる形態の暴力等の人権侵害、人為につくられた性別観や性別による固定的な役割分担を前提とした制度や慣行が依然として存在している。

こうした中で、少子高齢化の一層の進行等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、県民一人一人が真に豊かで、安心と生きがいを持てる生活を実現していくためには、性別にとらわれることなく、男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが強く求められている。

阪神・淡路大震災における県民やボランティア団体等の活動が被災者の支援や被災地の復興を支える役割を果たしてきたことは、県民一人一人から始まる自発的かつ自律的な活動が社会を支え発展させていく新たな原動力となるものであることを示した。

この貴重な教訓を生かし、すべての県民の人権が平等に保障されるとともに、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の早期実現を目指していかななければならない。

このような認識に基づき、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第2条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするように配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 7 男女共同参画社会の形成は、県民一人一人が互いの人権を尊重しつつ、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、自発的かつ自律的に男女共同参画社会の形成のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して当該活動に取り組むことを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条各項に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画社会の形成の促進に当たり、県民、事業者、各種の団体、市町、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が男女共同参画社会の形成と密接な関係にあることを自覚し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(団体の責務)

第6条 県民が行い、又は県民のために行われる自発的で自律的な活動を行う団体(以下「団体」という。)は、その活動が男女共同参画社会の形成と密接な関係にあることを自覚し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、家庭等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会づくりに関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。
- 3 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第11条 県は、男女共同参画社会の形成に関する県民、事業者及び団体の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(雇用の場における取組)

第12条 事業者は、男女共同参画社会の形成のため、雇用の場において、次の各号に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

(1) 職業生活における活動と家庭生活における活動との両立に向けた環境整備

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止

(3) 事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保

2 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に必要なと認めるときは、事業者に対し、前項各号に掲げる取組の状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した状況を取りまとめ、公表するものとする。

4 知事は、第2項の報告があったときは、当該事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(事業者との協定)

第13条 知事は、事業者が事業活動において男女共同参画社会の形成を促進するために行う自主的な取組を促進するため、前条第1項各号に掲げる事項について、事業者と協定を締結することができる。

(個人で営む事業における男女の共同参画の推進)

第14条 県は、個人で営む事業において、家族従事者が経営の方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の推進)

第15条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができる環境整備の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画社会の形成に関する教育の推進)

第16条 県は、学校教育及び社会教育における男女共同参画社会の形成に関する教育を推進するものとする。

(附属機関等における構成員の男女の均衡)

第17条 県は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、構成員の数について、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第18条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(市町等に対する支援)

第19条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関して市町が実施する施策及び県民、事業者又は団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、男女共同参画社会の形成を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の意見の反映)

第21条 県は、男女共同参画社会の形成の促進のための施策の適切な策定及び実施に資するため、県民、事業者、団体又は市町の意見を県の施策に反映させるよう必要な施策を講ずるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画社会づくりのための基盤の整備

(推進体制の整備)

第23条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第 24 条 県民が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動並びに当該活動を行う者相互の協力及び連携を支援するため、県に、男女共同参画推進員を置く。

(県民からの申出の処理)

第 25 条 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての改善の提案の申出及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権の侵害についての県民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、県に、申出処理委員を置く。

2 県民は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について改善の提案がある場合又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、申出処理委員に申し出ることができる。

3 申出処理委員は、前項の規定により県が実施する施策についての改善の提案の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、指導、勧告その他の行為を行うものとする。

4 申出処理委員は、第 2 項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望その他の行為を行うものとする。

第 4 章 雑則

第 26 条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表青少年愛護審議会の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例(平成 14 年兵庫県条例第 11 号)による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務
-----------	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 35 年兵庫県条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 53 号及び第 54 号を次のように改める。

(53) 男女共同参画審議会

(54) 削除

別表第 1 青少年愛護審議会の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会	会 長	日 額	15,500 円
	副 会 長	日 額	13,000 円
	委 員	日 額	12,500 円

別表第 2 青少年愛護審議会の委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会の委員	職員旅費条例中 8 級の職務にある者相当額
--------------	-----------------------

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 追加(平成 20 年 3 月 24 日条例第 14 号)

(報酬の額の特例)

7 当分の間、別表第 1 の規定にかかわらず、月額で支給する委員会の委員等の報酬の額は、同表に規定する額から、当該額に 100 分の 10(監査委員(議会の議員の中から選任された委員に限る。))の報酬の額にあつては、100 分の 25)を乗じて得た額を減じて得た額とし、日額で支給する委員会の委員等の報酬の額は、同表に規定する額から、当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じて得た額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

男女共同参画社会づくり条例施行規則（兵庫県規則第 80 号）（平成 14 年 9 月 30 日公布）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、男女共同参画社会づくり条例（平成 14 年兵庫県条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（申出の方法）

第 2 条 条例第 25 条第 2 項の規定による申出（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行わなければならない。ただし、申出処理委員が申出書を提出できない特別の理由があると認めるときは、口頭で行うことができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関等への相談等の状況
- (4) 申出の年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査等に当たって参考となる事項

2 前項ただし書の規定による申出があつたときは、申出処理委員は、当該申出に係る同項各号に掲げる事項を聴取し、これを書面に記録するものとする。

（人権を侵害された旨の申出に係る申出期間）

第 3 条 条例第 25 条第 4 項の人権を侵害された旨の申出は、当該申出に係る人権の侵害があつた日から起算して 1 年以内に行わなければならない。ただし、申出処理委員が 1 年を経過したことについて正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（調査）

第 4 条 申出処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を当該申出を行った者（以下「申出者」という。）及び当該申出に係る関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、当該申出が条例第 25 条第 4 項の人権を侵害された旨の申出である場合であつて、相当な理由があると認めるときは、当該関係者に対し、通知しないことができる。

2 申出処理委員は、条例第 25 条第 3 項の規定により、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求め、又は同条第 4 項の規定により、資料の提出及び説明を求めるときは、書面によるものとする。

3 申出処理委員は、調査を終了したときは、その結果を当該申出に係る申出者及び関係者に対し、書面により通知するものとする。

（調査をしない場合）

第 5 条 申出処理委員は、申出が次の各号のいずれかに該当する事項に係るものである場合は、当該申出について調査をしないものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び判決により確定した事案に関する事項
- (2) 行政庁において審理中の不服申立てに係る事案及び裁決又は決定により確定した事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項の規定による紛争の解決の援助又は同法第 14 条第 1 項の規定による調停の対象となる事案に関する事項
- (4) 条例又はこの規則の規定に基づく申出処理委員の行為に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申出処理委員が調査をすることが適当でないことと認める事項

2 申出処理委員は、前項の場合においては、申出について調査をしない旨及びその理由を、当該申出に係る申出者に対し、書面により通知するものとする。

（助言、指導、勧告その他の行為等）

第 6 条 条例第 25 条第 3 項の助言、指導、勧告その他の行為及び条例第 25 条第 4 項の助言、是正の要望その他の行為は、書面により行うものとする。

2 申出処理委員は、前項の行為を行ったときは、その内容を当該申出に係る申出者に対し、書面により通知するものとする。

（措置状況の報告）

第 7 条 申出処理委員は、条例第 25 条第 3 項の助言、指導、勧告その他の行為を行った場合において、必要

があると認めるときは、当該関係者に対し、講じた措置の状況について、相当の期限を設けて報告を求めることができる。

(申出の処理状況の報告等)

第8条 申出処理委員は、毎年、申出の処理状況に関する報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(身分証明書)

第9条 申出処理委員は、職務を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第10条 第2条から前条までに定めるもののほか、申出の処理に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)

(表面)

身 分 証 明 書	
写 真	氏名 任期
上記の者は、男女共同参画社会づくり条例(平成14年兵庫県条例第11号)第25条第1項の規定に基づく申出処理委員であることを証明します。	
年 月 日交付	
兵庫県知事	印

↑
5.5
センチメートル
↓

← 9センチメートル →

(裏面)

男女共同参画社会づくり条例(抜粋)

(県民からの申出の処理)

第25条 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての改善の提案の申出及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権の侵害についての県民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、県に、申出処理委員を置く。

2 県民は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について改善の提案がある場合又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、申出処理委員に申し出ることができる。

3 申出処理委員は、前項の規定により県が実施する施策についての改善の提案の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、指導、勧告その他の行為を行うものとする。

4 申出処理委員は、第2項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望その他の行為を行うものとする。

男女共同参画社会づくり協定制度の概要

兵庫県では、事業者の事業活動における男女共同参画社会づくりに向けた自主的な取組を促進するため、県と事業者が協定を締結する制度を定めています。

「仕事と家庭、地域活動の両立に向けた職場環境づくり」「女性の活躍支援」「セクシュアル・ハラスメントの防止」など、男女共同参画社会づくりに向けた職場づくりに積極的に取り組む県内の事業所と県が協定を結び、県が協定締結事業所の取組内容をPRするとともに、必要な情報提供等を通じて、それぞれの取組を支援するものです。

平成23年8月末現在、864社2団体と県が協定を締結しています。

協定締結事業所一覧（864社2団体）

<五十音順・敬称略>

<あ行>

(株)アーク設計、ISエンジニアリング(株)、ISRグループ、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、(有)愛見興産、(株)アイコン、(株)AIC、(有)アイ・サブラ、(有)合橋測量、(株)アイム、(有)アオイ、(株)アカツキコーポレーション、明石測量設計(株)、(株)アキシノ、(株)秋田組、(株)秋本組、(株)秋義建設、アクサ生命保険(株)神戸支社、(有)アクシス測量設計、(株)アクティブライフ、旭設備(株)、(株)朝日コンサル、(株)朝日測量設計事務所、朝日テック(株)、(有)あしもく、(株)アジェル、(株)アシックス、芦屋都市管理(株)、(株)アース、(有)明日香、(株)アース建設、(株)アーステック、(有)アーステック、(有)アスピー開発、(株)足立組、(有)足立設計、(株)アド、(株)阿野建設、(株)アーバンクリエイト、アーバンクリエイト(株)、(株)尼京建設、(株)アメニティー・カンパニー、(株)新井組、(有)荒田造園、(株)淡路開発コンサルタント、淡路測量設計(株)、淡路土建(株)、特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷、安西工業(株)、家島建設(株)、(株)池内工務店、(株)池上建設、(株)池田組、池田建設(株)、池田建設(株)、池田興産(株)、(有)イザナギ開発、(株)イシイ、石井建材(株)、石井造園土木(株)、石井造園緑化(株)、石塚建設工業(株)、石原薬品(株)、(株)石本建設、(株)井沢設計 神戸営業所、(株)イスズベーカー、(株)いずみ建設、(株)泉建設、泉建設(株)、板家建設(株)、(株)一高、(株)アイデア、伊藤建設(株)、伊藤建設(株)、(株)伊藤テック、伊藤ハム(株)、イトデン(株)、猪名川技建工業(株)、(株)井上商事、(株)井上測量設計事務所、(株)E・B・S、伊保川土木、(株)今里三合園、今津建設(株)、(株)イマナカ、井本建設(株)、イワサキ工業(株)、(株)岩本組、(株)岩本建設、(株)岩山組、(有)植昇組、(株)ウエスコ神戸支社、植田組(株)、(株)上田組、(株)ウエダ建設、(株)上野組、上原建材工業(株)、ウオクニ(株)、(株)うがい商店、(株)宇鷹建設、内田総合設備(株)、(株)内山測量設計、内海建設(株)、(株)ウノ、(株)ウーマンライフ新聞社神戸支局、(有)うりた重機興業、(株)上見組、エイ・エム・テック、栄新商事(株)、(株)エイダブリューエンジニアリング、栄興電機工業(株)、栄和興業(株)、栄和測量設計(株)、(株)エス・アイ、(株)SEC、(株)エスケイ、エスケイ(株)、(株)エネックス、(株)海老名組、(有)エム、エム・シーシー食品(株)、(株)エルクコンサルタント、(有)エルデ企画、遠藤好城事務所、(株)圓奈、(株)大浦組、大川工業(株)、太田土建(株)、(株)大給組、大阪ガス(株)導管事業部兵庫導管部リビング事業部・兵庫リビング営業部、エネルギー事業部・兵庫エネルギー営業部、(株)大澤工務店、(株)大城工業所、(有)オーシャン建設、(有)オオタニ、(株)大野建設、(株)大林、大廣建設(株)、(株)大見建設、(株)岡井組、岡上建設(株)、(株)岡崎建設、岡崎建設(株)、(有)岡田測量設計、オカダ電工、岡本工業(株)、(株)オカモト・コンストラクション・システム、オカモト電気(株)、(株)小川電設、(株)荻野工務店、尾崎建設(株)、(株)オーシスマップ、(株)越智工務店、小島電工(株)、(株)小原土木工業、(株)オフィスマーメイド、オリエンタル・テクノ(株)、折田建設(株)、オリバーソース(株)

<か行>

甲斐建設(株)、(株)海成工業、開田建設(株)、(株)カイヤマグチ、垣内建設(株)、垣本建設工業(株)、(株)鍵田組、(株)柏原測量、(株)かすが、(有)勝貴建設、(株)カツラ、桂建設(株)、加藤コンサルタント(株)、(株)加東測量、門上建設(株)、金川電業(株)、(株)カナック工業、金谷建設興業、(株)カナモト建設、(株)金山組、金山建設工業(株)、(株)金海興業、(株)金田土木、(株)カネヘイ、(株)金山組、(株)研技研、(株)鎌田組、(株)神島組、(株)神山組、(有)亀井組、亀山造園土木(株)、(株)榎谷建設、(株)香山組、(株)河合建設、カワイハウジング(株)、川崎重工業(株)、(株)川嶋建設 本社、川西技建工業(有)、川西土木(株)、(株)かんぎ、(株)カンキョウ、環境測量設計、(株)関工エンジニア、(有)関工建設コンサルタント、(株)関西エンジニアリング、(株)関西開発測量事務所、関西技術工業(株)、(株)関西コンサルタント、(株)関西スーパーマーケット、(株)関西建設、(株)関西テック、関西電力(株)神戸支店・姫路支店、(有)関西マックス、関西緑地建設(株)、(株)神崎測量設計、(株)河南測量設計、神プレ建設(株)、(株)木島組、(株)キシモト、(有)岸本工業、(株)幾章任研、北淡路産業(株)、北垣建設(株)、(株)北野組、(株)北村工務店、木下建設(株)、(株)吉美、(有)木村測量、(株)久華園、(株)共栄、共栄印刷(株)、共栄建設(株)、(株)協栄建設、京庭園カクリン(有)、協同建設(株)、(株)協同病理、(株)共友建設、麒麟麦酒(株)、近畿圏統括本部神戸統括支社、(株)近畿興産、(株)近畿コンストラクション、(有)近畿水道サービス、近畿測量(株)、日下部建設(株)、(株)楠田建設、邦設備工業(株)、(株)国実コンサルタント、(株)国木建設、窪田工業(株)、(有)倉本測量、グリーン興業(株)、(株)グリーン興産、(有)グリーンテック、クリーンテックス・ジャパン(株)、(有)クレール、(株)黒田建設、黒田測量設計(株)、グローリー建設(株)、(株)K-TEC、(株)鶏北測量設計、(株)建設コンサルタント大誠、(有)鍵友建設、小泉製麻(株)、(株)廣重、広栄産業(株)、(有)光建、晃進建設(株)、幸進建設(株)、工成建設(株)、(有)弘成建設、(株)合同建設、(株)神戸クルーザー、神戸建機(株)、(株)神戸新聞社、(株)神戸製鋼所、(株)神戸デジタルラボ、(株)神戸風月堂、(株)神戸ポートピアホテル、(株)交邦、(株)光邦建設、孔明建設(株)、光洋建設(株)、(株)光陽、(株)幸陽商会、広洋測量設計(株)、幸陽測量設計(株)、弘和建设(株)、光和興業、(有)郡工務店、ココ・コーラウエスト(株)、(有)国際体育研究所、(株)コスモ、(株)後藤工務店、寿建設(株)、(株)コタニ産商、(株)小西工務店、(株)小林工務店、(有)小林商店、(株)コフジ建設、(株)コベルコ科研、(株)小堀組、(株)コマドメ建設、(有)小山建設、(株)古来造園土木、(株)コーワ測量設計、(株)コンサルタント関西、(株)近藤建工、(株)光陽

<さ行>

(株)斉藤工務店、(株)斉藤鐵工所、(株)酒井園芸、(株)栄建設、(株)坂本組、(有)坂本建材土木、(株)坂本建設、(株)佐貫測量、(株)崎塩興業(株)、(株)サクシード三晶建設、(株)佐公間建設工業、(株)サクラ技建、(株)さくらケーシーエス、(株)さくら建設、(株)さくら緑化、(株)サークルKサンクス、(株)サージ・コア、(株)佐藤工業(株) 神戸営業所、サーベイライン測量調査事務所、澤西建設(株)、三永建設興業(株)、(株)三協技建、三協建設(株)、(株)三共建設、(有)山高建設、(株)サンコム、(株)サンコンサルタント、サンスイコンサルタント(株)姫路支店、(株)サンデン、(株)サン測量設計、(有)サント・アン、三洋開発(株)、(株)山陽百貨店、三和建設(株)、三和興産(株)、(株)三和産業、(株)GEOソリューションズ、シキサイ土木(有)、資生堂販(株)近畿支社神戸支店、(有)ジーエスプラン、(株)ジオテクノ関西、(株)七福建設工業、(有)シナジー、(株)シービット、島谷建設(株)、(株)下土井、(株)下村測量設計事務所、(株)シャルレ、(有)集楽園、JFE電機(株)、(株)ジェットクリエイト、(株)昌建、(株)正建設、松陽建設(株)、(株)昭和組、昭和測量設計(株)、勝和測量設計(株)、(株)白山基礎、城山造園土木(有)、伸栄開発(株)、(株)伸栄、信栄測量設計、(株)シーテック、(株)シビルクリエイト、昭洋電工(株)、(株)新岡本組、(株)新憲産業、(株)新神野建設、神姫バス(株)、(株)シンコー、(株)神鋼環境ソリューション、(株)新光測量設計、新盛土木(株)、神東建設(株)、(株)新土木開発コンサルタント、新日本設計(株)神名工務店、(株)神明建設、(株)シンメイ建設技研、新陽建設(株)、(株)新龍建設、進路工業(株)、シンロテック(株)、(株)シンワ、進和測量設計(株)、(有)人和、(株)神和商事、杉本建設(株)、杉本建設(株)、(有)鈴木建設、スズキ建設工業(有)、住徳建設(株)、住徳工業(株)、(株)スリーエスコンサルタンツ、生活協同組合コープこうべ、世紀開発(株)、(有)セイコー・コーポレーション、(株)誠宏、(株)西播設計、西部造園土木(株)、(株)清流建設、(有)セイワ、清和建設(株)、(株)聖和建設、セコム損害保険(株)神戸支店、(株)セブン・イレブン・ジャパン、全災建設(株)、セントラルマイクロメーション(株)、(株)千里、善和建設(株)、(株)ソイルテック、(株)総合グリーン、宗和建設(株)、(株)ソクチ、(株)そごう神戸店、袖長建設(有)、園田コンサル(株)、(株)ソネック

<た行>

第一建設(株)、第一興産、第一コンピューターサービス(株)営業本部、第一生命保険相互会社明石支社・神戸支社・姫路支社、(株)第一測量、大栄環境(株)、大栄建設(株)、(有)ダイキ開発、大喜建設(株)、(有)ダイコー、(株)大興エンジニアリング、(株)大幸建設、(株)大勝、大昭建設(株)、大翔興業(有)、大伸開発(株)、(有)大伸土木興業、泰成建設(株)、(株)大成スポーツ施設、(株)大設、(株)ダイセン、(株)大地、(株)台地企画、(株)大東園、大日建設(株)、ダイニチ・コンストラクション(株)、(有)大日本工業、(有)大福、(株)大豊建設、大宝建設(株)、大松建設(株)、(株)大丸松坂屋百貨店、大丸神戸、大悠建設(株)、(株)太陽測量、(有)大量建設、大和リース(株)神戸支店、姫路営業所、高井建設(株)、(有)高岸工業、(株)タカコー、(有)高砂カッター、高砂重量建設(株)、(株)高階、高柴商事(株)、(有)高島測量設計、高松興業(株)、(株)高山組、高山設備(株)、(有)タカヤマ土木道路(株)、宝塚岸田建設(株)、(株)宝塚電業社、(有)多紀水工、(株)田口建設、(株)タクト測量、(株)武貞興業、竹田テント装備(株)、(株)武仲、田崎真珠(株)、田染設備工業(株)、(株)但馬近畿工業、(有)但馬建設、但馬土工工業(株)、(株)但馬緑化土木、(株)龍野土木、(有)辰巳、(株)タツミ測量設計事務所、(株)タテイワ、建部工業(株)、田中建設、タナカ工業(株)、田中造園、(株)田村組、(有)田村土建、丹波開発(株)、(有)チェリース、(株)地測、千鳥屋宗家(株)、(株)中央開発コンサルタント、中央走狗狼設計(株)、(有)中央測地開発、(株)塚前組、(株)ツダ、(株)ツタヤ電機、(有)土田土工工業、(株)筒井工務店、津名土木(株)、常田設備(株)、(株)テイ建設、(株)ディスプレイミワボシ、(株)テクセル、(有)テクノスリー、(株)テクノトライ、(株)テクノ・ハリマ、(株)テナム、(株)寺尾組、寺田建設、テラモトコンストラクション(株)、(有)テリム、(有)典座、(株)電通西日本、(株)土居建設、東英建設(株)、(株)東芝姫路工場、(株)東播開発、(株)東洋建設工業、(株)東洋総合建設、(株)東和技術管理、常盤興業(株)、徳山土木(株)、戸田建設(株)神戸総合営業所、飛鳥建設(株)神戸営業所、(株)巴建設、(有)豊富建設、(有)トライテック

<な行>

(株)内藤組、内藤建設(株)、(有)中井建設、中一建設(株)、中尾測量、(株)長尾、(株)長尾工業、(株)中川工務店、(株)永川組建設、(有)中建、中佐台電工(株)、(株)中嶋測量、(株)中勝建設、(株)永瀬、(株)中田工務店、(株)中谷建設、(株)永谷建設、(株)中西組、ナカノ興業、(有)中町プロパン藤本商店、(株)中村商店、中兵庫建設(株)、(株)中兵庫土木、長野建設(株)、長野運輸(株)、(株)西川組、(株)ニコス、ニシカワ食品(株)、(株)西田組、(株)西田商会、(株)西田土木、(社)西谷会、(株)西塚測量設計事務所、(株)西原組、(株)西原土木、(株)西村組、西村建設工業(株)、(株)西村風見園、(株)西森組、日芳建設(株)、(株)日建技術コンサルタント神戸事務所、(株)日光、日光建設工業(株)、(株)日進サーベ、(株)日進土木、(株)ニツク、(株)新田組、(有)二星測量、日本イーライリール(株)、日本機動建設(株)、日本興発(株)、日本生命保険相互会社北大阪支社・神戸支社・明石支社・阪神支社・姫路支社、日本放送協会神戸放送局、日本山村硝子(株)、日本緑化防災(株)、(株)日本旅行神戸支店、(株)ノーリツ、則政建設(株)

<は行>

白鶴酒造(株)、(株)羽衣組、(株)間組 神戸営業所、橋本測量設計事務所、(株)パスコ神戸支店、(有)長谷川建工、(株)長谷川土木、羽谷建設(株)、(有)鼻登電気ボーリング、(株)ハマサカ建設コンサルタント、(株)ハマダ、(株)はまつ組、(株)林本興業、早水電機工業(株)、原田建設(株)、(株)原田工務店、(有)ハリマ園芸、はりま建設協同組合、(株)播磨設計コンサルタント、播磨地質開発(株)、(株)ハリマテック、播磨土工工業(株)、春名建設(株)、(株)阪神開発、阪神工測(株)、(株)播新設備、阪神測建(株)、バンドー化学(株)、(株)ハンワ、P & G ジャパン(株)、日置産業(株)、(有)東谷口組、(有)氷上測量、(株)光建設、ヒカリ電業(株)、(株)光土木、菱井商事(株)、(株)ビッグ、ヒット水設工業(有)、(株)ヒメフジ、ヒューマントップ(株)、(株)兵庫エンジニアリング、兵庫県経営者協会、(株)兵庫建設、(株)兵庫コンサルタント、兵庫新光土木(株)、(社)兵庫県測量設計業協会、兵庫造園土木(株)、兵庫トヨタ自動車(株)、兵庫ヤクルト販売(株)、兵庫緑地開発(株)、兵神機械工業(株)、(株)平岡建設、氷上営業所、(株)平田園芸、平錦建設(株)、(株)平野組、(株)平野住建、(有)ピリーブ、廣川建設(株)、(有)ヒロ測量、広畑印刷(株)、広吉組工業(株)、(株)ファミリーマート、(株)フェリシモ、福井建設(株)、(株)福岡建設、(株)福島組、(株)フクスイ、福泉興業(株)、(株)福田組、福田産業(有)、福田土木工業(株)、(株)福原組、福松建設(株)、(株)福本測量設計事務所、(株)福吉組、(株)ふじ、(株)藤岡組、(株)フジケン、(株)フジタ 神戸営業所、藤田測量事務所、富士通周辺機(株)、富士通テン(株)、フジッコ(株)、(株)富士土木興業、(株)藤原建設、藤原建設(株)、(株)藤原工業、藤原電工(株)、藤原土木興業(株)、(株)藤本組、フジモト測量事務所、(株)藤保工務店、(株)扶桑興業、双葉産業(株)、船越工務店(株)、船曳土木興業(株)、(株)プランナーズインターナショナル、(株)古川組、古野電気(株)、プロミス(株) 神戸お客様サービスプラザ、(有)平成開発設計、(株)平成技術コンサルタント、(株)平成建設、平成設備工業(株)、平和建設(株)、別府造園土木(有)、鳳鳴建設(株)、(株)邦環建設、(株)ホクト、北斗測量設計(株)、(株)ホソノテック、(株)細見組、(株)ホテルプラザ神戸、(株)ポピンズコーポレーション、(株)堀川忠義商店、

堀建設(株)、(有)堀田土木、(株)ポレ・ポレ、(株)本城根組、(株)本馬建設

<ま行>

(株)前川技研、前田建設(株)、前川建設(株)、前川建設(株)、前川建設(株)、前田建設工業(株) 神戸営業所、政八翔建(株)、(株)マサル建設、枅川光輝(株)、(株)益田工務店、(有)マッシュ、松尾建設(株)、(有)松岡調査測量、松岡土木(株)、松下工業(有)、(有)松島建築、(株)松田組、松田土木工業(株)、松谷化学工業(株)、松福建設(株)、(株)マツモトエンジニアリング、(株)松本組、松本建設(株)、松本工業(株)、松本電工(株)、松山建設(株)、(有)的場測量設計事務所、(株)マニックス、(株)マルイチ、(株)丸尾計画事務所、丸正建設(株)、(株)マルヤマ建設、(株)丸山造園、丸山造園土木(株)、(株)萬山土建工業所、(有)水野屋建設、(有)みたけ造園土木、道岡建設(株)、海月建設(株)、三菱重工業(株)高砂製作所、三菱電機(株)高周波光デバイス製作所、三菱電機(株)神戸製作所・電力システム製作所、三ツ星ベルト(株)、ミツヤ設計(株)、港建設(株)、ミナト建設工業(株)、南あわじ調査設計(株)、三原開発(株)、(株)ミヤケ建設、三宅建設(株)、都コンサルタント(株)兵庫営業所、宮下設備工業(株)、(株)ミヤ測量設計、(株)宮本技建、(株)宮本組、(株)宮本建設、(株)宮本設計、(有)宮本工務店、(株)宮本商店、(株)宮本土建、向内造園(株)、(株)村岡組、(株)村上工務店、(株)村田組、明洋測量設計(株)、(株)メイセイコンサルタント、(株)モア、(有)モトセ、(株)基泰組、モノポリス森下組、森工務店(株)、(株)モリケン、(株)森崎組、(株)森下建設、(株)森田工務店、(株)森津工務店、(株)森長組、(株)森元建設、森村測量設計(株)、モロゾフ(株)

<や行・ら行・わ行>

八雲建設(株)、(株)八嶋組、(株)安井工務店、安井測量設計(株)、(株)ヤス測量設計、八幡建設測量(株)、山口組、山口興業(有)、(株)山口商会、山崎仲川建工(株)、山下建設、山田工業(株)、(有)ヤマト測量、(有)山中掬水緑化、(株)山中建設、(株)山本建設、山本工業、(株)山本設計、(株)山本測量事務所、山村倉庫(株)、(有)有建、(株)ユウター興産、(株)ユウテック、(有)ユウビ建設、UCC上島珈琲(株)、(有)湯口建材、(有)豊土建工業、(株)ゆづるば建設、(株)ユーテック、(有)ユニテック、(株)夢工房、(株)夢舞台、横河住金ブリッジ(株)、横溝測量設計、(株)横山建設工業、(株)吉岡建設、(有)吉田建設、吉野建設(株)、吉見建設(株)、(株)吉村建設、ヨリフジ建設(株)、(有)ライフアート、(株)ラジオ関西、(株)リオプラン、(有)リファイト、(株)緑栄、緑地建設(株)、臨海建設工業(株)、(株)リング、六神建設(有)、(株)ローソン、(株)ロック・フィールド、(株)六甲測建、六甲バター(株)、若鈴コンサルタンツ(株)兵庫営業所、(株)ワコウグループ、(株)ワールド

男女共同参画推進員制度の概要

地域や企業、労働組合で男女共同参画に取り組むキーパーソンとして、男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を設置しています(根拠:男女共同参画社会づくり条例第24条)。

1 推進員の活動内容

- ・男女共同参画に関する情報収集・提供を行うこと
- ・新ひょうご男女共同参画プラン21の普及啓発を図ること
- ・男女共同参画に関する行政施策の推進に協力すること
- ・男女共同参画に関する各種相談等に対して専門機関等を紹介すること
- ・その他男女共同参画社会づくりに向けた活動に関すること

2 推進員設置数(平成23年9月1日現在)

(1) 推進員(地域)

単位:人

	第1期 (H14~H15)	第2期 (H16~H17)	第3期 (H18~H19)	第4期 (H20~H21)	第5期 (H22~H23)
男性	39	36	51	48	64
女性	144	156	196	154	161
合計	183	192	247	202	225

(2) 推進員(企業・労働組合)

単位:人

	第1期 (H14~H15)	第2期 (H16~H17)	第3期 (H18~H19)	第4期 (H20~H21)	第5期 (H22~H23)
企業	72	72	176	513	838
労働組合	67	66	67	64	60
合計	139	138	243	577	898

男女共同参画申出処理制度の概要

男女共同参画に関する人権侵害についての申出や、県が実施する施策等についての改善の提案に対して、3人の申出処理委員が調査などを行い、必要に応じて助言や勧告などを行います(根拠:男女共同参画社会づくり条例第25条)。

1 調査の対象となる申出

(1) 人権侵害に係る申出

- ・私人間の男女共同参画に関する人権侵害事案で、直接具体的な被害や不利益などを被り、相手方に改善等を求めるもの

(例) 配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性別による差別的取扱 など

(2) 県の施策についての提案

- ・県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への提案
- ・県が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策への提案

2 申出の処理方法

- ・申出処理委員が、申出内容について関係者から説明を受けるなど、必要な調査を行います。
- ・必要があると認めるときは、県の施策については、助言、指導、勧告を、私人間の人権侵害事案については、助言、是正の要望等を行います。
- ・配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの私人間の人権侵害事案については必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター(県立女性家庭センター)等の関係機関に引き継ぐこともあります。

3 申出方法

原則、書面で受け付けています。郵送またはファクスにより申出処理委員事務局に送付してください。匿名での申出や電話での申出は受け付けていません。

【問い合わせ先】兵庫県企画県民部県民文化局男女家庭室内 申出処理委員事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL/FAX 078-360-9001(申出処理委員事務局専用)

4 申出処理状況一覧(平成14年10月1日~平成23年8月)

申出処理内訳		件数	備 考			
調査対象事案	人権侵害	17	平成14年度 3件	平成18年度 3件	平成15年度 5件	平成19年度 0件
			平成16年度 3件	平成20年度 1件	平成17年度 2件	
	県の施策	2	平成14年度 1件	平成20年度 1件		
	小 計	19	平成14年度 4件	平成18年度 3件	平成15年度 5件	平成19年度 0件
			平成16年度 3件	平成20年度 2件	平成17年度 2件	
調査対象外事案		10	平成14年度 3件	平成18年度 1件	平成15年度 1件	平成19年度 0件
			平成16年度 3件	平成20年度 1件	平成17年度 0件	平成22年度 1件
合 計		29	平成14年度 7件	平成18年度 4件	平成15年度 6件	平成19年度 0件
			平成16年度 6件	平成20年度 3件	平成17年度 2件	平成22年度 1件

男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 「兵庫県男女共同参画計画 - 新ひょうご男女共同参画プラン21 - 」(以下「男女共同参画プラン」という。)の着実な推進を図るため、男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランに係る行政施策の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現のために実施すべき施策の協議に関すること。
- (3) その他男女共同参画施策に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、本部を総括し、これを代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、知事を、副本部長は、企画県民部県民文化局に係る事務を担当する副知事を、本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部は、本部の事務の円滑な実施を図るため、本部会議を開く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集する。
- 3 本部員が本部会議に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。
- 4 本部長が必要と認めたときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 本部の運営を円滑に行うため、本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び事務局員をもって構成する。
- 3 事務局長は、局務を掌理する。
- 4 事務局長は、企画県民部県民文化局長を、事務局員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 事務局長は、必要に応じ、ワーキンググループを設けることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画県民部県民文化局男女家庭室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(別表1)

男女共同参画推進本部構成員

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事(企画県民部県民文化局に係る事務を担当する者)
本部員	副知事(企画県民部県民文化局に係る事務を担当する者を除く) 防災監 理事(男女家庭・少子対策・消費者行政担当) 理事(へき地医療支援担当) 理事(技術担当) 会計管理者 政策監 企画県民部長 健康福祉部長 産業労働部長 農政環境部長 環境部長 県土整備部長 まちづくり部長 公営企業管理者 病院事業管理者 教育長 人事委員長 警察本部長 神戸県民局長 阪神南県民局長 阪神北県民局長 東播磨県民局長 北播磨県民局長 中播磨県民局長 西播磨県民局長 但馬県民局長 丹波県民局長 淡路県民局長 参事 東京事務所長

(別表2)

男女共同参画推進本部事務局構成員

区 分	職 名
事務局長	企画県民部県民文化局長
事務局員	企画県民部県民文化局男女家庭室長 企画県民部企画財政局総務課長 企画県民部管理局人事課長 企画県民部管理局職員課長 健康福祉部社会福祉局総務課長 産業労働部政策労働局総務課長 農政環境部農政企画局総務課長 県土整備部県土企画局総務課長 出納局会計課長 企業庁総務課長 病院局企画課長 教育委員会事務局総務課長 人事委員会事務局総務課長 警察本部警務部警務課長 神戸県民局県民室長 阪神南県民局県民協働室長 阪神北県民局県民協働室長 東播磨県民局県民室長 北播磨県民局県民生活室長 中播磨県民局県民室長 西播磨県民局県民室長 但馬県民局県民協働室長 丹波県民局県民室長 淡路県民局県民生活室長

女性問題に関する相談機関一覧

【県関係機関】

機 関 名	電話番号	相 談 時 間	
兵庫県立男女共同参画センター	078 - 360 - 8551 (電話相談)	月～土	9:30～16:30 (12:00～13:00 除く)
	078 - 360 - 8554 (面接相談(予約制))	月～金 土	11:00～18:40 9:20～16:50
兵庫県立女性家庭センター	078 - 732 - 7700	毎日	9:00～21:00

【兵庫県警関係機関】

機 関 名	電話番号	相 談 時 間	
性犯罪被害110番 「レディースサポートライン」	078 - 351 - 0110	月～金	9:00～17:00 FAX・留守番電話は24時間対応
ストーカー・DV相談電話	078 - 371 - 7830	毎日	24時間

【県内市町機関】

機 関 名	電話番号	相 談 時 間	
神戸市男女共同参画センター	078 - 361 - 8361 (電話相談)	火～土	10:00～15:00 (12:00～13:00 除く)
	078 - 361 - 8935 (面接相談(予約制))	水木土	13:00～16:00
神戸市配偶者暴力相談支援センター	078 - 382 - 0037 (電話相談)	火～日	9:00～17:00
姫路市男女共同参画推進センター	079 - 287 - 0801 (電話相談)	火 水金	10:00～16:00 (12:00～13:00 除く) 10:00～18:00 (12:00～13:00 除く)
	079 - 287 - 0807 (面接相談(予約制))	火木土 水金	10:00～16:00 (12:00～13:00 除く) 10:00～18:00 (12:00～13:00 除く)
尼崎市立女性・勤労婦人センター	06 - 6436 - 8636 (電話相談)	月水金 10月以 降水金土	10:00～20:00 (12:00～13:00、16:00～18:00 除く)
	06 - 6436 - 8636 (面接相談(予約制))	火木	10:00～20:00 (12:00～13:00、16:00～18:00 除く) (第1・2・4・5木は16:00まで)
あかし男女共同参画センター	078 - 918 - 5614 (電話相談)	火土 水木金	9:00～11:30、13:00～16:00 9:00～11:30
	078 - 918 - 5614 (面接相談(予約制))	水金	13:00～16:00
西宮市男女共同参画センター	0798 - 64 - 9499 (電話相談)	月木	10:00～16:00 (12:00～13:00 除く)
	0798 - 64 - 9498 (面接相談(予約制))	火水土	10:00～16:30 (12:00～13:00 除く)
芦屋市男女共同参画センター	0797 - 38 - 2022 (面接相談(予約制))	第1土 第1、3 水 第2～5 金	13:00～16:00
伊丹市立女性・児童センター	072 - 744 - 0141 (電話相談)	第4日	13:00～17:00
	072 - 772 - 7248 (面接相談(予約制))	第1、2、 3、5木	10:00～12:00

機 関 名	電話番号	相 談 時 間	
伊丹市配偶者暴力相談支援センター	072 - 780 - 4327 (電話・面接相談)	月～金	9:00～17:30
相生市男女共同参画センター	0791 - 23 - 7130 (電話・面接相談)	奇数月 第2金	13:00～16:00
加古川市こども課	079 - 427 - 9768 (女性問題相談/電話・面接 相談(予約制))	火木	9:00～17:00
	079 - 427 - 9293 (女性相談/電話・面接相談)	月～金	9:00～17:00
赤穂市女性交流センター	0791 - 43 - 7800 (女性相談/電話相談)	火～金	13:00～16:00
西脇市児童福祉課	0795 - 22 - 3111 (DV被害者/電話・面接相談)	月～金	8:30～17:00
高砂市男女共同参画センター	079 - 443 - 9134 (電話相談) (面接相談(予約制))	月～金	9:30～16:00 (12:00～13:00 除く)
宝塚市立男女共同参画センター	0797 - 86 - 3488 (電話相談)	月火木金	10:00～16:00 (12:00～13:00 除く)
	0797 - 86 - 4006 (面接相談(予約制))	第2・4水 第1・3・ 5土	10:00～12:50
宝塚市配偶者暴力相談支援センター	0797 - 77 - 9121	月～金	9:00～17:30
三木市男女共同参画センター	0794 - 89 - 2354 (電話相談)	火	10:00～12:00
		木	13:00～16:00
	0794 - 89 - 2331 (面接相談(予約制))	火	13:00～16:00
		木	10:00～12:00
川西市男女共同参画センター	072 - 759 - 1856 (電話相談) (面接相談(予約制))	月金	10:00～12:00
		火水木	12:00～15:00
小野市男女共同参画センター	0794 - 63 - 8250 (電話相談)	木	9:30～11:30
	0794 - 63 - 8250 (面接相談(予約制))		13:00～16:00
三田市まちづくり協働センター	079 - 563 - 8000 (電話・面接相談(予約制))	火・金	10:30～12:30
		木	13:30～17:30
		第2・4 土	10:30～17:30
加西市市民福祉部社会福祉課	0790 - 42 - 8709 (母子・女性・DV相談)	月～金	8:30～17:15
篠山市男女共同参画センター	079 - 552 - 6926 (電話相談) (面接相談(予約制))	月～金	9:00～16:00
養父市男女共同参画センター	079 - 662 - 7765 (電話・面接相談)	月水金	13:00～17:00
朝来市人権・まちづくり課	079 - 672 - 6122 (電話・面接相談)	第2水	12:30～15:30

男女共同参画の推進に関する年表

年	国際連合	日本	兵庫県
1945年(S20)	・国際連合誕生(10月)	・婦人参政権確立	
1975年(S50)	・「国連国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」 (メキシコシティ)	・内閣総理大臣を本部長とする 「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府婦人問題担当室業務 開始	
1977年(S52)		・「国内行動計画」策定	・婦人対策室設置
1978年(S53)			・兵庫県婦人行動計画綱領制定
1979年(S54)	・「女子に対するあらゆる形態 の差別撤廃に関する条約」 (女子差別撤廃条約)を採択		・婦人家庭室に名称変更
1980年(S55)	・「国連婦人の十年」中間年 世界会議開催(コペンハーゲン)		
1981年(S56)		・「国内行動計画後期重点目標」 策定	・婦人室に名称変更
1984年(S59)			・婦人・生活課設置
1985年(S60)	*「国連婦人の十年」最終年 世界会議開催(ナイロビ)	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 (昭和61年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准	・「ひょうごの婦人しあわせプラン」 策定
1987年(S62)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定	
1990年(H2)			・「新ひょうごの女性しあわせプラン」 策定
1991年(H3)		・「育児休業法」公布 (平成4年施行)	・婦人・生活課を女性・生活課に 名称変更し、女性政策室を設置
1992年(H4)			・県立女性センター開設
1994年(H6)	・国際家族年	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置	
1995年(H7)	・第4回世界女性会議の開催 (北京)	・「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	
1996年(H8)		・男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」 策定	・「新ひょうごの女性しあわせプラン 後期実施計画」策定 ・女性政策室を男女共生推進室 に改組
1997年(H9)		・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布	
1999年(H11)		・「男女共同参画社会基本法」 公布、施行	
2000年(H12)	・国連特別総会「女性2000年 会議」開催(ニューヨーク)	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・男女共生推進室を男女共同参画 推進室に名称変更
2001年(H13)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」 (DV防止法)施行	・「兵庫県男女共同参画計画 -ひょうご男女共同参画プラン21-」 策定
2002年(H14)			・「男女共同参画社会づくり条例」 制定、施行 ・県立女性センターを県立男女共同 参画センターに名称変更 ・男女共同参画推進室を課長(男女 共同参画・ボランティア担当)に改組

参考 男女共同参画推進に関する年表

年	国際連合	日本	兵庫県
2003年(H15)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・課長(男女共同参画・ボランティア担当)を男女共同参画課に名称変更 ・「男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定
2004年(H16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「少子化社会対策大綱」策定 ・「改正児童虐待防止法」施行 ・「改正DV防止法」施行 ・「改正児童福祉法」施行 ・「子ども・子育て応援プラン」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画課を男女家庭課に名称変更
2005年(H17)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性の再チャレンジ支援検討会議の設置について」 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 	
2006年(H18)	<ul style="list-style-type: none"> ・第34回女性差別撤廃委員会開催(ニューヨーク) ・第50回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご子ども未来プラン」策定 ・「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-後期実施計画」策定 ・「第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画-新ひょうごアクション8-」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定 ・県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば」を開設 ・「仕事との生活の調和と子育て支援に関する三者合意」締結
2007年(H19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
2008年(H20)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正法」施行 ・「女性の参画加速プログラム」策定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女家庭課を男女青少年課男女家庭室に改組
2009年(H21)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 ・ひょうご仕事と生活センター開設 ・男女青少年課男女家庭室を青少年課男女家庭室に名称変更
2010年(H22)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうご子ども未来プラン」策定
2011年(H23)			<ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県男女共同参画計画-新ひょうご男女共同参画プラン21-」策定

平成23年度 ひょうご男女共同参画白書

平成23年9月発行

兵庫県企画県民部県民文化局男女家庭室

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL : 078-341-7711 (内線 2801、2802)

FAX : 078-362-3957

E-mail : danjokatei@pref.hyogo.lg.jp